



The Officer in Charge of Invitation for Proposals
Concerning National Strategic Economic Growth Areas
Regional Revitalization Bureau
Cabinet Secretariat

September 9, 2013

The European Business Council in Japan (EBC) is submitting the following proposal concerning the “National Strategic Economic Growth Areas.” Please note that the EBC was not informed about this opportunity until September 4, which was extremely short notice before the deadline of September 11 and our proposal is, therefore, of a limited nature.

As the EBC is not a business, but a trade policy organisation that works on behalf of European companies in Japan, our proposal is by necessity, general in nature and focuses on the tariff and non-tariff issues that our member companies face on a national basis.

We propose that the issues listed and explained in the attached document, 通商ポテンシャルの実現 - 日本の商環境に関する EBC 報告書 2012 年, be resolved in any strategic economic growth area, particularly in Tokyo and other major cities, and our ultimate goal is their resolution on a national basis.

In particular, some key examples of problems that could be addressed in strategic economic areas are the following.

Examples of improvements to the business environment within Special Zones

- Open up for the possibility for any customs clearance officer to declare to any customs office (remote filing)
Currently, declarations can only be lodged at a customs clearance operation physically located within the territory of the responsible customs office. Deregulation of customs jurisdictions, allowing remote filing of clearances at locations independent of the territory of the responsible customs office, would increase flexibility and improve capacity planning for customs brokerage operators. The current set-up makes it difficult for foreign logistics companies, and also small and mid-sized Japanese companies, to expand the reach and coverage of their customs clearance businesses in Japan. (see White Paper p37)



- Stock-swaps.
To increase investment, the Government should refocus efforts on encouraging cross-border mergers and acquisitions as it is the single largest component – around 80% - of FDI into Japan. The use of stocks in these deals is now the most common approach worldwide. However, Japan’s current tax treatment of cross border and triangular mergers is a barrier to new market entrants with no established business in Japan but who wish to use their own shares to acquire or merge with a Japanese company. The reason is that Japan’s rules do not permit tax deferral on stock swaps between foreign and domestic companies even if the transaction is carried out using a Japanese special purpose company under the triangular merger scheme (which is rarely used, if at all because it requires an operational company to be established first). Current rules should be revised swiftly to permit a deferral of capital gains tax for shareholders receiving shares from a foreign company with no previous operations in Japan. Fixing this problem could help bring much needed FDI to Japan. (see White Paper p24)
- Put *kei* cars and other motor vehicles on the same regulatory and fiscal footing
Kei or mini-cars are a vehicle classification unique to Japan: such vehicles are restricted to a maximum length of 3.4 m, a width of 1.48 m, a height of 2 m and an engine displacement of 660 cc and below. *Kei* cars benefit from lower automobile-related taxes, automobile liability insurance and motorway tolls and are subject to less stringent overnight guaranteeing requirements. No foreign model qualifies for *kei* car designation, which is an artificial construct of the Japanese regulatory system. The continued existence of regulatory and fiscal privileges for *kei* cars distorts competition. (see White Paper p68-69)
- Expand the scope of products covered by Self Verification of Conformity (SCV) for telecom products (see White Paper p42-43)
An SVC system was introduced in 2004. However, the number of accredited testing bodies remains low and the SVC still applies only to wired telecommunications terminals, with limited application to wireless/radio equipment. The scope of products should be extended.
- Abolish Airport Development Special Accounts
Japan’s Airport Development Special Accounts have unfortunately had the effect of subsidising unprofitable regional airports by taxing major airports, such as Narita and Haneda, making them unnecessarily expensive. These higher costs are inevitably passed on to business travellers and tourists and serve as a deterrent to travel. The EBC believes this approach is not only unfair but also unsustainable (see White Paper p34-35)



- Enable the export of waste with negative value.
It is currently not possible to recycle materials with negative value overseas. There are provisions for exceptions, but only radioactive waste is exempted (to be included in the EBC's 2013 report currently under production)

In addition the following proposals, not cited specifically in the current EBC report, would considerably encourage FDI in the Special Zones:

- Reduction of corporate tax.
The corporate tax rate in Japan is very high, especially in comparison with neighbouring countries. For example, the corporate tax rate in Singapore is 17%, in Hong Kong is 16%, in South Korea is 24.2% and in Taiwan is 17%. These figures contrast with Japan's rate of 35%. If Japan wants to promote itself as an attractive country for FDI, a lowering of the corporate tax would be beneficial, at least in the meantime for companies investing in Japan in special zones.
- Increase in NOL periods.
Losses from upfront investments can be utilised to offset income for long periods and even unlimited periods in many countries. Investors will not fear that they are wasting legitimate investment expenses and thus are incentivized to invest in projects with longer payback periods. Currently the period is only nine years in Japan to be compared with unlimited periods in many of Japan's neighbouring competitor countries, such as Singapore, Hong Kong, South Korea and Taiwan, and major European countries. Increasing the period would make Japan a more attractive place for investments.

We hope that you will take our recommendations into consideration.

Yours Sincerely,

A large, stylized handwritten signature in blue ink, appearing to be 'Duco Delgorge'.

A smaller, more compact handwritten signature in blue ink, also appearing to be 'Duco Delgorge'.

Duco Delgorge
Chairman
European Business Council in Japan (EBC)
European (EU) Chamber of Commerce in Japan

A large, stylized yellow map of Japan is positioned in the background, extending from the top right towards the bottom left. The map shows the four main islands: Hokkaido, Honshu, Shikoku, and Kyushu.

通商ポテンシャルの実現

日本の商環境に関する EBC 報告書
2012 年

欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

通商ポテンシャルの実現

日本の商環境に関する EBC 報告書
2012年

欧州ビジネス協会

在日欧州（連合）商工会議所

**欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所**

EBC は下記の在日欧州商業会議所の通商政策機関である：

Austrian Business Council
Belgium-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan
British Chamber of Commerce in Japan
Danish Chamber of Commerce in Japan
Finnish Chamber of Commerce in Japan
French Chamber of Commerce and Industry in Japan
German Chamber of Commerce and Industry in Japan
Hellenic Foreign Trade Board
Icelandic Chamber of Commerce in Japan
Ireland Japan Chamber of Commerce
Italian Chamber of Commerce in Japan
Netherlands Chamber of Commerce in Japan
Norwegian Chamber of Commerce in Japan
Polish Chamber of Commerce & Industry in Japan
Spanish Institute of Foreign Trade
Swedish Chamber of Commerce and Industry in Japan
Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan

Executive Operating Board

Chairman:

Duco B. Delgorte

Senior Vice-Chairman:

Michel Theoval

Vice-Chairman:

Danny Risberg

Executive Operating Board:

Michael A. Loeffliad (Austria)
Bernard de le Court (Belgium/Luxembourg)
Richard Thornley (Britain)
Claus Eilersen (Denmark)
Erik Ullner (Finland)
Nicholas Speeks (Germany)
Declan Collins (Ireland)
Paolo Mattioli (Italy)
Taco de Vries (Netherlands)
Rune Nordgaard (Norway)
Takeshi Fujiwara (Sweden)
Christoph Saxer (Switzerland)

Executive Director:

Alison Murray

Policy Director:

Bjorn Kongstad

Communications Manager:

Yoko Hijikuro

Communications & P.R. Officer:

Victoria Fang

EBC について：

欧州ビジネス協会（EBC）は欧州 17 ヶ国の在日商工会議所・ビジネス協会にとっての通商政策部門であり、1972年に設立されて以来、在日欧州企業にとっての通商・投資環境の改善を目指し、活動を続けている。

EBCの会員は法人と個人を合わせ現在約 3,000 を数えるが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。会員企業の役員約 400 人が、EBC の 30 の産業別委員会に直接参加をし、多岐にわたる産業セクターにおいて日本の商環境の改善を目的に努力をつづけている。

EBC は、世界の主要経済地域であり日本にとって重要な貿易パートナーである欧州の諸企業の共通の立場を代表し、会員の合意に基づいた政策に従って発言をしている。

EBC はまた、駐日欧州委員会代表部および欧州各国の大使館と緊密に協力し、政策に係る提案の調整や、日本市場における欧州企業の事業活動の円滑化に向け努力を重ねている。

EBC の組織や活動に関する詳しい情報をお知りになりたい方は、下記の EBC 事務局までご連絡ください：

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7
三番町 POULA ビル 2F
電話：03(3263)6222
Fax：03(3263)6223
Eメール：ebc@gol.com
ホームページ：http://www.ebc-jp.com

**通商ポテンシャルの実現
日本の商環境に関する EBC 報告書
2012 年**

編集主幹： Bjorn Kongstad

© 2012 年欧州ビジネス協会

All rights reserved

**発行者： 欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所**

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F
電話：03(3263)6222 Fax：03(3263)6223
Eメール：ebc@gol.com ホームページ：http://www.ebc-jp.com

目次

会長からのメッセージ	4
事務局長からのメッセージ	5
はじめに	8
ビジネス関連	
人的資源	12
知的財産権	14
小売・卸売	16
法律サービス	18
持続発展	20
税制	22
金融サービス	
資産運用	26
銀行業務	28
保険	30
運輸・通信	
航空会社	34
物流・貨物輸送	36
鉄道	38
電気通信事業者	40
電気通信機器	42
医療・衛生	
動物用医薬品	46
臨床検査機器・試薬（体外診断）	48
医療機器	50
医薬品	52
ワクチン	54
化粧品	56
消費財	
酒類	60
食品	62
産業	
自動車	68
自動車部品	70
航空	72
宇宙	74
防衛・安全保障	76
建設	78
産業用材料	80
環境技術	82
エネルギー	84
補遺	
Blue Star Sponsors	88
Special Sponsors	91
Sponsors	92
Supporters	94
EBC Premier & Affiliate Members	95
Executive Operating Board	96
Board of Governors	97



会長からのメッセージ

東日本大震災とその余波が各地で人命と生活に壊滅的打撃を与えた2011年3月の悲惨な出来事は、日本にとっての転機となり、日本経済の再生を目指す多数の取り組みにただならぬ痛切さと決意をもたらしました。今やきわめて多くの事柄の行く末がこうした取り組みにかかっています。本書、2012年版欧州ビジネス協会（EBC）年次報告書の目的は、そうした取り組みを成功に導くべく、EBCのアイデアを通じて貢献することです。

2011年3月以前からすでに、日本は数々の大きな課題に直面していたと言わなければなりません。日本経済は長年にわたり、不況の波にもまれました。少子高齢化が国の財政をますます逼迫させるなか、日本の伝統的な市場では競争が熾烈化していました。そうしたなか、2008年に世界金融危機が襲い、その結果、輸出需要が激減、さらに円高がこれに追い討ちをかけました。内需は乏しく、輸出の穴を埋めることはとてもできませんでした。こうした背景に照らすなら、新しいアプローチが必要であることは明白でした。

新成長戦略の発表は、針路変更にも本腰を入れて取り組むことを物語る歓迎すべき兆しでした。内閣府行政刷新会議の作業によって強化されたこの戦略は、東日本大震災の被災地の復興のみならず、景気全体を刺激するためのロードマップも提供し、改革と投資に明確な優先性を置いています。

この成長戦略は、国際通商や、諸国間のハイレベルの経済パートナーシップを推進する政策が果たすべききわめて重要な役割を認識しています。EBCはこの認識を共有しています。EBCは、通商を開き海外からより多くの資本を集めることが、日本の今後の繁栄にとって肝要であると確信しています。間違いなくこれは、規制環境の相当の改善を必要としますが、規制環境は依然、不透明な行政慣行や、日本独自の基準、時間のかかる製品承認・認証手続といった問題を抱えています。本報告書は、そうした通商障壁の例を多数収めています。そうした障壁を取り除くことは対日直接投資を促進し、日本経済を新しい製品やビジネス・アプローチで豊かにするとともに、新たな雇用を生み出すことになるとEBCは確信しています。それは、世界市場において一層の革新性と競争力を持つようになることを国内企業に促す上でもきわめて重要でしょう。

したがって、2011年5月に開かれたEU日定期首脳協議が、「包括的かつ長期的な観点から二者間関係を深めること」、および「深くかつ包括的な自由貿易協定（FTA）/経済連携協定（EPA）」に最終的に道を開いたプロセスに着手することを決議したのは喜ばしいことでした。2012年11月29日に、欧州理事会は、EU-日本FTA/EPAの協議を開始することで合意し、歴史的な一歩を記しました。EBCは40年このかた、相互通商環境を改善することをEUと日本に求めてきましたが、今日まではその機会がとらえられることは決してありませんでした。対話、会議、首脳協議を通じてEU日本間の通商の段階的変化を達成することを目指すあらゆる試みは、失敗に終わっていました。そうした失敗の影響は、海外市場進出を目指し苦闘する企業や、有望な機会が官僚的形式主義によって締め付けられる憂き目に遭っていた企業のみならず、進出を試みることさえ差し控えていた多くの企業も含め、ビジネス界全体で痛感されました。EUと日本の指導者がそうした流れを断ち切ったという知らせは、歓迎すべきであるだけでなく、当然至極のことでした。

EBCは、日本を前進させる方法に関する議論に対し、提案できることを数多く持っています。FTA/EPA交渉へ向けての準備として2011年に行われたEU-日本間の範囲確定作業へのEBCの詳細な意見提供に続いて、EBCの2012年版報告書は、改革が焦眉の急であると思われる主要分野を特定し、改革へ向けた最優先の提案を行います。多くの改革は、覚悟を決めた政府による一方的な措置を必要とするだけですが、中には、国際協力を必要としEU-日本FTA/EPAの枠組みから大きな恩恵を得るであろう改革もあります。結論は明らかです。日本の今後の隆盛は、世界経済において繁栄を遂げるための日本の能力にかかっています。今こそ、通商ポテンシャルを実現すべき時です。

デューコ・デルゴージュ
欧州ビジネス協会 会長
(MIE PROJECT株式会社代表取締役社長)

事務局長からのメッセージ

欧州ビジネス協会（EBC）は、日本の商環境に関する 2012 年版の報告書「通商ポテンシャルの実現」の刊行を謹んでお知らせ申し上げます。

本報告書は、日本が 2011 年 3 月の悲劇から今なお回復途上にあり、世界金融危機の影響がまだ残るなか、経済成長への復帰を目指して苦闘しているさなかの刊行となります。さらに日本は、輸出市場における熾烈な競争と、深刻化する国の財政逼迫にも直面し、多くのビジネス分野における根本的な脆弱さを露呈しています。欧州ビジネス協会（EBC）は 40 年このかた、歴代政権に対し、在日欧州企業だけでなく、日本企業を助けるためにも、そうした脆弱性に対処するよう強く求めてきました。対日直接投資水準が継続的に低いことは、日本の競争力を損ないます。国内企業は挑戦にさらされないままとなり、生産性や、乏しい成長見通しを向上させるインセンティブはほとんどありません。日本経済は斬新なアイデア、資本、雇用を手に入れる機会を逸してしまいます。消費者は画期的な製品を手に入れる機会を逸してしまいます。ことによると、命を救ってくれる新しい治療法を利用する機会を患者から奪うことにすらなりかねません。

本報告書の目的は、在日欧州企業の視点から経済再生の見込みを低下させている諸問題を特定し、そうした諸問題にどう対処すべきかについて実際的な提案を行うことです。商環境を決定づける面での規制の役割に主眼を置き、国内の規則を国際標準に揃えることのメリットを浮き彫りにします。それは、欧州企業が日本と通商を行う助けになるだけでなく、日本企業が世界と通商を行う助けにもなるのです。EU-日本 FTA/EPA へ向けての交渉は、こうした諸問題を成功裏に解決して日本と EU を持続的な経済成長の軌道に乗せる見込みを大幅に向上させるでしょう。

本報告書に収められた提案は、現実的なものです。すなわち、実際的で簡潔であり、また不必要なコストと事務的手続を排除し、開放性と透明性の向上を目指し、イノベーションと競争を促進することに明確に重点を置いています。提案は、EBC の産業分野別委員会から寄せられた意見に基づいており、日本とその他の市場の双方における事業経営についての各委員会の豊かな知識と経験を反映しています。各委員会の貴重な専門知識、ならびに各委員長、多くの会員企業、および主要関係団体である欧州各国商工会議所やその他の在日ビジネス団体に感謝いたします。最終稿は、いただいた数多くのご意見を取りまとめた EBC のポリシー・ディレクターであるビョーン・コングスタード氏の熱意の賜物です。

EBC の活動に対し継続的なサポートをいただいている駐日欧州連合代表部および欧州連合加盟各国の在京大使館のご厚意にも EBC を代表して感謝申し上げます。末筆ながら、惜しみない財政的支援によって本書の刊行を実現して下さったすべての EBC 会員の皆様にも深謝申し上げます。皆様には巻末のスポンサー様および支援者様セクションへの掲載をもってご厚情への感謝のしるしとさせていただきます。

我々はこの EBC 報告書が、経済的課題の解決策を見出すことを目指す日本政府の取り組みに多大の貢献をなしうることを確信しております。EBC の会員は、日本を事業活動の拠点としており、日本人を雇用しています。彼らは、日本の市場の重要な一翼を担い、各々の本社に、継続的に日本に携わり投資するよう熱心に奨励しています。彼らの日本への個人的献身は揺るぎなく、その提案はこの上なく誠実です。

EBC はあくまで、市場アクセスが改善すれば、ビジネスの成長や、雇用の増大、すべての面での繁栄のための新たな機会につながるものと確信しています。本報告書は、これを達成する方法についての豊富なアイデアを提供します。就きましては、本報告書を読者の皆様にも託すとともに、EBC の提案についてさらに詳しく皆様と検討する機会を心待ちにしております。

アリソン・マリー
欧州ビジネス協会 事務局長



はじめに

はじめに

日本の商環境に関する前回のEBC報告書が刊行されてから、波乱に満ちた2年が経過した。この間、日本は国内史上最悪規模の自然災害（および人災）に見舞われ、またもや首相が交代し、貿易収支は引き続き赤字を記録し（2011年は2.5兆円）、日本経済を新たな軌道に乗せるための主要な戦略群が立ち上げられた。したがって、今回のEBC報告書の背景説明を行うのはなかなか大変な仕事である。ただし、問うべき本当の疑問は、何があったかではなく、何が本当に変化したのかである。

政治レベルでは確かに、政府の顔ぶれが多少新しくなった。民主党は2009年8月から政権に就いてきたが、菅直人首相（2010年6月～2011年9月）に代わって野田佳彦首相が政権を継いだ。野田首相は、経済および外交政策についての激しい論争と意見の相違があるなかで舵取りを試みるという多難な任務に臨んだが、結局、衆院を解散し民意を問うことを決断した。本報告書の脱稿時点において、日本は12月の総選挙に向けて動いている。しかし、12月に誰が勝利を収めようと、主要な問題は今までと変わらない。

2011年3月に起きた東日本大震災は、停滞した日本経済を再生するという、長年未解決のままとなっている問題への政府の取り組みに重大な転機をもたらした。内閣府の見積もりでは、物的損害の被害額だけでも17兆円近くにのぼる。それに加え、東北地方にある供給業者に全面的に依存していた多くの企業は、在庫が底をつき生産が継続できなくなる事態に直面した。輸出と消費者の信頼が低下し、製品が放射能汚染されているのではないかとの懸念がこれに追い討ちをかけた。その一方、福島原発の停止は電力不足につながり、産業界と家庭は共に停電を耐え忍んだ。震災から得られた一つのきわめて特筆すべき教訓は、日本のすべての原発が緊急安全対策等およびストレステストのため稼働停止となり、今なお、ほんの一握りの原発が再稼働に入ったにすぎないという状況のなか、日本がエネルギー政策を見直す必要があるということだった。原子力の不在は、代替のエネルギー供給を探すことを余儀なくされた電力生産者にとってのコストを引き上げている。そうしたコストのつけは、産業界と家庭双方の顧客に回されてきた。

政府の成長戦略は海外に大きく目を向けたものであり、アジア地域のビジネスハブとして日本を推進すること、および対日投資を奨励する既存のプログラムを再開することを目指している。なお一層重要なことに、成長戦略は、日本と、中国や韓国といった主要貿易相手国との間の高いレベルの経済連携を構想しており、日本が環太平洋戦略的経済提携（TPP）協定に加わるとともに欧州連合と自由貿易協定を締結することにつながる可能性がある。この戦略は明らかに野心的であり、それを現実に移す作業を監督する機関として、行政刷新会議が特設された。行政刷新会議は内閣府内に置かれ、それぞれの新しい取り組みは、内閣自身が承認してから、実現へ向けて関連の省へ回される。この手法の長所は、内閣がそれぞれの改革の後ろ盾となるという点にある。これは、各省の悪名高い独立志向を克服する助けとなることが期待される。

EBCの観点から見て、行政刷新会議の報告書は歓迎すべき取り組みであり、EBCは各要素の今後の展開を、強い関心と、今度こそ日本が本当によい方向に変わるとの期待をもって見守る。本報告書が明らかにしている通り、EBC会員は、ビジネスを行う現在の環境を改善し、より高成長へとつながるであろう多数の改革案を自ら特定してきた。EBCが以前から措置を求めてきた分野において、行政刷新会議の報告書で取り組むことが予定されているいくつかの重要な前進、およびすでに実現されたその他の前進として、以下のものがある。

- 車両の承認に関する規制のさらなる整合化。
- 電気通信機器分野における自己確認の対象製品範囲の拡大。
- 臨床試験環境の効率化、安全性審査手続の改善、イノベーションの十分な認知を実現することを意図した医療改革の新5カ年計画。
- 他の先進諸国ではとうに利用可能になっている一連の新しい革新的ワクチンの承認。
- 食品添加物承認の迅速化。
- どの地域が大規模小売業向けに利用できるかを決定する立地規制の改正。



- 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構の専門スタッフ増員を通じての、国内販売向けの新しい医薬品・医療機器の承認審査手続の迅速化。
- 酒類卸売業免許に対する無用な制限の廃止。
- 国内の信号制御システムについてのJR東日本の入札要請という形での、鉄道関連プロジェクトの公開入札へ向けての一步前進。
- 再生可能エネルギーへの投資を奨励し、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス源に由来する電力を固定価格で買い取ることを電力会社に義務づける固定価格買取制度の導入。
- 不必要な事務手続や、外国人専門職者誘致にとっての障害を撤廃する再入国許可制度の改正。

こうした前進は正しい方向へ一步を踏み出すものであるとはいえ、EBCは、日本経済の低迷に対処し活性化を図るためには、改革の全体的な範囲とペースがまだ不十分とみている。そのため、EBCの2012年版報告書の根底にある主要なテーマ群は、日本が以下の改革を導入することを求めている。

- 規格、製品認証、上市承認の相互承認へ向けてのEU当局との協力緊密化、および国際規格の採用 — 例えば医療機器、乗用車、環境技術、小売、食品といった分野において。
- 製品が市場に到達するのを妨げるまたは遅らせる、高コストや不必要な事務手続といった障壁の撤廃 — 例えば食品分野における関税撤廃、オーガニック食品の輸入手続の合理化、日本独自の製品表示要件の廃止によって。
- 公正な競争と、国内外のすべての企業の公平かつ平等な待遇を確保するための監視強化 — 例えば軽自動車に関する規制面・金銭面の特権の廃止、羽田空港で欧州航空会社に認められるアクセスの改善、JALの救済が不公平な競争上の強みにつながらないことの保証、日本郵政のすべての競争相手にとっての公平な競争条件の確保によって。
- サービス分野におけるより公正でオープンな競争 — 例えば外国電気通信事業者にとってのネットワークアクセスの改善によって、および、防衛や建設といった分野における公的調達契約入札面において。
- 対日直接投資の条件整備 — 例えば銀行業務および資産運用分野において、日本独自で、グローバルな組織構造とは相容れない要件を廃止することによって。
- 研究開発への投資に対するインセンティブ強化 — 例えばイノベーションの価値を認め、それに報いるための、医療分野における償還制度を通じて。

本報告書の個々のセクションでは、分野別にさらに詳しく述べ、日本が目下目指している経済の真の変革をもたらさしめる行動についてさらに具体的な提案を行う。また、EU-日本自由貿易協定（FTA）/ 経済連携協定（EPA）に向けての交渉で取り上げるのが最善とみられる分野にハイライトを当てる。そうした協定の可能性は、2011年5月のEU日定期首脳協議で提起された。その後、EBCが詳細な提案群を寄せた範囲確定作業は、交渉で取り組むべき問題の範囲と種類、および双方がそれぞれ目指すことになる成果を確認した。これを踏まえ、欧州委員会は交渉を開始すべきであると勧告し、この案件は欧州理事会に持ち込まれたが、2012年11月29日、欧州理事会は通商交渉の開始を承認する歴史的な決定を行った。EBCは、EBC会員の関心事がFTA/EPAで必ず取り上げられるようあらゆる努力を払う所存である。EU-日本間の通商関係に未開発のポテンシャルが膨大に秘められているのは明らかであり、双方とも、この協定がもたらす一層の繁栄と経済安定の見込みをみすみす見送る手はない。本報告書を『通商ポテンシャルの実現』と題した所以である。

本報告書の構成

EBCのポリシー・ディレクターの手による本章「はじめに」は、日本の現在の商環境に影響を及ぼしているものとしてEBCが特定した主要な要因の一部を紹介する。また、本報告書の主要テーマの概説も行う。「はじめに」の後には、個々のEBC産業別委員会の関心事をそれぞれ取り上げる31の章が続く。各章は、委員会のメンバーにより、各自の洞察に基づき、また、欧州やその他の市場についての深い個人的知識と併せ、日本でのビジネス運営面の広範な実地体験を生かして執筆されている。各章は、それぞれの産業分野に影響を及ぼす諸問題と過去1年間の動きを要約し、続いて、さらなる規制改革へ向けての一連の提案を提示する。

ビジネス関連

人的資源
知的財産権
小売・卸売
法律サービス
持続発展
税制

Mr. Steve Burson

Chair, Human Resources Committee

(President, H&R Consultants K.K.)

c/o H&R Consultants K.K.

2F EXOS Ebisu, 1-24-14 Ebisu

Shibuya-ku, Tokyo 150-0013

Phone 03-5449-6061

Fax 03-5449-3267

人的資源

はじめに

日本の経済と人口統計の見通しは、多くの面で暗たんとしている。今後予想される熟練労働者の減少、高齢化、出生率低下は、国内企業と外資系企業ならびに日本経済の長期的活力にとって大きな難題を突きつけている。いくつかの予測によると、日本の人口は2050年までに半減するとされている。そうした状況からはまだほど遠いとはいえ、労働人口の絶え間ない減少の兆しはすでに現れている。EBCは、この減少に対処するには4つの方法しかないとみている。すなわち、生産性向上、労働人口へのより多くの女性の導入、出生率増大、及び／又は移民の数の増大である。EBCは、熟練した競争力ある労働力を維持するためには、4つの分野すべてで政策が必要とされると考えている。

最も高い優先性を持つのは、労働人口への復帰を日本の女性に動機付け促進する切実な必要性である。「短時間勤務正社員」制度等の構想が導入されているが、一般にはあまり周知も利用もされていないため、日本の主婦の多くは、正社員になることに踏み切れないと感じており、したがって、労働市場に入ること依然消極的である。これは、利用可能な人的資源の無駄遣いとしか言いようがない。

2012年7月、改正された「入管法」との統合により「外国人登録法」が廃止され、すべての入国管理情報の管理が法務省入国管理局下に一本化された。EBCは、より多くの在留外国人におおむね益するこの改革を行った法務省と日本政府を称賛する。新しい制度、とりわけ再入国許可制度の改正は、外国人専門職者にとって日本の魅力を高めた。この制度は設けられてからまだ日が浅く、EBCには混乱に関する報告が数件寄せられているとはいえ、EBCでは、大きく一步前進したと考えている。日本が世界市場で競うためには、入管政策の継続的改善を行うことが必要不可欠である。

ここ数年の労働法の改正は、労働時間、報酬、年金制度、契約等の面で一層のフレキシビリティをもたらすことに成功したが、その一方で、依然として長期雇用制度の維持に固執し続けている。2010年には大企業に関して労働基準法の「時間外労働」がさらに改正され、超過勤務時間が一定限度に達した場合、時間外労働の賃金率がより高くなる。2013年以降、政府は、同じ会社に5年以上勤務したパートタイム従業員や契約社員を正社員と同じ待遇にする法律を導入することになっている。従業員にとってそうした改正は心強いとはいえ、従業員保護の継続的強化は日本企業の競争力に大きな負担を課し、人件費を抑えたり、経済・政治・社会情勢上、人員調整が必要となる場合に変更を行ったりする企業の能力を制限する。さらに、不況時に派遣労働者を派遣会社による解雇から守るための労働者派遣法の改正の可能性もある。これが実施されると、企業は熟練労働者の管理面でほとんど柔軟性を持つことができなくなる。そうすると、新たな雇用契約を結ぶ企業の意欲を失わせる可能性が高く、これは労働人口への女性の参加意欲を高める助けにもならなければ、新卒者の失業率増大を抑える助けにもならない。

2001年の確定拠出年金法により、雇用者はよりフレキシブルで魅力的な年金制度を被雇用者に提供することが可能になった。しかし、離日する外国人労働者への日本の年金制度への強制拠出の払い戻しを、最後の3年間の保険料支払に制限されている現行額から拡大することを可能にする改正がまだ必要である。年金拠出の払い戻しは、ベルギー、フランス、英国、ドイツ、オランダ、チェコ共和国、アイルランド、スペイン、イタリア、スイス、ルクセンブルグ、ハンガリー、スウェーデンとの間で締結済みまたは交渉中の、個別の社会保障協定によってカバーされる。日本政府は、残るすべてのEU加盟国ならびにノルウェーおよびアイスランドとの社会保障協定を締結すべく速やかに行動すべきである。EU・日本間の包括的なFTA/EPAは、社会保障年金拠出払い戻しについて複数の二国間協定を結ぶプロセスを合理化することができる。EUと日本は、欧日両地域へと拡大する、より統合された労働市場の創出を視野に入れ、EU・日本間のすべてのビザおよび就労許可要件を撤廃すべきである。

主要な問題および提案

■ 入国管理、再入国許可、および新しい「在留カード」

年次現状報告：大いに進展。入管法と外国人登録法の合併および「在留カード」の導入が、2009年7月15日に国会で可決され、新制度が2012年7月9日に施行された。解決すべき問題はまだいくつかあるものの、EBCは政府の仕事ぶりに喝采を送ると共に、この進展を、政策をどのように改善できるかを示す模範例ととらえている。

提案：

- 地方支分部局の設置場所が限られていることに起因する、地方支分部局に定期的に出向く不便さを認識し、「在留カード」の詳細の変更をオンラインおよび郵送で行える申請制度を実施すべきである。
- 再入国許可制度を全廃すべきである。
- 日本への熟練労働者の入国を促進するため、入管政策をさらに改める。例えば、多くのビザの категорияは、学位がない場合、「業界」での10年以上の実務経験を義務付けている。こうした政策は、往々5年未満で十分な経験を積みうる熟練労働者が、日本を避け、それほど要件が厳しくない他の先進国や途上国を目指す要因となる。
- 多国籍企業が日本勤務ポストに最良の人材を誘致できるよう、配偶者ビザ保有者に就労許可を自動的に交付する。

■ 職場の多様性

年次現状報告：進展なし。日本の将来の繁栄は、高齢化する人口を支えたとともに日本の経済を推進するのに十分な労働人口を維持することに大きく依存する。労働人口を増やすための最も容易な方法は、労働市場への女性の参加を拡大することだろう。EBCは日本政府に対し、職場の多様性に一層焦点を合わせ、労働市場への一層の女性の参加と、家事と子育てへの一層の男性の参加を支援・奨励するよう強く要望する。

提案：

- 「扶養配偶者」に年間140万円以上の所得をあげる意欲を失わせる「配偶者特別控除」を廃止する。
- 日本株式会社内での「短時間勤務正社員制度」の認知度を高め、税額控除、給付金またはその他の手段を通してこの制度を利用するインセンティブを企業にもたらす。
- 女性の労働市場参加と男性の家事参加を支援するための十分な保育施設、制度、人員配備の確保に必要なインフラを大幅に拡大・改善する。
- 長期雇用ではなく業績に基づく競争力ある労働力創出を促進する雇用法を導入する。従業員の十分な保護は必要だが、雇用主も、業績不良の労働者を排除するための法的枠組みを必要とする。

■ 年金

年次現状報告：徐々に進展。ベルギー、フランス、英国、ドイツ、オランダ、チェコ共和国、アイルランド、スペイン、イタリア、スイス、ルクセンブルグ、ハンガリー、スウェーデンとの間で、社会保障協定が交渉中または締結済みとなっている。日本は、スロバキアとオーストリアとの協定も検討中である。協定を結んでいない国の国民の場合、日本の年金制度への強制拠出の払い戻しは、依然、最高3年が上限となっている。

提案：

- 日本の公的年金制度への強制拠出は、脱退する外国人とその雇用者に全額払い戻されるべきである。さらに、給付は、制度への25年間の拠出要件なしに行われるべきである。
- 外国の年金制度への拠出に対しても、日本の年金制度への拠出の場合と同じ税控除が適用されるべきである。
- 日本政府とEU加盟国は、相互社会保障協定を速やかに締結すべきである。

知的財産権

はじめに

日本は相変わらず世界で最も魅力的な高級品市場の一つであり、その大きさゆえに日本は模倣品売上の主要な標的ともなっている。日本に流入・流通する模倣品の多くは現在、インターネットを通して販売される。日本の司法権の及ばない海外サーバーに所在する日本人向け偽造品販売サイトから日本の法律では残念ながら禁じられていない個人使用の名目で流入する模倣品や、中小のオークションサイトで販売される模倣品が問題である。又、大手オークションサイト並びに大手ショッピングモールは、画面情報から模倣品に関わると判別できるものについての排除にほぼ成功しているものの、画面情報から偽造品と判別のつかない模倣品を排除する手段は見出せていない。こうした形で海外著名ブランドとして販売される商品の20%以上が実際には模倣品と思われる。

ここ数年間、日本の関係当局は、知的財産権侵害のより積極的な取り締まりに乗り出している。特定商取引法の改正は改善につながっている。この措置は、インターネット・オークションサイトの出品者等の情報開示を義務づけることによって出品者の身元確認の管理強化を目指すものであり、20点以上の高級ブランド商品を販売する場合には特定商取引法の規定を順守しなくてはならない。出品者がこの義務を守らない場合、経済産業省は、当該出品者によるオークションサイトでの商品販売の禁止を要請できる。これは効果的な手段だが、その潜在的可能性が実現されるのは、それがより組織的に使用される場合に限られる。さらに2007年には、関税法の下で権利者が、従来までの規則であった、税関を訪れて疑わしい商品を直に確認することを義務づけられることなく、確認のため疑わしい商品の画像をEメール送信してもらうことを要請できるようになった。さらにまた、権利者からの批判が多かった、Eメールによる情報送信を要請できる疑わしい商品の点数を10点までとする制限は撤廃された。

しかし、重要な法律改正や、ここ数年間の監視強化に伴う心強い成果にもかかわらず、重大な問題も残っている。日本の当局が今後、未解決の問題に対処する解決法を真剣に模索するであろうとEBCは確信している。例えば、模倣品がきわめて多数にのぼるなか、税関は毎年、そのうちの比較的わずかの比率にしか対処していない。税関は2011年には567,107点の模倣品を没収したが、輸入品すべてが税関によって効果的にチェックされるわけではないため、これは氷山の一角にすぎず、人員増強の必要性を物語っている。

主要オークションサイト運営会社であるYahoo! Japan、楽天、DeNAは、模倣品との戦いにおいて大きな役割を果たしている。例えば、Yahoo! Japanは、200人を上回る体制を構築し自身の運営するオークションサイトを監視し、権利者団体を通じて模倣品やその販売者に関わる情報を有名ブランドと交換するなどして確実な成果をあげている。楽天、DeNAも企業基準を引き上げる一層の努力をしている。主要オークションサイトは、画面上の情報から模倣品を特定した場合には常にそれを排除しており、その結果、本物の製品に対する模倣品の比率は約1%となっている。こうしたオークションサイト運営会社は管理も強化しており、模倣品を売りに出したことのある者は出品を禁じられ、新しい登録IDを取得することもできない。

したがって、インターネットからの模倣品の排除面で、日本は欧米諸国に匹敵する体制を構築している。しかし、大幅な改善をよそに、日本の規制はあらゆる種類の商標侵害の防止面でまだ十分とはいえないため、重大な問題が依然未解決となっている。例えば、個人用であれば模倣品が禁止されていないこと及び日本領内への模倣品の流入を助長するものである並行輸入がいまだに認められていることが主な問題である。検察・警察は模倣品を販売しているとの販売者の自覚を証明する義務を裁判等で負っており、知情の証明に関する困難さは、一部の輸入業者に、処罰されることなく模倣品の輸入を続けることを許している事等があげられる。

知的財産権委員会は、さらなる状況の改善と共通の規定や原則の確立のために、FTA/EPAへ向けてのEU-日本間の今後の交渉に知財権を含めるべきであると確信する。

主要な問題および提案

■ インターネット上の偽商品

年次現状報告：若干進展。インターネットは依然、日本における模倣品売買の主要な場となっている。オークションサイト運営会社は、権利者から提供される情報に基づいた監視強化や模倣品の排除など、模倣品を一度でも販売したものを締め出す対策の強化によって、この種の販売への対抗措置をとってきた。しかし、特定商取引に関する法律は範囲があまりに制限されていることから、オークションサイトで販売される商品には実際には適用されず、また、日本で出回っている模倣品の相当部分を占める衣料品に関する制限を含んでいないため、その施行は十分組織立ったものではない。又、関係省庁・オークションサイト管理者・権利者が協力し模倣品を排除するというシステム、「日本方式」は、大きな成果を上げているものの、海外に対するアピールは積極的に行われていないのが実情である。

提案：

- 特定商取引に関する法律の範囲を広げ、運用ガイドラインを見直すと共に、インターネットのオークションサイト運営会社とより強い連携を構築し、実際の運用を強化すべきである。
- 「日本方式」を海外に向かってよりアピールし、海外の政府等に採用させ、緊急を要する海外インターネット市場の一日でも早い浄化を求めるべきである。

■ 個人使用目的の輸入

年次現状報告：進展なし。「個人使用」目的での模倣品の輸入は日本ではまだ合法とされており、この点は、法律を犯すおそれなしに少量の偽商品を商業目的で輸入することを目論む個人に利用される抜け穴となっている。税関は、侵害疑義物品を発見した場合に輸入者に認定手続開始通知を送付するが、輸入者の9割以上が放棄をしてきた。が、近年は「個人使用目的」と称すれば輸入が可能であることやそうした通知に拘束力がないことが周知されつつあり、放棄する輸入者は減少方向にある。

提案：

- 個人使用目的であるか商業目的であるかにかかわらず模倣品の輸入を禁止するよう商標法改正に限らず法令の整備を行うべきである。模倣品の輸入を確実に防止するには、これが唯一の手だてとなろう。
- もしくは、個人使用目的の輸入であること決定的に証明することを輸入者に例外なく義務づけることで改善を図れるだろう。

■ デザイン

年次現状報告：進展なし。デザインに関する知的財産を保護するための手続きは複雑且つ高額であり、ヨーロッパおよびその他の主な市場で受けている水準の保護を日本では享受できない。

提案：

- 申請の費用を軽減し、申請の審査手続きを廃止又は緩和すべきである。
- デザインにおける類似性に関しては日本の裁判所はより厳格な対応を行うべきである。

Mr. Francesco Formiconi

Chair, Retail & Wholesale Committee

(Chief Operating Officer, Giorgio Armani Co., Ltd.)

c/o Giorgio Armani Co., Ltd.

Armani/Ginza Tower, 5-5-4 Ginza

Chuo-ku, Tokyo 104-0061

Phone 03-6274-7085

Fax 03-6274-7089

小売・卸売

はじめに

日本の小売市場は世界で最も大規模かつ最も活発な市場の1つである。欧州の小売業者のプレゼンスがおおかた高級品分野に限られていた長年の期間を経て、ここ5~6年は、ファストファッションとホームインテリアの両分野で欧州の新しい小売業者が日本で急速に地位を確立してきた。そうした小売業者の成功は、より幅広い選択肢や、往々にして買い得な価格を提供し、また多くの場合、これまで手に入らなかったまったく新しい商品の提供を通じて日本の消費者に明らかに恩恵をもたらしている。欧州の小売業者の日本での成功は、日本経済全体にも利益をもたらす。相当の雇用を創出するとともに、従来悲惨な状況にあった多くの都市の再活性化を助けるからだ。欧州の競争相手の進出により、グローバルな競争力をさらに強化するインセンティブがもたらされるため、日本の小売業者や卸売業者にプラスになる。そのきわめて具体的な例はユニクロとニトリであり、どちらも今や、これまで以上に力をつけている。

欧州の卸売業者と小売業者は、近年の成功にもかかわらず、日本市場において依然相当の障壁に直面している。第一に、専門小売チャンネルでは外国小売企業の活動の著しい拡大が見られているとはいえ（多くの小売店舗はフランチャイズを通じ、あるいは日本企業へのライセンスのもとで活動しているにせよ）、外国小売企業にとり、日本市場に参入する際にグローバル規模のロジスティクスを活用することは困難となっている。第二に、新規小売店舗を開発・開設するプロセスは、制限、非効率、遅滞がつきものとなっている。第三に、EBC小売・卸売委員会は消費者保護に関する日本政府の懸念を理解・共有してはいるが、欧州の規則はこの同じ懸念に十分以上に対処しており、安全かつ良質な製品を保証していると確信する。したがって、欧州の基準をすでに満たしている製品に日本の規則・規制を適用することは、貿易障壁を生み出すことにしかならない。そうした障壁の例としては、日本独自の表示規則、安全基準自体には関係のない融通性に欠ける食品衛生規則、国際基準や欧州の認可の不承認などがある。こうした障壁は、グローバルなサプライチェーンを有する企業にとってとりわけ不利になる。さらに、様々な消費者製品の輸入・認証・表示の手続きは、製品がすでに国際規格や欧州規格に適合している場合ですら、日本特有の基準による試験を新たに行うことが日本の当局から求められるため、依然、過度にコストのかかる複雑なものとなっている。この問題は、後述の提案で述べられている通り、いくつかの分野に影響を及ぼす。

日本は、著作権や商標その他の知的財産の法律や規制を精力的に実施している。税関は、多くの模倣品を水際で検査し食い止めているが、本報告書の知的財産権のセクションで示唆されている通り、この点についてはもっと多くのことをなすだろう。日本は、「グレーマーケット」商品（すなわち、日本国外での販売・流通は認められているが、日本国内での流通は知的財産権利者やその他の関係者によって許可されていない本物の製品）の輸入と流通に関して、世界有数の手ぬるい規則・規制も採用している。グレーマーケット商品に対するこの寛大な姿勢は、日本の公認販売業者・卸売業者・小売業者の間で混乱を招き、ブランドの管理およびマーケティングに無用の難題を付加している。由々しきことに、グレーマーケット商品の多くの輸入者は安全性試験要件を巧妙に回避し、その結果、日本の消費者を時として危険にさらす。

しかし、この分野のすべてが暗澹たる状況というわけではない。EU-日本間の範囲確定作業と行政刷新会議は、早期改革の対象となるいくつかの事案を明らかにした。EBCは、酒類卸売業免許の問題が長年にわたる論議を経て2012年末までに解決される見通しを楽観視している。行政刷新会議は、大手小売業者が大型店設置のための用地を確保することを困難にしてきた大規模小売業に関する都市計画法の問題も視野に入れている。後者の問題は本稿入稿時点にはまだ完全には解決されていないものの、EBCは、これまでになされた進展に喝采を送るとともに、今後も引き続き動静をつぶさに監視する。

欧州市場向けにすでに認証された製品を日本市場で販売する場合や、日本市場向けに認証された製品を欧州市場で販売する場合に、新たに試験と認証を受けなければならない理由がEBCには皆目わからない。ほとんどの小売製品の規格は同様であるため、EUと日本はFTA/EPAによる規格と認証の相互受け入れを確立し、双方の市場で事業を行う企業にとって有益となるような措置を速やかにとるべきである、とEBCの小売・卸売委員会は確信している。

主要な問題および提案

■ 法外なコストのかかる輸入認可・認証・表示規則

年次現状報告：進展なし。日本へ輸出される製品のEN（欧州規格）およびISO規格またはCE（Conformité Européenne）マーキングの受け入れに難色を示すことは、新製品の市場導入を遅らせるとともに、輸入コストを増加させる。EBCは、消費者の安全確保の必要性を理解する一方、より円滑な通商を促進するため、食品衛生法における、器具・容器包装およびおもちゃに関する基準と、関連輸入制度を改定するよう政府に特に要望する。食品衛生法で扱われている製品は、輸出国が日本のどちらかでしか試験できないが、これは安全目的に何ら役立たない無用な制限である。

提案：

- 日本とEUは、再試験の必要性を減らすため、製品の輸入申請手続に適用される規制を相互に受け入れるべきである。
- 日本は、輸出国にかかわらず、日本政府によって承認されたいかなる検査機関でも器具・容器包装およびおもちゃの試験を行えるようにすべきである。

■ 家庭用品の表示

年次現状報告：若干の進展。家庭用品品質表示法は、同法で定められた対象品目の表示を規制する。同法は、4つのグループ（繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品）に分類された約90品目について、同法の定める表示事項を表示することを要求している。EBCは、同法の改正を検討している消費者庁の最近の活動を歓迎する。消費者庁は、現行の枠組み内での短期的改正と、枠組み自体の長期的改正という2段階のプロセスを予定しているが、EBCはこのプロセスには十分に包括的なアプローチが欠けていると考えている。

提案：

- 長期的改正は、対象品目制度を廃止し、個々の製品の特性に応じた表示内容を表示可能にすることを目的とすべきである。消費者庁は、世界中の市場に製品を供給するグローバル企業のニーズをもっと考慮すべきである。これは、日本の消費者を害することなしに、海外市場で活動する日本企業にも有益となるはずである。

■ 革靴の関税割当

年次現状報告：新たな問題。各種の靴関税品目には割当が適用される。こうした割当を通じ、輸入靴はより低い関税の恩恵を受けうる。割当は輸入実績数値に部分的に基づく一方、総量の一部は「新規者」専用となっている。現行制度の主な問題点は、透明性の欠如と、靴ビジネスに実際には関与していない企業が割当を保持し、それを他の企業に「売る」点にある。こうした行為は違法であるにもかかわらず、依然続いている。

提案：

- 経産省は状況の監視を改善強化して、靴の売買に適切に携わっていない企業からの申請を却下し、そうした企業の割当を解放すべきである。さらに、この制度を悪用する企業に対し、経産省がより厳しい罰則を実施することも推奨される。

■ 優越的地位

年次現状報告：新たな問題。独占禁止法は、弱小企業（往々、中小企業）を保護し、望ましくない行為への同意を他企業に強要する大企業を処罰するための、優越的地位の濫用に適用される法規を含んでいる。これは、国内企業と外国企業双方にとっての問題である。残念ながら、曖昧なこの法規を順守することは困難であり、弱小企業を保護することに熱心な公正取引委員会は、とりわけ損失分担の問題に関し、欧米で一般的な商慣行と相反している。

提案：

- EBCは、グローバルな商慣行を一層考慮に入れた独禁法の改正を要望する。EBCは同法の背景 — 望ましくない行為の強要から弱小企業を守ること — を十分に理解する一方、両当事者が損失分担に同意する場合には損失分担を可能にする形に独禁法を改正することを要望する。

法律サービス

はじめに

日本と EU 双方の当局が EU-日本 FTA/EPA の範囲確定作業に的を絞っていた 1 年間の空白を経て、本白書は復活の運びとなった。残念ながら、2 年前の白書以降のこの間、法律サービスの分野ではさしたる変化は見られていない。それどころか、たとえ変化があったにせよ、それはむしろ後ろ向きの変化だった。

2 年前には、限られたものであるにせよ、報告すべき前向きの動きがあった。申請手続の合理化を図る法務省による取り組みがあり、また、外弁が弁護士法人を設立することにより日本国内で複数の支店を通じて活動できるようにすることを検討するべく設置された外国弁護士制度研究会の報告書は、検討中の体制のうちでよりリベラルなものを採択していた。後者は、外弁に対する明らかに差別的な待遇を伴うものとして EBC が何年も前から挙げていた問題に対処するものだった。ただし、外弁を悩ませている主要な問題はこの問題ではなかった。主要な問題は相変わらず、登録に要する時間と、3 年間の専門実務経験規則である。

それ以降、合理化を目指す法務省の取り組みを覆そうとする日弁連の試みは功を奏していないようである。しかし、弁護士法人に関する法律は明白な理由もなしに弁理士会からの反対に遭っている。当該の法律が制定された場合、完全に外弁で構成される日本で活動する法律事務所は、法人を設立することや、したがってまた、支店を開設することを認められることになるだろうが、外弁と日本人弁護士の両方で構成される法律事務所はそうすることができないだろう。この区別は合理的根拠がなく、ただでさえ制限された新しい措置の有用性を低下させることになるだろう。

より幅広い観点から見ると、外弁法施行 25 周年は、現在日本で地位を確立している各種法律事務所に適合するよう、この法律をどう改正しうるかを検討したり、外弁登録制度のこれまでの推移を考慮に入れるいい機会である。これによって、さもなければ短期的には何の進展もしなさそうなこの問題のほとんどが解決するだろう。さらに、世界金融危機と対日投資の減少に伴い、多くの日本の法律事務所が業務水準の低下に直面していることは、この分野におけるさらなる景気後退を避けるべく、日本の当局が法律サービス市場を自由化する重要性を一層高める。

目指すべき 1 つの道は、FTA/EPA に関する交渉に法律サービス分野を含めることだろう。EBC 法律サービス委員会は、弁護士資格の相互受け入れ、弁護士が活動できる事業体の受け入れ、および本国法域の規則で認められたより広範囲の活動の承認を通じ、これが外国と日本双方の法律事務所に益することとなると確信する。

主要な問題および提案

■ 外弁の認定と承認

年次現状報告：進展があったかは疑問。日本で外弁として登録されるためには、外国人弁護士の本国法についての3年間の専門実務経験が必要とされ、うち2年は、日本以外の国で実務経験を積みねばならない。この規則は、日本人弁護士に適用される規則とは際立った対照をなしている。日本人弁護士は、弁護士として認定される前に弁護士資格取得後の経験を問われることはない。この慣行は差別的であるばかりでなく、資格を取得した法域ですでに弁護士として認められているのであるから、ほとんど意味をなさないとEBCは考える。そうした規則を設けるのであれば、本国法に基づく実務経験をどの程度積んできたのかといった点を重視すべきであり、場所にこだわる必要はないはずである。また、外弁登録手続に要するコストも、外国の法律事務所や個人に依然過重な負担を強いている。合理化された申請書は概してプロセスを短縮してきたが、法務省と、日弁連・地方弁護士会の各委員会双方から承認を取得する要件は、必然的に遅れを生じさせる。

外弁制度は実施から25年が経過して徹底的な見直しを必要としている。制度の改革は、現在見られるいくつかのプラストレーションを解消しうるだろう。

提案：

- 弁護士資格取得後の一定の経験年数を義務付けている規則を廃止すべきである。即時的な第一歩として、より徹底的な見直しを完了する一方、本国法に関する実務経験を、どこでそれを積んだかにかかわらず、認めるよう、法律を改正すべきである。
- 外弁登録の申請手続をできる限り迅速化することに、引き続き重点を置く必要がある。
- 現行制度の見直しを行うべきである。これにより、弁護士個々ではなく事務所単位での登録といった変更が可能になるだろう。これは、現行制度にからむ不満の排除に大いに役立つだろう。

■ 支店

年次現状報告：進展なし — 後退。現行の規則では、外弁事務所、または外弁と日本人弁護士の共同事業は、日本国内に複数の事務所を開設することができない。これに対して、日本人弁護士は、弁護士法人を通して複数の事務所を開設することが認められている。現在のところ、外弁はそのような制度を利用できない。

2009年12月、外国弁護士制度研究会の最終報告書が発表された。同研究会は、外弁がほかの外弁と、そして弁護士とも法人を設立できるようにすべきであると提言した。報告書を実現するための法案が導入されたが、これは国会で反対され、外弁が今後、弁護士とともに法人を設立できなくなるよう修正された。これは、制度の有用性をさらに制限するおそれがある。

提案：

- 法案を本来の形へと修正の上、できるだけ早急に成立させるべきである。それよりさらによい（かつ、より簡単な）解決策は、時代遅れで、国内外いずれの法律事務所のニーズにも適合しない、支店の設置に関する制限をただ単に廃止することだろう。

■ 有限責任

年次現状報告：進展なし。EBCは、外弁だけでなく、日本の弁護士のためにも、日本で活動する弁護士向けに有限責任構造を導入することを引き続き提案する。世界の他の多くの諸国では、こうした構造を利用することを専門職者に認めるのが公正と見なされてきた。外弁に関しては、これは、現行制度の見直しによってしか達成できない別個の個人としての活動よりむしろ、本国法人の支店を通しての活動を外弁に認めることによって達成しうるだろう。

提案：

- 外国および日本双方の法律事務所が、日本で有限責任制度を利用できるようにすべきであり、外国の法律事務所は、日本におけるその支店を通じて日本で業務を行うことが認められるべきである。これは、本国法人の支店を通じて日本で業務を行うことを外弁に認めるよう、既存の外弁制度を改めることで実現できるだろう。

持続発展

はじめに

天然資源が減少に向かい社会的緊張が高まりつつある、ますますグローバル化した世界において、ブルントラント委員会の1987年の報告書で打ち出されたアピール（現在のニーズと未来の世代のニーズとのバランスをとるための「環境と開発に関する世界委員会」1987年アピール）は、これまでも増して手ごわい挑戦課題に思える。持続発展と気候変動の問題に対処するためにすべての産業にわたってビジネスの革新的潜在能力を活用することは、今まで通りの生活とビジネスを可能にする、より広範なシステムの存続にとって必要不可欠である。

EBC持続発展委員会は、持続発展に貢献するという欧州企業の約束を反映し、日本市場への欧州企業のアクセスを促進することを目指す。これは、そうした進展を妨げるおそれのあるあらゆる貿易障壁あるいは投資障壁を取り除く努力を含む。EUと日本は共に、持続可能な発展を極めて重視し、類似の目標を有してはいるものの、理念、アプローチ、政策には依然として、基本的相違点が存在する。したがって、日本における進展状況は、日本が環境目標を達成するために必要なレベルに遠く及ばないままである。

これまで日本の趨勢は、環境技術・イノベーションへの集中であったが、商慣行や消費者行動が同様の切迫感を持ち、その後には続くことはなかった。諸外国では積極的に抑止される過剰包装が今なお行われていることは、最も明白な例の一つである。建設に関して言えば、日本の環境要求事項が欧米のそれに比して著しく緩やかな傾向を持つ結果、建築物のエネルギー消費削減の進展状況は期待に反したものとなっている。日本では、他の先進諸国同様、建築物が最大の温室効果ガス発生源である。研究が示すところによれば、温室効果ガス排出量の40%までもが建築物由来であり、運輸および工業分野からの排出量を大幅に上回る比率となっている。この統計に照らすならば、建築物の性能向上が持続可能な未来づくりに果たす役割は極めて重大であり、そして必要な省エネ技術および材料の採用と実現を確実にするには、政府の立法措置が必要不可欠となる。

この点において、日本の進歩は遅々たるものである。例えば、日本の建築物では依然として一枚ガラスが一般的であるが、欧州では相当以前に三重ガラスへと移行した。また日本では、今日まで「家電」に焦点が当てられてきた。例えば、日本のメーカーは、低エネルギー消費型の空調設備製造におけるリーダーである。他方で不足しているのは、建築物自体への注力である。建築物は初期段階において、エネルギー消費量の多い複雑な設備の増設を必要としない手法で、建造されるべきである。またエネルギー使用面においては、外装が最重要システムである。外装は断熱が十分になされ、夏季には外から内への、冬季には内から外への、熱エネルギーの伝達ができる限り低い部材を使用すべきである。欧州メーカーは、最優良クラスの解決策を市場で提供しているが、その採用に対する規制面の障害削減と、日本の建設業界によるその受容促進に向け、一層の努力が必要とされる。

EBCは日本政府に対し、インフラ、ビジネス、消費者行動を含む全主要分野の持続可能な発展のため、現在よりはるかに強固な姿勢で臨み、改善措置を講ずるよう奨励する。EUの戦略を例にとれば、それは以下の目標を備えている。すなわち、経済成長と環境損害との間に存在する負のつながりを断絶すること、責任ある製造物の使用を企業および公衆に奨励すること、欧州全域の公的機関に環境損害を引き起こさない製品・サービスを購入させるよう努力すること、環境にやさしい技術・イノベーションの市場を拡大すること、EU域内外いずれにおいても動物の福祉を増進させること。

EBC持続発展委員会は、日本が環境目標を達成するためには、上記全分野における進展の飛躍的な加速を実証する必要があると考える。EU-日本FTA/EPAは、持続可能な発展分野における一層の協力・協調への、不可欠な手段となるだろう。

主要な問題および提案

■ 持続可能な発展への認識・行動の改善

*年次現状報告：新たな問題。*日本は、環境にやさしい環境技術開発の最先端に位置するが、環境にやさしい行動を示すことに関しては後れをとっている。消費者に対し、行動の変化を促すインセンティブが極めて少ない。日本政府は、行動を持続可能な方向へと、より適切に導く措置を講ずるべきである。

提案：

- 日本政府は、持続発展のメリットに対する国民の認識を向上させるべきである。これは、日本の環境目標達成にも資すると、EBCは確信している。
- 環境目標設定、ならびに目標達成に必要な活動への合意に関する、日EU間の協力改善が、EU-日本FTA/EPAの主要素となるべきである。

■ オーガニック食品

*年次現状報告：進展なし。*オーガニック食品は、日本で販売される食品全体の0.2%程度を占めるのみである。これは欧州に比して約10分の1であり、先進国としてはおそらく最低水準であろう。日本の農業は依然、農薬、肥料、ホルモンといった種類の化学物質投入へ、過度に依存している。この状況は、環境の観点からも消費者の観点からも、明らかに望ましくない。日本は、国内の持続可能な有機農業の発展を含め、オーガニック食品分野の急速な成長拡大に向け、必要な措置を講ずるべきである。

目下、欧州でオーガニック認証を受け、日本農林規格（有機JAS）規定に適合し、かつ日本でラベリングされる食品は、輸入の都度、輸出元の国の大使館から補足的な有機証明書を取得する必要がある。これは、不要なコストと複雑さを増すだけの無益な手続である。

提案：

- 日本政府は、EU・日本間のFTA/EPAの一環として、日本国内で有機JASマーク表示を義務づけているオーガニック食品に関して、EU各国大使館からの補足的な有機証明書の必要性をなくすべきである。生産者がEUオーガニック認証を受け、さらに輸入業者が有機JAS認証を受ければ事足りるはずである。
- 日本政府は、オーガニック食品への関税を撤廃すべきである（オーガニック食品はすでに割高なため、関税はそれを法外に高価なものにして、消費者による購入とオーガニック食品分野の成長を妨げるだけである）。
- 日本政府は、農薬および抗生物質の使用量削減を通して、より持続可能な農業を奨励すべきである。

■ 持続可能な建設に向けた枠組み

*年次現状報告：新たな問題。*日本では、他の先進諸国同様、建築物が最大の温室効果ガス発生源である。研究が示すところによれば、温室効果ガス排出量の40%までもが建築物由来であり、運輸および工業分野からの排出量を大きく上回る比率となっている。日本の建築物の平均耐用年数は30年であり、平均耐用年数が90年である英国に比して、日本では建築物の持続可能性の水準が低いことを物語っている。さらに、日本で一般的となっている不十分な断熱では、大量の熱エネルギーが伝達してしまう。日本が遅れを回復するために必要なのは、海外の技術を採用するとともに、外国産材料使用へのインセンティブを提供することである。

提案：

- EBCは日本に対し、持続可能な、環境にやさしい建築物の、建設会社と消費者にとっての魅力を高めるためのインセンティブ制度導入を提案する。
- 日本政府は、温室効果ガス排出量削減目標を達成するため、建設分野における欧州の技術を利用すべきである。

Mr. Hans-Peter Musahl

Chair, Tax Committee

(Ernst & Young Shinnihon Tax)

c/o Ernst & Young Shinnihon Tax

Kasumigaseki Bldg. 32F., 3-2-5 Kasumigaseki

Chiyoda-ku, Tokyo 100-6032

Phone 03-3506-2087

Fax 03-3506-2200

税制

はじめに

EBCは、法人税率を2012年4月から38%、2015年から35%に引き下げ、税率を国際水準により近づけることによって日本経済にもたらされる刺激を歓迎する。これは、日本企業と外国企業両方のために日本の競争力を高めることになる。しかし、政府の前途に横たわる課題の大きさは生半可なものではない。世界経済の先行き不安は、社会福祉制度に対する日本国民の信頼低下や信頼喪失と相まって、ただでさえ低いレベルの消費をさらに押し下げている。消費税を2014年4月に8%、さらに2015年4月に10%へと段階的に引き上げることは、少なくとも社会福祉制度の財政と制度への信頼を回復する助けにはなるはずである。

EBCの提案は、政府が直面している厳しい財政面の制約を認識したうえで、税法規の不十分な透明性と予測可能性が不確実さにつながり、その結果、投資と経済活動を低下させるという事実に対処するものである。EBCは、緊急課題として透明性問題に徹底的に取り組むことが、余分の資金を費やしたり、課税ベースを浸食することなく、ビジネスを促進する最も効率的な方法となり、したがって税収維持につながると確信する。残念ながら、税制の透明性と予測可能性を向上させるために政府がこれまで行ってきた取り組みは不十分であり、その結果、状況はさして変化していない。正式制度である文書回答制度の改善は、文書回答件数の大幅増にはつながっていない。EBCは、移転価格査定に際してのシークレット・コンパラブルに関して若干の進展がみられていることを喜ばしく思う一方、納税者の機密情報を相変わらず報道機関に漏らしている点や、報道機関が相変わらず、税務当局内の情報源を引き合いに出して継続的税務調査に関する報道を行っていることには落胆している。EBCは、政府が、オランダや英国といった欧州の法域における納税者と税務調査官の関係の組織方法の変化と、こうした変化が納税者と税務当局双方にとっての透明性、信頼性、予測可能性に改善をもたらしてきた点を参考にしよう提案する。

二者間通商・投資を促進する方法を検討する際には、EUと日本は、二重課税や、日本と、英国、フランス、オランダ、スイス、米国との間で結ばれた租税条約で規定されているような、配当、使用料、利子に関する源泉徴収税を相互に廃止するよう努めるべきである。EU-日本FTA/EPAはさらに、EU域内と日本国内の社会保険制度への雇用者と被雇用者の掛金を相互的に課税控除対象にすべきである。FTA/EPAは、租税条約自体では事実上二重課税が回避されない場合に日本と個別のEU加盟国との間での二重課税の効果的な解決を確保するための義務的仲裁条項も規定すべきである。

これまでに実施された税制改正はおおかた細切れ式のものであり、新たなアプローチが必要であることは明らかだ。EBCは、政府が税務政策課題を真っ先に取り組み、優先事項として以下のページで詳述されている問題に対処するよう促したい。

主要な問題および提案

■ 研究開発優遇税制

年次現状報告：進展。 EBCは、最近の、および今後予定される税制改革が、引き続き研究開発優遇税制を含んでいることを喜ばしく思う。とはいえ、日本の研究開発優遇税制は、外国人投資家を差別している。日本の規則では、日本の多国籍企業がこうむる研究開発費は、たとえ研究開発が海外で行われた場合でも、税務上考慮されるのに対し、日本で研究開発を行う外国人投資家の場合には、関連費用が日本国内で負担されない限り、税額控除を受けられない。この矛盾は、主として、研究開発費を国内本社レベルで引き受けるのが当然の国内企業に税法規の焦点が置かれていることに起因しているが、この慣行は日本で活動する外国子会社ではあまり一般的ではない。

提案：

- 外国人投資家によって日本で行われる研究開発は、関連費用が投資家の日本子会社によって負担されない場合でも、日本の税制上の優遇措置を受けられるべきである。

■ 説明責任と守秘義務

年次現状報告：進展。 2008年の税制改正により文書回答制度に加えられた変更の結果、納税者は今では、特定の取引について書面による明確化を求めることができる。こうした改善にもかかわらず、国内税制面の透明性や体系的説明責任の全体的欠如は依然、日本におけるビジネスの発展を妨げている。欧州企業は相変わらず、日本の税務当局の恣意的で一貫性のない取扱いの例を報告している。情報漏洩がなされる税務調査の件数は、どのEU加盟国と比べても類を見ないものとなっている。報道機関はしばしば、税務調査に関する報道記事の中で、税務当局内の情報源を引き合いに出す。EBCは、納税者の秘密を守る法律によって保護されるべき情報の「漏洩」について深く憂慮している。透明性と確実性をもたらす相互信頼に基づくオープンな関係は、投資家が進んで投資を行うために、また、政府が適用税収を徴収し課税ベースを可能な限り効率的な方法で維持するために必要不可欠である。そのため、オランダおよび英国政府は、両国の徴税プロセスに水平監視・リスク測定・上級会計官からなるシステムを導入した。これは、事実上、税務の順守および監視の重荷を、税務当局から納税者に移行させる。税務当局は、見返りとして、そうした開示についてのタイムリーな助言と税務当局の立場の明確化（clearance）を行うとともに、質問により迅速に回答し、明確な立場をとる。さらに、税務調査はより低頻度かつより低詳細度で行われる。水平監視・リスク測定・上級会計官の利用は、納税者と税務当局が協力するためのはるかに効率的な方法をもたらす。このアプローチ全体は、納税者に確実性をもたらす一方、政府にとっては同額の税収を維持する。

提案：

- 文書回答申請を受け付けて処理することを日本の税務当局に義務付けるべきであり、税法は、文書回答を要求・取得する権利を規定すべきである。
- 政府は機密税務調査へのアクセスを報道機関に許さないようにすべきである。そうした漏洩が税務当局の側からなされる場合には、税務当局は秘密保持義務違反について説明責任を負うべきである。
- 政府は、水平監視・リスク測定・上級会計官を用いるシステムを採用するメリットを検討すべきである。

■ 移転価格

*年次現状報告：部分的に進展。*日本の税務当局は、移転価格算定文書に関するいくつかの要件と、こうした要件を満たさなかった場合の影響を明確にした。その結果として、シークレット・コンパラブルに基づいて移転価格の算定を行なう権利は、理論的にいくぶん制限されたように思える。しかし、その一方で、移転価格に関する算定を行うために寄附金に関する法人税の規定を使用する機会が驚くほど増加している。これは、日本の租税条約ネットワークの下で生じる相互協議手続を避けるという名目で行われてきた。また、税務調査における移転価格算定の基準と、事前確認制度の下での算定の基準の間には依然整合性がない。

提案：

- EBCは、すべての国際取引が、寄附金に関する法人税の規定ではなく、移転価格制度に基づいて扱われるよう提案する。
- 税務調査の際の移転価格算定方法と、事前確認制度で使用される移転価格算定方法との間の整合性を保つべきである。

■ 企業再編成

*年次現状報告：進展。*国境を越えた三角合併の現行の税制上の扱いは、日本国内ですでに確立した事業は有していないが、日本企業を買収するために自社株式を用いることを望む市場参加者にとって、実際上の障壁である。現行の規則は、日本の特別目的会社を用いて取引が行われる場合でも、外国の株式と国内の株式との株式交換では課税繰り延べを認めない。日本企業との合併の際の対価としての外国株式の差別待遇をなくすことは、対日直接投資を促進するために必要な最も重要な措置である。税法が適用される再編成に際して、複雑かつ実際上満たすことが困難な基準は、必要性の低い法人の数とインフラ・コストの削減を目指すという、外資系企業や国内企業の当然の目標に反している。したがって、税をはじめとする行政面の潜在的障害を取り除くことを、税制政策立案者の目標とすべきである。

提案：

- 日本で従前の事業活動のない外国企業の株式を受け取る株主にとってのキャピタルゲインの課税繰り延べを認めるよう、現行の規則を改正すべきである。
- コストと、基本概念の定義付けにおける税務当局が保持する裁量の両方を減じるため、企業組織再編税制を支える法規と規制をさらに簡素化・明確化すべきである。

■ 租税条約

*年次現状報告：進展。*日本は、スイス、オランダと今年に入って新たな租税条約を締結し、目下ドイツと租税条約の再交渉をおこなっている。EBCは、ロイヤルティ、適格配当および利子についての源泉徴収税免除を盛り込んだ条約を歓迎する。

日本とオランダの間の条約は、租税条約自体では事実上二重課税が回避されない場合に日本とオランダとの間での二重課税の効果的な解決を確保するための義務的仲裁条項が盛り込まれている。実際上、これは重要な改善であり、EBCは将来のすべての条約にこれが盛り込まれることを歓迎する。

提案：

- EBCは、EU加盟国との現行の租税条約を見直すよう日本政府に要請する。
- EBCは、新しい、または改正された条約が、ロイヤルティ、適格配当および利子についての源泉徴収税にからむ問題に対処するよう要望する。

金融サービス

資産運用
銀行業務
保険

Mr. Douglas Hymas

Chair, Asset Management Committee

(President/CEO, ING Mutual Funds Management Company (Japan), Ltd.)

c/o ING Mutual Funds Management Company (Japan), Ltd.

New Otani Garden Court 21F, 4-1 Kioi-cho

Chiyoda-ku., Tokyo, 102-0094

Phone 03-5210-6490

Fax 03-5210-0619

資産運用

はじめに

日本では、投資運用プロフェッショナルは、投資家の将来の備えを支えることで、社会に貢献し続けている。少子高齢化の進行に伴い、社会保障制度や年金制度に係る負担も増大し続けている。さらに、2008年の世界金融危機を契機とする長引く低金利環境の中、為替相場では継続的な円高に向かったことも、公的、私的な投資プールがより高いリターンを生む商品を内外に求める要因となってきた。高度化・複雑化する運用手法への顧客ニーズは2012年も継続している。基本的な業務管理や受託者責任の適切な監視の重要性は、残念な不正事件により、改めて浮き彫りにされてきた。

資産運用サービス利用者の切実なニーズに応えるため、政府、中でも金融庁は、成長を促進し拡大を阻害しない、柔軟性が高く使い勝手のよい資産運用のフレームワークのなかで、新商品であれ、革新的商品であれ、適切な商品を一般投資家に提供することを目指す改善策を推進することが肝要である。従ってEBCは、個人貯蓄口座に関する新しい構想に期待を寄せている。EBCは、広範囲の投資対象を認めるとともに、銀行その他の市場参加者が、新計画を支え信頼性をもたらす動機付けを図るためにも、政府は、十分長い期間にわたる非課税措置と共に制度を導入することが重要であると考えている。

EBCは、「自由、公正かつグローバル」な市場のさらなる発展こそ、日本が国際金融センターになる唯一の方法であると引き続き考えている。日本の規制環境は依然、投資運用サービス・プロバイダーに無用で高コストの負担を課しており、結局、日本の消費者にとっても不利益になる。その好例は、2010年に提案された、金融商品取引法上、第二種金融商品取引業者の規制監督にあたる、また新たな業界団体の創設である。この創設提案は、投資信託協会（JITA）と日本証券投資顧問業協会（JSIAA）の統合要求を前提とするものであった。統合は合意され、実施されることになっていたが、実際に両業界団体に阻まれ中止に追い込まれた経緯がある。そうした規制の重荷はイノベーションを阻害し、資源配分の非効率化を招く。

投資運用その他の金融サービス分野で、EUが達成してきた進歩は、最先端に位置していると認識されており、日本とEUは、相互協力を通じて、こうした進歩の恩恵を、日本の一般投資家にまで広げることができると考える。EBCは、EUと日本が二国間自由貿易協定（FTA）・経済連携協定（EPA）にこうした問題を含めることを強く推奨する。

主要な問題および提案

■ 大量保有報告書

年次現状報告：進展。 2006年の証券取引法改正により、機関投資家は、その一社で一上場会社に対する株式保有割合が発行済株式総数の5%を超えた場合には5営業日以内の報告が、系列の金融グループ会社全体の合算で5%を超える場合には2週間に一度の報告が義務づけられている。EBCは株券等の大量保有の状況に関する開示に係る体制（金融商品取引法第2章の3）が、株主と経営者間の支配権を巡る争いにおける公平性ならびに透明性の向上に有益であると認識している。しかし、行政監督下にある投資運用会社が提出する事業報告書などにおいて、積極的に争う意思がない旨を明記した場合には、規制は緩和されるべきと考える。

提案：

- 投資運用業者が共同保有する一上場会社の株式数が発行済株式総数の5%を超える場合でも、同保有対象会社の経営支配を狙う意思がない投資運用業者に対しては、2週間ごとの開示義務は不適切とすべきである。

■ 日本の国際金融センター構想

年次現状報告：進展。 EBCは、外国からのエキスパッツ受入れ措置、投資商品の税制上の取扱いの違いの是正の為の税の調整措置、金融商品取引法の導入を通じて金融サービス規制を一本化する措置といった、日本を国際金融センターにするという目標を実現するために取られた措置を称賛したい。しかしながら、まだ多くの障壁が残り、変革のペースが遅すぎたため、国際社会から好意的に注目されていないのが現状だ。金融庁の改革推進のための取組みはきわめて称賛に値するが、税制や業界団体を含む、重要な機能をすべて包含する全体的アプローチが不足していることから、一方では前進が見られると同時に他方では後退もあるというのでは、国際社会の尊敬や信頼を集めることができない。

提案：

- 国際金融センターとして日本をさらに宣伝するために、政府は、税制や業界団体を含む、すべての重要な関連機能を包含する、より全体的な改革プランを策定し、国内金融セクターの競争力を強化するとともに、国際社会の尊敬と信頼を得なくてはならない。これは、移転価格税制の改正、上場株式に対する税率の安定化、業界団体の統合を含むべきである。

■ 日本版個人貯蓄口座（J-ISA）

年次現状報告：新たな問題。 2014年からの新しい形態の個人貯蓄・投資口座の枠組みを定める日本版個人貯蓄口座（ISA）（少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（少額投資非課税制度））を政府が先ごろ承認したことは、貯蓄と投資の奨励へ向けての重要な一歩をなすとEBCは確信する。この制度の所期の目的は、個人貯蓄率の低下に歯止めをかけ、上場株式および公募株式投資信託への長期・分散投資による長期的資産形成のための付加的なチャネルを提供することである。しかし、政府の承認した新制度は、2014年から2016年までの期間、毎年わずか100万円の投資総額のみを非課税とし、各年の投資総額について10年間の非課税維持期間を設ける。日本版401k（確定拠出年金）制度の場合と同様、こうした限られた非課税拠出枠では、個人に対し限られた恩恵しかもたらさず、制度を運営すると予想される業界参加者にはさらに少ないインセンティブしかもたらさない。金融庁は、この制度を改正してさらに2年間（2018年と2019年）延長することを提案している。EBCは金融庁の提案を支持するとともに、新しいISA制度が必ず実効性を持つよう調整を行うことにより、日本版401k制度の轍を踏むことがないよう政府に要望する。

提案：

- 新しいISA制度が、長期・分散投資による個人資産形成を助けるという所期の目的を確実に達成するためには、政府は日本版ISA制度を実施前に改正して、(a) 個人に実質的な恩恵をもたらすだけの十分な非課税投資総額を認め、(b) 投資期間を恒久化するか、あるいはせめて、実質的な恩恵をもたらすだけの十分な長さ（例えば65歳まで等）にし、(c) 制度を運営することになる市場参加者が規模とビジネスチャンスから確実に恩恵を受けられるようにすることで新制度の堅固さと円滑な実施の条件を整えるべきである。

Vacant

c/o Bjorn Kongstad
Policy Director, EBC Secretariat
Sanbancho Poulas Bldg 2F
6-7 Sanbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075
Phone 03-3263-6222
Fax 03-3263-6223

銀行業務

はじめに

日本の相対的な繁栄度は近年相当低下しており、日本の消費者はこの間も貯蓄を続けてきたが、その資本収益率は先進工業諸国中、最低となってきた。その一方、日本が他の多くの諸国よりもずっとうまく先般の金融危機を乗り越えてきたのは明らかである。日本の資本市場は、2009年と2010年に相当の資金を調達できるほどの堅調ぶりだった。そのため日本は依然、高い貯蓄率を有する世界有数の金融市場となっている。

日本の金融セクターの改革は、1990年代初めのバブル崩壊以降、政府の取り組み課題の上位に据えられてきた。1998年に開始された橋本政権の「金融ビッグバン」は金融持ち株会社の設立を可能にし、その後、小泉首相の指導のもと、銀行セクターの整理統合と不良債権処理のための取り組みがなされた。多数の金融サービス規制当局が合理化され、ノンアクションレター制度が導入されて透明性向上が図られる一方、日本の都市銀行が信託業と銀行業に同時に従事することを可能にすることによって、限られた構造改革が達成された。政府およびとりわけ金融庁は、場合によって役職員の兼職を可能にする、ファイアーウォールの若干の緩和を成し遂げた。

しかしながらEBCは、日本が今なお、銀行制度のさらなる改善から恩恵を得ることができると確信している。資本獲得競争が絶えず激化している中、政府は気を緩めるわけにいかない。対日投資を誘致するためには、力強く健全な金融サービス・セクターが必要不可欠である。金融センターの競争力のランク付けを行う世界金融センター指数（GFCI）は、2012年には、東京を第7位にランクした。これは前回の調査より2位ダウンで、ソウルよりも下である。したがって、速やかに行動しなければどうということになりかねないかを日本の当局と政治指導層が認識することが最大の重要性を持つ。

EBCは、リテール・バンキングとコマーシャル・バンキングの間のビジネスモデルの相違を認識・反映した規制的枠組みを提唱する。リテール・バンクとその個人顧客の間に存在する情報と知識の不均衡を考えれば、リテール・セクターにおける消費者保護対策強化の必要性は理解できるものの、コマーシャル・セクターの銀行と、一般に他の金融機関や企業であるその顧客については、同じことは言えない。EBCは、コマーシャル・バンキング・セクターについての規制的枠組みを設けることに反対しているのではない。規制がコマーシャル・バンクに不当な負担を課すことは避けるべきだと考えているのである。この問題は、銀行が破綻した際に預金者の口座を保護するために設けられた預金保険制度の拡大にとりわけ関連している。

2011年3月の震災とその影響に伴い、銀行界では、事業継続マネジメント（BCM）がクローズアップされてきた。重要な問題の1つとして、日本の通信インフラが途絶した際の情報保護と情報アクセスの必要性がある。1つの自然な解決策は、海外の場所に情報を重複または移転させることだろう。残念ながら現行の法律は、場合によってそうした行為を明確に禁止しているか、または、それをどう行うべきかについてのガイダンスを提供していないかのどちらかである。

最終的に、EUと日本は、FTA/EPAの下で、ユニバーサル・バンキングを両地域における標準とすることを視野に、一方の地域に本店のある銀行が相手地域に単一の支店を有する場合、その支店は別個の構造を設けずとも銀行業務、証券、信託銀行業務、資産運用、保険をカバーする免許を交付されうるという原則を受け入れるべきだとEBCは考える。

主要な問題および提案

■ 預金保険制度

年次現状報告：新たな問題。 外国の銀行は、そのほとんどが支店であり子会社ではないため、これまで預金保険制度から除外されてきた。2012年には、日本の当局によるいくつかの声明が、外国銀行の支店を含める意向を示唆してきた。そうしたアプローチは、ほとんどの日本の銀行と日本で活動する欧州の銀行の間のビジネスモデルの相違を十分に考慮に入れないだろう。後者はおおたか商業・バンキングとコーポレート・バンキングが中心であり、顧客の知識はリテール・セクターの顧客の場合とは大きく異なっている。

提案：

- 政府は、預金保険制度を拡大する前に、ビジネスモデルや顧客プロフィールの相違を考慮に入れるべきである。

■ 透明性と規制の効率

年次現状報告：進展。 金融庁、証券取引等監視委員会（SESC）、東京証券取引所（TSE）、日本証券業協会（JSDA）、財務省、日本銀行による重複的な検査は、かねてより、規制対象法人に過度な事務上の負担を課してきた。EBCは日本政府に対し効率と透明性を高めるよう促す一方、金融庁がその年の検査重点事項を明確化する年次検査基本計画の発表を決定したこと、および特定のケースにおいて検査の事前通知を提供していることを歓迎した。とりわけ、より安定した業務環境を創出するに至った、金融庁のコミュニケーションの改善は賞賛されるべきである。こうした改善もある一方で、過度にルールに依拠する日本の規制環境は、ルールが具体的にどのように解釈・適用されるかについての規制当局との事前協議が充分行われないうえ、規制対象法人の側にイノベーションの余地をあまり与えぬこととなっている。そうしたルールに依拠しながら不明確さを残した規制の枠組では、金融商品と金融市場の変化のペースに追いついて行けない。

提案：

- 規制当局と自主規制機関への大量の報告要件は、見直しを行って、健全ではあるが過剰ではない監督に沿った水準へと削減すべきである。
- 金融庁の規則と規制は、公正かつ時宜に応じたユニバーサルな方向性に沿うようなかたちで、一貫性をもって適用され、明確化されるべきである。
- 金融庁やその他の規制当局は、良きガバナンスとして公表された一般原則に基きながら運営していくことにより、金融サービス市場におけるイノベーションと競争力強化を奨励すべきである。

■ 銀行代理店制度

年次現状報告：進展なし。 2009年に導入された銀行代理店制度では、欧州銀行の日本支店は、ほかの銀行（それが同じ金融グループの日本国外の支店であっても）が提供している新しい銀行サービスを日本の顧客に提供することを計画する度に、特別の事業免許を申請する必要がある。これは、グローバル金融グループの日本部門が海外に口座を開く日本の個人または法人顧客をサポートしたり、日本以外の支店から提供されるグローバル現金管理サービス等のサービスを日本の顧客に提供したりする国境を越えたサービスに著しく影響を及ぼす。EBCは国境を越えた取引に適切な規制の枠組みを提供する日本の当局の取り組みを支持するとはいえ、新しい銀行代理店免許の申請に関する基準を明確化し、行政レベルでの審査・承認手続を迅速化するために、現行の制度は改善されなければならないと考える。

提案：

- 金融庁は、銀行代理店免許の申請手続を明確化・合理化すべきである。
- 金融庁は、欧州銀行の支店が、新商品を導入する度に、特別の事業免許をその都度申請する必要のない制度を導入すべきである。

保険

はじめに

日本の保険市場は世界第2位の規模であり、グローバルな保険会社にとって重要市場となっている。欧州の保険会社は日本市場に専門知識をもたらすとともに、日本の消費者の保険ニーズを満たすべく実績のある保険商品を提供している。外資系保険会社は日本でのマーケットシェアを伸ばしているが、依然、事業の効率的な発展を制限しかねない規制上の障壁に直面している。例として、欧州のソルベンシー要件と一致していない責任準備金積立およびソルベンシー規制、ならびに長い時間のかかる商品認可プロセスがある。日本における今後の成長は高齢化からもたらされ、この高齢化によって定年後の生活の長期化、家族構成の変化、医療商品の需要拡大に対応する商品ニーズが高まる。プリンシプル・ベースの監督によって、規制当局がリスクマネジメントに焦点を絞って革新性と規制のあいだで入念にバランスをとり、イノベーションとフレキシビリティを容認することで、保険市場は、契約者のニーズの変化や金融情勢の変化に適切に対応できるようになる。EBCは、「ベター・レギュレーション」へ向けた金融庁の取り組みを歓迎するとともに、金融庁がこれに基づいて日本の規制を推進するよう願う。

目下、保険セクターに最大の影響を及ぼす問題は、間違いなく、日本郵政の改革である。小泉元首相が郵政民営化に着手して以降、改革は現実には山あり谷ありの道のりとなってきた。2009年12月、新連立政権は、郵政民営化プロセスを停止させた。政府はその後、日本郵政グループを三つの会社に再編成することを提案する草案を発表した。法案はその後、多少の修正を経て衆参両院を通過し、2012年4月に施行された。この法律は、日本郵政グループと民間企業との平等な競争条件を確保する必要なしに、新商品を発売する権利をかんぽ生命に与えた。かんぽ生命は、免許および検査要件を含む、保険業法および銀行法の下での広範囲の規定から免除されている。さらに、かんぽ生命は、郵便局ネットワークを通じてほとんどの日本の消費者へのほぼ独占的なアクセスを与えられることになる。競争条件が公平でない限り、かんぽ生命は新商品や変更商品の発売を許されるべきではないとEBCは繰り返し唱えてきた。これは欧州の保険会社だけでなく、国内の保険会社の懸念でもある。EBCは、日本が、すべての市場参加者に平等な待遇を提供する、WTO サービスの貿易に関する一般協定（GATS）の下での義務を順守すべきであるとも考えている。かんぽ生命が特定の特恵の恩恵を受け、公平な競争条件が存在しない以上、かんぽ生命はその有利な立場を相殺する制限も受けるべきである。

より広く言えば、保険業界の規制をより良いものとしていくことは、将来へのさらなる発展のために必要不可欠である。リスクマネジメントや保険会社による理解を高め、市場に信用をもたらし、異なるテリトリーにまたがってオペレーションを展開するコストを削減するためには、市場ベースのソルベンシー（ソルベンシーII）や国際財務報告基準（IFRS）におけるグローバルな手法との日本の規制の整合化が必要不可欠である。したがってEBCは、金融庁が新たなソルベンシー規制を策定する際に、引き続きそうしたハーモナイゼーションを推進するよう要望する。また、契約者保護機構（PPC）に関しては、恒久的な事後資金拠出制度を設けるべきであると考えている。郵政民営化のあり方などの課題への適切な取り組み、共済の保険の枠組みへの組み入れ、商品認可手続の合理化および明確かつ一貫性のあるルールと規制の適用は、金融危機からの回復に貢献するだろう。

金融庁の商品認可手続は過度に時間がかかり、金融庁の対応能力は限られている。これは商品開発の遅延につながり、効率的なプランニングを困難にする。変動性のある資本市場の影響を受ける新しい商品や機能の開発にとって、とりわけ金融危機に対応するにあたっては、承認を得られた場合であっても、認可手続は柔軟性にかけるといえる。EU日本FTA/EPAは、こうした問題をすべて取り除き、すべての保険会社にとって公平で平等かつ透明性のある、競争と規制に関する共通ルールを含むべきである。さらに、ソルベンシーIIの考え方に基づく、市場ベースの手法を用いたソルベンシー算出の共通ルールと、規制の透明性と予測可能性を高める、リスクにフォーカスした手法による共通ルールを含むべきである。

主要な問題および提案

■ 日本郵政の改革

年次現状報告；進展なし — 後退。郵政改革に関する法案の導入により、かんぽ生命は、ほかの市場参加者には適用されない特恵待遇を受けてきた。これは競争をゆがめることにつながるだけでなく、ただでさえ世界最大の金融機関のさらなる拡大にもつながることから、EBCはこの状況を遺憾に思う。かんぽ生命はすでに、商品ポートフォリオのさらなる拡大への関心を示唆している。WTO サービスの貿易に関する一般協定（GATS）の締約国として、日本政府はすべての市場参加者が平等な待遇を受けることを確保する義務がある。

提案：

- 政府は、かんぽ生命が新商品を発売することを認められる前に、公平な競争条件を設けるべきである。
- 政府は、GATSの下で行った約束を守るべきである。

■ 共済

年次現状報告：進展なし。共済は相互扶助協同組合であり、保険商品を提供する。政府が約束しているところでは、共済には外国の保険会社と同じ規則と規制が適用されてしるべきだとされている。共済には保険業法が適用されないため、現状ではそうっておらず、共済の活動している分野によって、共済を管轄する省も異なっている。例えば農業分野の共済を管轄するのは農林水産省である。

提案：

- 共済は、金融庁の監督下に置かれて、保険業法が適用されるべきであり、また、そうした規定が設けられるまでは、業務の拡大を認められるべきではない。

■ 会計およびソルベンシーマージンの国際基準との整合化

年次現状報告：若干の進展。EBCは、ソルベンシーマージン比率の算出基準等の更改、およびソルベンシーIIの原則に沿った、市場ベースの手法の中期的確立に関して金融庁が行った前向きな表明を歓迎する。金融庁のソルベンシーマージン要件案がソルベンシーIIのアプローチとさらに一致させることは、日本でビジネスを行う欧州の保険会社にとって、すべてのテリトリーで同じ手法を用いて、グループ横断的なリスクマネジメント戦略をより良く策定することが可能となることから、きわめて重要である。こうした動きは、規制当局と保険会社の共通の目標である保険会社のリスクマネジメント改善を促進すると同時に、それに報いることにもなるだろう。

提案：

- 日本政府は、国際財務報告基準およびソルベンシーIIとの整合化のためのロードマップを定めることによって、日本の基準と国際基準の整合化達成を目指した改革を促進すべきである。
- 市場ベースのソルベンシーマージン算出方法は、ソルベンシーIIとさらに一致させるべきである。

■ 商品認可

年次現状報告：若干の進展。金融庁の商品認可手続は過度に時間がかかり、金融庁の資源は限られている。これは商品開発の遅延につながり、保険会社にとって効率的なプランニングを困難にする。さらに、認可は、たとえ下りた場合でも、絶えず変化する市場に対応しうるだけの柔軟性がない。長期的には「届出使用制」を導入すべきである。EBCは、かんぽ生命が競争を自社に有利な方向にゆがめる、他とは異なる特恵待遇を受けていることを憂慮している。

提案：

- 金融庁は商品認可手続を改善すべきである。
- 金融庁は、EUの認可を承認することにより、または、EUの認可手続を承認することでEUのしつかりとした手続から恩恵を受けリスクを高めることなく金融庁自身の手続を迅速化することにより、EUの承認をもっと活用すべきである。

運輸・通信

航空会社
物流・貨物輸送
鉄道
電気通信事業者
電気通信機器

Mr. Otto F. Benz
Chair, Airlines Committee
(General Manager Japan, Lufthansa German Airlines)
c/o Lufthansa German Airlines
3-1-13 Shiba-Koen
Minato-ku, Tokyo 105-0011
Phone 03-5402-5201
Fax 03-5402-5209

航空会社

はじめに

日本の航空業界は、世界的な重要性を持っている。世界の航空輸送の約 5.5%は日本に接続しており、業界の総収入の 11%を生み出している。さらに、航空輸送は経済成長の促進剤として、日本にとってきわめて重要である。

しかし、2011 年 3 月 11 日の大震災の結果として、欧州からの旅行者数は激減し、減少は 15 カ月以上続いた。日本からのレジャー主導の需要は短期間のうちに通常の水準に戻ったが、欧州へのビジネス旅行は円高の悪影響を受けた。ケロシン（ジェット燃料）価格の高騰や高い空港コストと相俟って、この状況は、日本との間の往復便を運航する欧州の航空会社に大きな悪影響をもたらしてきた。2009 年の新型インフルエンザ (H1N1) 発生と世界金融危機の後、日本の航空業界は再び、手に負えない不運な外部要因にさらされてきた。

EBCは日本政府に対し、日本のすべての空港、とりわけ国際市場との不可欠のリンクを提供する空港での料金引き下げに向けての取り組みを継続するよう要望する。これまでのところ、変革の領域とスピードは期待に沿ったレベルには到底及ばないものである。航空会社はかねてから、法外な着陸料、航空援助施設利用料、エアターミナル賃貸料、エアターミナル共用施設・設備使用料、貨物ハンドリング料の支払を義務付けられるとともに、航空会社ではなく政府によって負担されるべきセキュリティ料を間接的に支払ってきた。世界経済フォーラムの旅行・観光に関する競争力ランキングによると、日本は空港利用料および航空券料金の面で世界第 106 位にランクされている（ちなみに韓国は 33 位である）。

健全な競争は、政治的理由よりむしろ経済的理由に主導される、活力ある市場を確立するための前提条件である。EBC は、2010 年の新滑走路および国際線ターミナル竣工に伴う羽田空港の国際便への開放を歓迎する一方で、アクセスがすべての航空会社に平等に提供されることを確保するよう政府に要望する。目下のところ、アジア路線以外の発着には限られた運用時間（22 時～07 時）しか割り当てられていない。欧州からの便は 22 時以前に着陸することを認められていないため、欧州の航空会社は、22 時以降に国内便を運航していない日本およびアジアの航空会社の国内路線網との接続の可能性を奪われている。欧州の航空会社は、きわめて不便な時間帯における東京首都圏への運航に制限されている一方、日本およびアジアの航空会社は、事実上あらゆる日本の国内空港との発着接続を容易に利用できる時間帯に日本に発着できる。公平な競争条件が確立されない限り、羽田が政府の構想する真に国際的なハブ空港の役目を果たすことはできないであろうし、地方都市が本格的ハブ空港の提供しうるビジネスポテンシャルの恩恵をこうむることも無いであろう。

政府は、政府の支援を受けた日本航空の救済プロセスと再資本化が競争面に及ぼす結果も注意深く考慮すべきである。企業再生支援機構（ETIC）は種々の借り換えを保証しているため、JALは存続して、管理されたやり方で再編がなされうる。しかし、長く続く税額控除や、羽田空港の貴重な発着枠へのアクセスといった、政府による庇護策は、日本の航空業界内の競争のみならず、EUの企業救済法の下で適用される厳しい枠組みのため同等の利点の恩恵を受けない欧州の航空会社との間の競争もゆがめることになる。公正な競争実現のためには、日本航空は、政府から有利な待遇を受けている間、料金ダンピングやキャパシティ増加を行うことを許されるべきではない。

主要な問題および提案

■ 高コスト

年次現状報告：進展なし。2012年には成田空港の着陸料を決定するための交渉の新ラウンドが進行中である。2009年に着陸料が若干引き下げられた後、多額の利益を達成したにもかかわらず、2012年3月に成田空港はほとんどの着陸料を再び引き上げた。EBCは、収益性向上や、より低いコストにつながる合理化された手続により、恒久的料金引き下げが実現可能になるはずと確信する。その一方、成田空港は、同空港を初めて利用する航空会社への割引提供や、キャパシティ増大を検討している。そうしたアプローチは、長年にわたって高い料金を支払ってきた在来の航空会社にきわめて不利に働くだろう。さらに、日本の空港整備特別会計は残念ながら、欧州の航空会社がもっぱら利用する施設である大規模空港に課税することで収益性の低い空港を補助するという効果を持ってきた。EBCのみるところ、このアプローチは不公正であるばかりか持続不可能でもあり、空港の運用に公共的価値がほとんどないならば、空港を閉鎖または統合すべきである。成田空港がアジアの他のハブ空港と張り合い続けるためには、空港コストの50%もの削減につながる新しいアプローチが必要である。関西国際空港と伊丹空港を一つの持ち株会社へと統合する決定は歓迎される。しかし、この市場における大手航空会社の長期的プレゼンスを安定化するためには、関西空港の着陸料の大幅な引き下げが必要不可欠である。

提案：

- 日本がアジアの真の観光目的地になることを本気で目指すなら、料金を引き下げる必要がある。
- 関係当局は、新規の航空会社と在来の航空会社の差別が決してなされないようにしなければならない。
- 空港でのセキュリティ対策のコストは、航空会社に課せられるべきではなく、それぞれの空港によって吸収されるべきである。あるいは、成田空港の場合のように警察から要請されたものである場合には、政府によって負担されるべきである。
- 料金を引き下げる準備のために、空港整備特別会計を廃止すべきである。

■ 空港インフラ

年次現状報告：限られた進展。羽田では、国交省が国際路線に新たに約6万の発着枠を割り当てており、現在は、アジア路線以外の発着を認めているが、夜間(22時～07時)に限られている。政府は、地方空港同士や航空会社同士の競争のもつ含みに考慮すべきである。すべての航空会社が羽田空港を採算のとれる形で実用的に利用できるようにすることが必須である。欧州の航空会社が日本の国内路線との乗り継ぎに利用できないのなら、羽田空港をハブ空港と見なすことはできない。

提案：

- 日本は、すべての利用可能な空港インフラの効率的利用のための計画を設けるべきである。羽田空港を日欧間を含む国際便に差別無く完全に開放すべきである。現代の飛行機の騒音レベルは大幅に低下しており、地域社会への環境影響が減少しているため、成田空港の夜間発着禁止時間帯の短縮を検討すべきである。

■ 日航再編

年次現状報告：進展なし。政府は、政府の支援するJALの救済プロセスと資本再構成が競争に対して持つ含みを注意深く検討すべきである。EBCは、健全な競争と公平な競争条件が確保されるよう、適切な監視を実施すべきであると確信する。政府の支援を受けている間、JALは拡大や料金ダンピング実施を認められてはならない。

提案：

- 政府は、JALが長期の税額控除の恩恵を受ける一方で、同時に羽田の貴重な発着枠へのアクセスを得ることで競争をゆがめるのを放置してはならない。
- 政府は、羽田の新しい便利な発着枠の利用が、JALの構想する会社再建の成功の鍵になるとのJALの宣言を考慮に入れて、欧州の航空会社にとっての羽田空港への参入障壁を低減すべきである。

Mr. Mark Slade

Chair, Logistics & Freight Committee

(President/Representative Director, DHL Global Forwarding Japan K.K.)

c/o DHL Global Forwarding Japan K.K.

12F Riverside Sumida, 1-19-9 Tsutsumi-dori

Sumida-ku, Tokyo 131-0034

Phone 03-5247-5554

Fax 03-5247-5573

物流・貨物輸送

はじめに

貨物輸送・物流サービス市場が良好に機能することは、日本の産業がグローバルな統合をし、競争力を持つために、きわめて重要である。日本で活動するすべての企業は、外資系企業であれ日本企業であれ、国内および国境を越える効率的なエンド・ツー・エンドのサプライチェーン・サービスに依存している。

欧州企業は、世界規模の物流事業へのアクセスの恩恵を上手く日本の消費者にもたらしてきたが、それでもまだ、深刻かつ重大な規制面の難題に直面している。欧州のフォワーダー、国際エクスプレス事業者は、日本の高いコストや不十分なインフラ、ならびに、とりわけ首都圏国際空港の運用時間に対する厳しい制限、さらには柔軟性に欠ける通関手続きに苦闘している。また、国内貨物運送事業に従事する外資系企業に対する時代遅れの制限や、同じサービスを提供している業者に適用される規則・規制の格差によって引き起こされる競争の歪みにも対処しなければならず、これらは結局、非効率さやユーザーへの料金上昇につながる。東京港やその周辺の大混雑も問題であり、これにより利用率が低下し、港湾エリアのコンテナヤード間輸送の待ち時間が増加している。

目下再編過程にある日本郵便は積極的な拡大を目指しているが、その一方で、特恵的な規制面の処遇の恩恵を依然享受しており、自由市場の機能と、日本国民にサービスを提供する競合他社にとっての脅威となっている。EBCは特定の社会経済的目標を達成するためのユニバーサルサービス義務の必要性は認識しているものの、日本郵便は国際スピード郵便（EMS）を通じ不公平な競争条件で民間の国際エクスプレス事業者と競合している。EMSは日本郵便によって提供される特別な付加価値を持つ国際エクスプレスサービスであり、現在、外国向けエクスプレス市場の20%以上を占めている。民間業者にとって懸念すべき大きな問題は、EMSが他のエクスプレスサービスに適用される厳しい規制の適用を受けないことであり（次ページで詳述）、それゆえ、EMSの拡大は競争をさらに歪めるおそれがあるとともに、外国の民間事業者だけでなく、日本の企業と個人にも悪影響を及ぼすことになる。

業者は、認定通関業者（AEO）コンセプトの導入により、サービスを提供するために請け負うべき輸送および通関プロセスの多くが簡素化されることをを期待していた。残念ながら、EBCのみるところ、多くの企業は、手続合理化の恩恵を受けるところか、AEOの地位取得のための管理業務増大やコンプライアンス要件が負担となっているため、この新しい制度は当て外れとなっている。AEOの地位は理論上は有益なはずだが、それがもたらす利点は投資に見合うほどのものではないとの結論に業者は達している。

その一方でEBCは、新たに調印された認定通関業者（AEO）に関するEU-日本相互承認協定に喝さいを送る。運輸・物流分野はさまざまな関税政策の直接的影響を受けるため、EBCは、この協定の実際的成果を大いに心待ちにしている。さらに、EBCは、付加的な関税分野へと協力を拡大することにより、EU-日本FTA/EPAが通商をさらに強化しうると確信している。FTA/EPAはまた、日本と欧州の事業者の平等な待遇の確立、とりわけ外国人国際利用運送業者に対する、国内航空貨物輸送事業への直接従事の禁止解除によって、運輸・物流分野を開放すべきである。

主要な問題および提案

■ 通関手続

年次現状報告：進展なし。 現在、申告は、所管の税関署管内に所在する事務所でしか行うことができない。所管の税関管区とは異なる場所での通関申告を可能にする、税関管区の規制緩和は、柔軟性を増し、通関業者にとっての業務効率を改善するだろう。現行の体制では、外国の物流会社や日本の中小企業が日本での通関業務の範囲を拡大することは困難である。さらに、日本では、税関管区ごとに、管理慣行や解釈が相当異なる。したがってEBCは、各地の税関の間の一層の整合化が最重要であると考えている。

提案：

- 所管の税関管区とは関係なく申告場所を選ぶ自由を企業に認める。
- 検疫貨物を検査できる場所に関しての柔軟性を拡大する。特殊保税倉庫での検査実施を容易にすべきである。
- 現在設けられている通関手数料の上限を廃止し、自由で公正な料金の設定を市場に任せる。
- 種々の税関当局の報告および管理要件を合理化して、税関規則、報告要件の解釈および適用について一層の標準化を実現する。
- 輸入貨物の課税最低限度額を2万円に引き上げる。

■ 日本郵便のEMSとの公平な競争条件

年次現状報告：進展なし。 現在、EMS小包は、価額が20万円を超える物品に関してのみ申告納税の対象となるが、これは民間業者に適用される水準を大きく上回っている。また、警察庁はEMSも駐車規制対象になることを明言したが、EMS集配車には事実上駐車規制が適用されていない。更に、関税法以外の様々の規制（他法令）による管理が適用される検疫関連の物品等の中身が入ったEMS貨物は空港の検疫所ではチェックされない。民間業者の到着貨物は空港内で厳重なチェックが実施されるのとは著しい違いがある。

提案：

- 政府は、(1) EMSと民間エクスプレスの両方への同じ申告納税適用限度の適用、(2) すべての事業者への平等な駐車規制適用、(3) 日本郵便についての透明性ある会計手続の実施によって、公平な競争条件を確保すべきである。
- 政府は、他法令によって規制される物品の日本郵便EMS貨物が国際空港施設外へ移動できるのに対し、民間エクスプレスサービスの検疫貨物がそうできないという状況を是正すべきである。

■ 認定通関業者

年次現状報告：新たな問題。 現行の認定通関業者（AEO）制度は残念ながら、多くの業者が望んでいた簡素化にはつながっていない。逆に、多くの場合、事務上の負担が増加している。EBCは、関連する手続きの流れを十分に管理できると実証し、かつ、追跡可能な仕組みが設けられている場合には、あらゆる個別のケースに当局が関与することなく事案を処理できるような、手続きの簡素化と権限の拡大を業者に与える制度を求める。

提案：

- 各製品の追跡と、取り決めに沿った処理の流れの順守について、業者が合意された基準を満たしている場合には、AEOのコンセプトとして、簡素化を提供することに焦点を絞るべきである。
- 政府は、AEOによる輸入に対し、以下をはじめとする一層の便益を提供すべきである。
 - ◇ 地方税関管区の枠を取り払う通関手続の規制緩和
 - ◇ 認定通関業者が行う物理的な貨物検査の軽減

Mr. Shigetoshi Kawahara

Chair, Railways Committee

(Managing Director, Goldschmidt-Thermit Japan Co., Ltd.)

c/o Goldschmidt-Thermit Japan Co., Ltd.

Ema Tanaka Bldg 2F, 2-5-2, Idabashi

Chiyoda-ku, Tokyo 102-0072

Phone 03-3511-3305

Fax 03-3511-3390

鉄道

はじめに

2011年3月11日、大震災が東北地方を襲った。地震に伴う津波が住宅、建物、住民を流し去るとともに、数百キロメートルにわたる鉄道線路と鉄道車両を壊滅させた。修理可能な軌道はおおた復旧したものの、全壊した軌道はまだ交換されていない。消息筋によると、2012年3月現在、10の駅と370kmの軌道がまだ行方不明となっていた。震災は産業だけでなく、駅と列車が輸送・通信網の重要な要素をなしていたこの地域の住民にも影響を及ぼしている。したがってEBCは、一部の鉄道事業者が鉄道と列車をバス・ラピッド・トランジット（BRT）（バス高速輸送）システムに取って代える意向を示唆していることを懸念している。この状況はむしろ、いわゆるライト・レール・トランジット（LRT）を導入する絶好の機会をなすとEBCは確信する。

日本の鉄道網の約72%はJRグループによって運営されており、残りは、大都市圏内および大都市圏周辺を中心とする190社の私鉄等によって運営されている。JRは、1987年に民営化された日本国有鉄道（国鉄）の後継企業である。すべて合わせると、総延長28,000kmの日本の鉄道網には約68,000両の車両が走行しており、75%は電車（動力分散方式）（EMU）および高速新幹線列車である。2011年には約1,800両の新車両が製造され、そのうち約500両が輸出された。日本市場は世界最大級の市場となっているとはいえ、外資参入は無視できる程度でしかない。

外資参入が無視できる程度にとどまっている理由の一つは、鉄道事業者、とりわけJR各社が保持する強力な立場である。JR各社は従来、日本の購買企業専用に製品やソリューションを開発するメーカーからしか製品やソリューションを買ってこなかった。このことは、たとえ国際規格に従って試験・認証されている場合でさえ、更なる広範囲の試験なしには、他の製品が日本の鉄道事業者の検討対象になることはないという状況を生んでいる。

その一方、鉄道分野の日本企業は、海外市場に進出することによってのみ成長が達成できることを認識してきた。このことは関係各省も認識してきた。経済産業省と国土交通省は、海外市場への進出面でそうした企業を積極的にサポートしている。その為には、日本企業は国際的な規制や規格に従う必要がある。

日本は、鉄道業に関係した第三者認証制度を設けていない。鉄道事業者はそれぞれ独自の試験・認証システムを有しており、海外の認証を受け入れない。従って、海外のクライアントの要求事項を満たすには、日本のメーカーは欧州やその他の国々の認証機関に頼らなければならない。この問題を解決する為、経産省、国交省、関連団体および企業は、国際市場向けの製品を認証することを目的とした、鉄道業界向けの日本版認証機関の設置を推進してきた。現行の認証・試験プログラムは日本の鉄道関連メーカーが製品を海外に輸出するのを支援することを目的としているが、これは国際的な規格、試験、認証機関の認識を促進する。EBCは、政府と事業者が欧州の認証機関で実施される試験と認証を承認することが今や肝要であると確信する。従ってEBCは、前向きな見通しを持つ最近の動きに注目している。また、一部の市場参加者がEUに目を向け、要求事項に適合する先端技術やパートナーを探し始めていることを心強く思う。

EU-日本間のFTA/EPAは、整合規格に基づいたオープンな統合システムを推進するため、日本が欧州と協力できるようにすべきである。更に、FTA/EPAの下で、国際的に認められた認証機関の試験データを一刻も早く受け入れるべきであり、欧州の基準を全面的に承認し受け入れるべきである。

EBC鉄道委員会は、設置以来、国交省だけでなく、試験・規格関連機関等の関係政府機関とも緊密な接触を図ってきた。鉄道委員会は、日本のいくつかの鉄道事業者との意思疎通改善を非常に喜ばしく思うとともに、そのさらなる発展を願っている。

主要な問題および提案

■ オープンな統合鉄道システムの導入

年次現状報告：限られた進展。 日本における製品開発は、最も適切なソリューションを見つける自由をメーカーに与えるのではなく、閉鎖されたシステム内であらかじめ定められた仕様に従って新製品を開発するメーカーを指定する鉄道事業者によって牛耳られている。

提案：

- 政府は、国内市場での競争を高めると共に、日本のメーカーにとっての輸出可能性を高める方法として、事業者が性能基準のみを定めメーカーが自由にソリューションを開発・提供するという形のオープンな統合鉄道システムを促進・奨励すべきである。
- EBCは、このテーマについての、政府当局者、研究機関、鉄道事業者、産業界との継続的な対話及び意見交換を歓迎する。

■ 試験・認証の相互承認および規格の整合化

年次現状報告：限られた進展。 EUの鉄道業界は、長年にわたり、承認・認証要件面の透明性向上を日本に働きかけてきた。EBCは、日本の鉄道業界に第三者認証を導入することになるメカニズムの設置に向けて政府が動き出したことを喜ばしく思う。現行の認証・試験プログラムは日本の鉄道関連メーカーが海外市場に製品を輸出するのを支援することを目的としているとはいえ、EBCは、鉄道分野の二者間通商を促進するためには、政府と鉄道事業者が欧州の認証機関によって実施される試験の結果と認証を承認することが肝要であると確信する。

提案：

- 国際認定フォーラム (IAF) /太平洋認定機関協力機構 (PAC) /国際試験所認定協力機構 (ILAC) 傘下の海外認定認証機関の試験結果および認証を全面的に承認し受け入れる。
- 国際規格及び／又は日本工業規格 (JIS) に基づく、鉄道分野向けの認証プログラムを設ける。
- IAF/PAC/ILAC認定枠組みに基づく、認証機関の任命基準を設ける。

■ GPA — 業務安全条項とその範囲の定義

年次現状報告：進展。 日本とEUは共に、WTOの多国間政府調達協定 (GPA) の締約国である。GPAの枠組内で、日本は、運輸に適用される特殊条項 (業務安全条項) を取り決めたが、これは、運輸の業務安全に関係した調達が除外されると規定している。これは実際上、鉄道分野では、定められたGPA手続が守られることはたとえあるとしても稀であることを意味する。EBCは、この安全条項が、原産国に関わりなく製品を提供するチャンスを全てのサプライヤーに与えることになる入札制度を回避する為に利用されていることを遺憾に思う。

提案：

- EBCは、全ての企業が要求事項を満たすこと、または要求事項を上回ることができるよう、業務安全条項とその範囲の明確な定義を要望する。
- EUと日本は、範囲確定作業の下で行われてきた前向きな話し合いを継続すべきである。

■ 入札

年次現状報告：新たな問題。 日本には、鉄道関連プロジェクトの入札制度はこれまで一度もなかった。その理由の一つは、運輸分野がGPAから事実上排除されていることにある。しかしながらEBCは、国内の無線列車制御システムについてのJR東日本の先頃の入札要請に注目している。計画を詳細に検討する機会はまだないものの、EBCはこれを適切な方向へ向けての大きな一歩と見なしており、JR東日本のこの取り組みを高く評価する。

提案：

- EBCは、入札の利用推進を政府に要望する。入札は、日本市場における競争を改善して、日本の鉄道事業者にとってより安全で、より安価、かつよりよい製品につながり、ひいては、日本の鉄道利用者に益することになるからである。他の鉄道事業者もJR東日本の先例にならうべきである。

Ms. Haruno Yoshida

Chair, Telecommunications Carriers Committee

(President, BT Japan Corp.)

c/o BT Japan Corp.

ARK Mori Bldg. 24F., 1-12-32 Akasaka

Minato-Ku, Tokyo 107-6024

Phone 03-5562-6000

Fax 03-3586-8023

電気通信サービス

はじめに

世界経済は近年、ますます機能性の高いネットワークを必要とするようになってきている。日本のネットワーク・インフラは世界的にみても、最も洗練された情報インフラのひとつであるといえるが、EBCはいくつかの分野で改善の余地があると考えている。

独立した監督機関—この課題は、電気通信の分野では、政治家も含めてこれまで何回か議論の対象になっている。独立した監督機関が行政を推進することで、目的に適合した透明性のある、しかも責任の所在が明確な政策決定が可能になるだろう。その結果、経済的、社会的、政治的分野にも関連する多くの意見や利害関係について、話し合いが行われるようになり、その過程で電気通信サービス産業の内部で信頼感や安心感が醸成される。また、こうした方法は監督官庁のプロセスや規制と調節を行うシステムにも反映されるようになる。

EBCは、総務省の多くの政策は情報通信技術産業（ICT）の発展のために、多大の貢献をしてきたと評価している。加えて、総務省内部に独立した監督部門を置く計画が可能になれば、さらなるICTの発展を支える価値ある政策になるだろう。その監督部門は、半数以上が外部から任命されたマネジメントで構成され、その手続きや決定を導くプロセスは透明性を持っていなければならない。

EBCは2011年11月に正式に発効したNTTの機能分離についても意見を述べたい。機能分離の導入については、高く評価している。ヨーロッパで、すでに機能分離を採用した国々では、非差別的規制と規制上の透明性とあわせて、前向きな結果がでてきている。EBCとしては、日本も同様な成果を得ることが出来るように希望している。日本における機能分離の導入は、関連法のなかの主に接続料金に関連して改訂がされ、そこにファイアーウォール、会計分離、それにNTTの全体のモニターリングなどの項目が付加されている。総務省は、2015年までに透明性や無差別性、それに公平な競争などの方針に基づいて再検討を行うこと公にし、この制度の管理や利用者に対する企業姿勢に関するガイドラインを出すことを提案したい。

ネットワークへのアクセス料金—EBCはこの料金は、さらに値下げが可能であると見ている。シンガポール、オーストラリア、香港など比較してみると日本のアクセス料金は高いというベンチマーク調査がある。世界的にみて、アクセス価格が下がれば、連鎖的にエンドユーザー向けの価格も下落している。広く経済全般でみれば、これは雇用と経済成長に貢献するだろう。したがって、EBCとしては総務省がアクセス価格について、他のアジア・パシフィック地域の経済先進国の調査をして比較することを提言したい。比較して価格が高い部分については、競争促進に考え方に基づく適切な計画によって、コストダウンを追求すべきであると考えます。

最後に参考意見として、EBCは日本と欧州連合の間で議論されているFTA/EPAの恩恵について述べたい。EBCは、この締結に大きな期待を寄せている。EPAの中では、通信やICTに関しても、競争促進に基づいた方針を再確認して、この分野のビジネスとエンド・ユーザーに貢献することを明確にすることを希望する。これは1998年のWTOの「通信に関する基本合意」（Basic Telecoms Agreement）とその関連事項のドキュメント（its annexed Reference Paper）より進んだ内容が望ましく、特にアクセス・コストに言及することを提案する。現在のEUと米国、日本とEUのICTの方向性の合意に基づいて、日本とEU間で、ICT政策と規制の方向性について再確認する必要があるだろう。この方向性が確認されれば、クラウド・コンピューティング、世界的なデータ伝送、データ・プライバシー、サイバー・セキュリティなど、重要なテクノロジーが必要な分野での合意の情勢に貢献するだろう。

主要な問題および提案

■ 機構改革（独立規制機関）

年次現状報告：進展なし。政府が規制と産業推進の両方の役割を担うことは、不適切であると考えられる。総務省は、日本の通信業界等に広い範囲で法的に介入したり管理をする権限を持っている。現政府の民主党は、独立した監督機関を政府のなかに創設することを提案した。EBC は、その監督機関は本来の意味で独立し、通信業界に関する規制や実際上のビジネスのやり方について強い権限を有するべきである。しかも消費者の立場に立っていないなければならない。

提案：

- 人的なりソースなども十分に用意され、権限を持ち、独立した監督機関を設立する。この部門は競争促進に関する命令権を持つ必要がある。その成果の評価は、新たなイノベティブで、多様なサービスを市場にどれだけ導入できたか、またそのサービスが信頼に足り、コストも考慮されているかで判断される。

■ NTTの機構改革（機能分離）

年次現状報告：進展あり。2006年に当時の自由民主党の小泉内閣は、2010年にNTTの再編成を行うための議論を始めることに合意した。その後、民主党政府はこの議論を推進することを決定。その際、インフラ競争は多大な投資が必要なことから、EBCとしてはサービスを基にした競争が日本では適切であると主張してきた。NTTは、同社のネットワークを利用する内部の部門と外部企業に平等のアクセスを提供しなければならない。その他、透明性と会計分離が確立される必要があり、提供されるサービスは、価格もその他の条件も、同社の内部部門に提示されるものと同様であることが重要だと考えている。顧客情報の保護も肝要で、ネットワークを管理する部門から、たとえば営業を担当する部門などに提供されることがあってはならない。

提案：

- （現在進行中であるが）機能分離の現状について、2013年にも全体的レビューを実施する。その際、業界全体からの意見を反映したものにする。
- 総務省として、明確な評価基準を設け、その基準にしたがって、現制度の現状を評価する。
- ネットワークのアクセス部門に関連することがらについては、特別に注目してレビューを実施する。

■ アクセス料金

年次現状報告：進展あり。日本におけるアクセス料金は、シンガポール、オーストラリア、などと比較すると、まだ高いのが現状である。通信に関する料金が下がれば、連鎖的効果をもたらし、エンドユーザー価格も値下がりが見られるものと考えられる。2009年、APCC（The Asia Pacific Carrier's Coalition）は、日本を含むアジア・パシフィックの14カ国でアクセス料金に関する調査を行っている。それによると日本のシンプルな専用線の価格が比較的高くなっている。EBCとしては、規制上の政策により価格抑制をする余地があると考えられる。

提案：

- 日本におけるアクセス料金のベンチマーク調査を行い現状を把握し、適切な規制方策によって価格抑制を図る。

電気通信機器

はじめに

日本は世界第2位の電気通信機器市場を有している。電気通信機器の生産高は推定11兆円で日本の工業生産高全体の12.5%を占めている。日本政府のICT（情報通信技術）戦略のもとでの構造改革は、高速・大容量ICTインフラの導入、通信コストの低下、電子商取引・電子政府の開発をサポートしてきた。政府は、2005年までに日本をICT分野のリーダーにするという国家的「ICT戦略」目標の実現におおた成功した。インターネットアクセス・コストは劇的に低下し、ブロードバンド・インフラへのアクセスに関しては日本は今や世界の先進国の仲間入りを果たしている。こうした成功を受けて、2006年、ICT戦略本部によって策定されたe Japan戦略は、日本の超高速ネットワーク・インフラ整備、競争政策、電子商取引、電子政府の実現に乗り出した。取組課題には、「ICT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会」で検討中の新しい競争枠組も含まれる。

EBCは、正式参加者として総務省情報通信審議会に貢献する機会を与えられていることに感謝するとともに、規格およびプラットフォーム開発への業界主導のグローバルなアプローチへの政府の全般的コミットメントを尊重する。製品承認手続を促進するためにとられた重要な措置の第1は、2001年の、電気通信端末機器に関するEU日本相互承認協定（MRA）の締結、第2は、2004年の技術基準適合自己確認（SVC）の導入である。しかし、こうした重要な成果にもかかわらず、これまでの実施状況は期待外れとなっている。MRAのもとで指定された認定試験事業者の数は依然少なく、SVCの適用はまだ有線通信端末のみに限られ、無線機器への適用は限定されている。EBCは、こうした問題が行政刷新会議で取り上げられていることを喜ばしく思う。EBCは、行政刷新会議の進展状況および総務省との協力を引き続き見守る。当然ながら、EBCは上々の成果を大いに期待している。

周波数割当の分野では、日本は先般、700 MHzと900 MHzの両方の周波数帯を携帯電話向けに割り当てたが、その際、インフラへの投資、消費者にとっての可用性への投資、アップグレード等の観点から見た周波数帯の利用計画に関する情報の提出を各申請企業に義務付けた。EBCは、両周波数帯がEUや米国といった他の大市場における携帯電話ベストプラクティスを反映していることを喜ばしく思う。

業界主導のグローバル・アプローチへの日本のコミットメントの継続的重要性はいくら強調しても強調しすぎることはない。世界はすでに高度に接続されており、このトレンドは拡大しつつある。現在、全世界の携帯電話件数は約60億件である。あらゆる種類の機器が接続されるようになると、携帯電話加入件数は地球上の人口を上回るようになる。接続される機器の台数は今後10年間で1桁増えると予想される。接続される機器のためのソリューションはかねてから提供されているが、今や、マシン・ツー・マシン（M2M）サービスやコンシューマー・デバイス接続の新たな急成長段階に入りつつある。接続される機器のコストは低下しつつあり、個人、企業、社会一般にとっての接続の価値は上昇しつつある。M2M接続は、付加価値を行う魅力的な方法を提供して生産性を向上させ、スマートシティ、スマートグリッド、e-ヘルス等広範囲の産業およびビジネス・プロセスのコストを削減する。高度道路交通システム（ITS）は、情報通信技術（ICT）を交通インフラ、車両、利用者と統合する。ITSの全体的目的は、交通システムの安全性とセキュリティを改善し、効率を向上させ、環境影響を低減することである。モバイル・ネットワーク技術は重要なITSアプリケーションの主要な基盤技術であり、魅力的な規模の経済性と迅速な展開を実現する。政府は欧州委員会やEU加盟国と協力して、技術仕様の標準化を含む、M2M通信およびITSの国際的整合化を主導すべきである。

EBCは、EU・日本間の通商を促進するため、欧州市場と日本市場の両方で販売される電子通信機器製品認証の重複を排除すべきであると考えている。FTA/EPAは、欧州市場か日本市場のいずれかで認証された電気通信機器製品が相手側市場で自動的に承認される真の相互受け入れを確立すべきである。現行の枠組は、認定された認証機関が両方の市場向けに試験を行うことしか規定していない。すべての電気通信機器の規格・認可に関する相互受け入れはFTA/EPAの一部になるだろう。

主要な問題および提案

■ 共通の技術基準および認証手続の確立

年次現状報告：若干の進展。細部はさほど異ならないとはいえ、EUと日本は同一の製品について異なる技術基準を設けており、これはメーカーにとって試験と認証の重複につながる。現行のEU 日本相互承認協定は、認定された認証機関が両方の市場向けに試験を行うことしか規定していない。日本の認証手続も欧州のものとは異なっている。EBCは、欧州で導入された供給者適合宣言（SDoC）に類似したSVCが日本政府によって2004年初めに導入されたことを歓迎した。しかしながらEBCは、この制度が有線通信端末に限られること、および、その他の電気通信機器にまで適用が拡大されていないことに失望している。

提案：

- EUと日本は、互いの電気通信機器規格・認可を相互に受け入れるべきである。これは、FTA/EPAを通じて達成できるだろう。
- 欧州の生産者によって発行されるSDoCは、有線端末だけでなく、無線機器についても、付加的な試験や制度上の要件なしに日本国内で受け入れられるべきである。
- SVCの適用は、「特定無線設備」のカテゴリー内のすべての機器に拡大すべきである。

■ IMT（IMT-2000およびIMT-Advanced）の周波数割当の整合

年次現状報告：若干の進展。EBCは、日本政府がIMTシステム用に国際的に整合のとれた周波数割当に活発に取り組んできたことを認める。これは、新しい電気通信機器のローカルバージョンを開発する必要性を排除することによって、業界と消費者に莫大な利益をもたらす。また、規模の経済を生み出して、製品の価格を引き下げ、国際ローミングを促進するだろう。さらに、2010年に総務省が300 MHzの周波数帯を2015年までにIMTを含むワイヤレス・ブロードバンドに割り当てる計画を発表し、また2012年に、IMTシステム用の整合のとれた周波数割当方法で700 MHzと900 MHzの周波数帯免許を交付したのは歓迎すべきことだった。EBCは、総務省が目下、3,400 MHzから3,600 MHzまでの周波数帯におけるIMT-Advanced規格についての技術的条件を検討していることにも注目している。

提案：

- 政府は、各国の政府と共同して、2007年世界無線通信会議の決定に沿って、IMTシステムに関する世界的に整合のとれた周波数割当の達成に取り組むべきである。これは、700 MHz、2,300 MHz、および3,400～3,600 MHzの周波数帯を含むべきである。
- 政府は、新しい整合のとれたIMT用周波数の特定を行うため、2015年世界無線通信会議の議題1.1に従って主導的に活動すべきである。

■ M2MとITSに関するEU・日本の整合化

年次現状報告：新たな問題。M2M接続は、付加価値を行う魅力的な方法を提供して生産性を向上させ、スマートシティ、スマートグリッド、e-ヘルス等広範囲の産業およびビジネス・プロセスのコストを削減する。ITSは、情報通信技術（ICT）を交通インフラ、車両、利用者と統合する。ITSの全体的目的は、交通システムの安全性とセキュリティを改善し、効率を向上させ、環境影響を低減することである。モバイル・ネットワーク技術は重要なITSアプリケーションの主要な基盤技術であり、魅力的な規模の経済性と迅速な展開を実現する。

提案：

- 政府は欧州委員会やEU加盟国と協力して、技術仕様の標準化を含む、M2M通信およびITSの国際的整合化を主導すべきである。

医療・衛生

動物用医薬品
臨床検査機器・試薬（体外診断）
医療機器
医薬品
ワクチン
化粧品

Dr. Bruce Quinn

Chair, Animal Health Committee

(President, Boehringer Ingelheim Vetmedica Japan Co., Ltd.)

c/o Boehringer Ingelheim Vetmedica Japan Co., Ltd.

ThinkPark Tower, 2-2-1 Osaki

Shinagawa-ku, Tokyo 141-6017

Phone 03-6417-2343

Fax 03-5435-2950

動物用医薬品

はじめに

日本の動物用医薬品市場は約1,000億円規模で、世界第6位にランクされており、これまで、欧州企業にとって重要な市場となってきた。しかしながら、日本は近年、低成長率と高いビジネスコストのため、魅力を失っている。日本の動物用医薬品市場は、欧州や米国の場合と同様、きわめて規制されている。日本は、国際レベルでの動物用医薬品の登録要件の整合化を目指す、ヒト用医薬品の日米EU医薬品規制調和国際会議（ICH）の動物用医薬品版である「動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議」（VICH）の三者間（EU・日本・米国）プログラムに加わっている。これは、世界向けに開発される医薬品の登録コストの削減にある程度役立ってきた。しかしながら、日本に独特で、飼い主、獣医、消費者が革新的かつ有用な動物用医薬品にアクセスするのを往々にして妨げたり遅らせたりする要求事項がまだいくつかある。そうした動物用医薬品は登録前に欧州と米国での厳しい審査プロセスを経ており、その効能、安全性、品質は保証済みであるため、この状況はとりわけ遺憾である。バイオテクノロジーに基づく革新的な動物用医薬品についての日本の規制要件はとりわけ厳しく、したがって、欧州で容易に利用できる製品が、日本では往々利用できない。規制要件の整合化が進めば、革新的な動物用医薬品への動物および動物の飼い主のアクセスは確実に向上するだろう。日本の家畜産業が海外の生産者との競争力を維持するためには、新しい動物用ワクチンや医薬品へのより迅速なアクセスも必要とされる。日本の生産者が競争力を維持できなければ、日本は引き続き輸入畜産物にますます依存するようになり、さもなければ農業補助金を拡大せざるをえなくなるだろう。

動物用医薬品の製造販売承認は、農林水産省から下りる。食用動物用の動物用医薬品の場合は、1日当たりの許容摂取量と残留基準値の確定にさらに食品安全委員会と厚生労働省がそれぞれ関与する。3つの異なる当局が関与する、食用動物用医薬品のこの審査プロセスは、複雑かつ往々非効率的で、連携がとれておらず、家畜生産者が医薬品を利用できるようになるまでに非常に長い時間がかかる。

生物学的製剤の場合、生ワクチンの血清学的な力価試験についての要件をはじめ、ほとんどの規格項目は、日本独自のものである。製品規格を日本市場のためだけに新たに定める必要があり、ワクチンの各バッチをこうした独自規格に基づいてリリースしなければならず、しばしば、製造現場での重複した試験が必要になる。

非臨床試験実施に関する基準（GLP）や臨床試験実施に関する基準（GCP）の下、海外で実施された試験は、登録申請書類に記載することを農水省から認められる一方、動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準（GMP）の相互承認はまだ存在していない。そのため、原薬であれ最終製品であれ、日本に輸入される動物用医薬品の製造に従事しているいかなる海外製造施設も、欧州の当局によってGMP適合がたとえ認められていても、農水省による認定を受ける必要がある。このプロセスは、大量の冗長な事務処理を必要とする。

ここ数年間、農水省は、日本における承認申請プロセスの予測可能性、質、スピードを向上させる種々の措置を実施しており、ある程度の改善が見られているが、いくつかの製品分野の審査プロセスにはまだ遅れが見られる。EU-日本FTA/EPAは、動物用医薬品のGMP認証の相互承認を手始めに、動物用医薬品に関する欧州と日本の製造販売承認の相互承認を目指すべきである。

主要な問題および提案

■ 製品の承認

年次現状報告：限られた進展。 EUですでに承認された製品（特に動物用生物学的製剤）でも、厳しい検査と試験を受けてからでないと日本では承認されない。明白な科学的根拠のない付加的な動物試験要件は、動物福祉面の重大な懸念を伴っている。申請者はまだ、製品の安全性と有効性にほとんど関連のない質問に回答する必要がある。農水省が12ヵ月という標準事務処理期間を定めているにもかかわらず、3つの異なる規制当局（農水省、食品安全委員会、厚生労働省）が関与しているため、食用動物用の動物用医薬品の承認申請はきわめて長い時間がかかる可能性があり、手続はきわめて予測不能である。

提案：

- 日本政府は、製品承認を迅速化し、製品承認申請制度の相互承認を含め国内規制を国際慣行と十分に整合化するため、利用できるあらゆる措置を用いるべきである。VICHガイドラインが時代遅れの地域ガイドラインに全面的に取って代わるべきである。
- 動物福祉を考慮して、付加的な動物試験要件は、同様の試験結果が他の国ですでに入手可能な場合には、最小限にとどめるべきである。
- 農水省、厚生労働省、食品安全委員会による食用動物製品の審査は、食用動物用の動物用医薬品の全体的審査時間を短縮するため、平行して実施されるべきである。

■ シードロットシステムおよびワクチンの国家検定

年次現状報告：進展。 シードロットシステムは、樹立されたマスターシードウイルス／バクテリアから作り出されるウイルス／バクテリアのワーキングシードを用いてワクチン製造を可能にする。シードロットシステムを導入する農水省の構想のおかげで、一部の動物用ワクチンは出荷前の国家検定をもちや必要としない。しかし、一部の欧州製ワクチンは、国際的に認められたシードロットシステムには存在しない製造工程試験等、独自の付加的な試験要件のため、こうした便益を享受できない。日本はワクチン小分け製品についての不活化試験を、輸入された不活化ワクチンについてのみ義務付け、国内で製造された同様のワクチンには義務付けておらず、そのため通商上の非関税障壁を生み出している。イヌとネコに関するワクチンの安全性は対象動物で試験されるにもかかわらず、実験動物を用いた異常毒性試験が義務付けられているが、これは動物福祉面に影響するものである。

提案：

- シードロットシステムに含めるべき適用資格要件は、国際的に認められた要件に沿ったものにするべきであり、日本独自の新たな要件を追加すべきではない。
- 不活化ワクチンに関する、小分け製品を用いた不活化試験要件は廃止すべきである。
- イヌとネコに関するワクチンの異常毒性試験要件を廃止すべきである。
- 組み換えワクチンも、シードロットシステムに含める資格を与えられるべきである。

■ ワクチン接種後の食用動物の出荷制限期間

年次現状報告：進展なし。 オイルアジュバントワクチンを接種された食用動物の出荷制限期間は、日本では関係諸国に比べて大幅に長い。オイルアジュバントは、食品添加物に指定されている成分からおおかたなっており、その安全性は十分に立証されている。生産者にとって負担となる長い出荷制限期間は、EUや米国で使用されているいくつかの革新的で有用なワクチンを日本では事実上使用できないことを意味する。代替手段がほとんどないため、生産者や最終的には消費者にとってのコスト増大につながる。

提案：

- ワクチン接種後の食用動物の出荷制限期間を、科学的な根拠と適切なリスクアセスメントに基づいて欧米で承認された出荷制限期間に揃える。

Dr. Isao Ikeda

Chair, Medical Diagnostics Committee
(Representative Director & Chairman of the Board and President,
Abbott Japan Co., Ltd.)
c/o Abbott Japan Co., Ltd.
3-5-27, Mita, Minato-ku, Tokyo 108-6305, Japan
Phone 03-4555-1000
Fax 03-4555-1020

臨床検査機器・試薬（体外診断）

はじめに

臨床検査（検体検査）機器・試薬は、病院、検査センター、診療所、血液センター等での診断学的検査に使用されており、多くの医療現場において必須のものとなっている。とりわけ疾病の予防、早期発見、診断、治療のモニタリング、薬剤副作用の把握において重要な役割を果たしており、かつこれらの役割を通し患者のQOLの向上、そして総医療費の節減において欠くことが出来ないものとなっている。しかし、これまでの償還価格の度重なる削減の結果、日本における臨床検査（検体検査）機器・試薬の実勢価格は欧米諸国と比べて同等かそれ以下まで下がっているのが現状である。

2年ごとの検体検査実施料改定は、償還価格設定の決まった方法についての情報はほとんど公開されず、かつ、個々の製品が有する臨床上、経済上のメリットや製品イノベーションはほとんど留意されないまま、唯一償還価格の継続的かつ大幅な減少をもたらす改定結果となっている。こうした要因の積み重ねは、欧州メーカーにとって日本がますます魅力のない市場となるだけでなく、日本の医療制度もコスト削減という目先の課題に囚われ過ぎて、最新の臨床検査製品をもたらす、より長期的な経済メリットを見逃してしまいかねないとする。EBCは、臨床検査の保険点数（検体検査実施料）を大きく改善した2008年、2010年及び2012年の国民健康保険見直しを歓迎するが、引き続き構造問題にも取り組むことを政府に促す。つまり、臨床検査を単なる医療出費として扱い、各製品・検査の付加価値を考慮しない現行の償還価格に基づいた改定・価値判断のアプローチは、不正確な診断や不必要または不適切な治療、ひいては過剰な医療へとつながる可能性がある。

この点における構造改革が必須と考えている。EBCでは、厚生労働省だけでなく経産省や財務省も参加している新医療機器・医療技術産業ビジョンのもとで、体外診断薬がトピックとして導入されたことを心強く思うと同時に、これからも対話に積極的に参加していくことで、我々の新しい観点・論点を通し、製品承認や償還制度といった重要分野において、新規の論議が出来ていくことを切望している。

一方で、ここ数年間臨床検査機器・試薬（体外診断薬）に対する法規制の面で、いくつかの改善がみられていることも事実である。2005年に実施された薬事法改正では、リスク分類に基づく第三者認証・自己認証制度を導入することで、これまでの製品承認期間の大幅な改善を計っている。しかし、現実的には大幅な進展は見られておらず、この改善の障害となっているものとしては、新制度のもと申請や審査を行うための通知・細則の欠如、日本独特のリスク分類手法やデータ要件の保存等があげられる。

EBCでは、EU・日本間の規格の相互受け入れと相互認証制度は、日本の消費者により広範囲の製品をよりタイムリーに提供をすることのみならず、日本のメーカーにもヨーロッパにおける大きなビジネスチャンスをもたらすものとする。臨床検査機器・試薬（体外診断薬）の「規格の相互受け入れ」と「相互認証制度」は、EU-日本FTA/EPAに盛り込まれるべきである。

医療に関わる製品においては、より高度な医療をより早く日本の医療現場、患者へ届け、医療費の節減に貢献できるメリットは、非常に重要な論点と考える。特に、日本における医療費の高騰は、政府における懸念事項であり、コンパニオン診断薬による特定の医薬品の有害事象の軽減、当該医薬品による効果が最も期待される患者選別に用いることによる医療費の削減が期待されている。

主要な問題および提案

■ 製品承認と円滑な導入

年次現状報告：進展なし。日本の薬事法改正に伴い、新しい製品承認制度が実施された。リスク分類や安全対策の強化などを目指した、大臣承認制度、第三者認証制度および自己認証制度の導入は、しかるべく方向へ向かう重要な第一歩となっているが、解決すべき問題が依然として多い。日本独特のリスク分類の手法やデータ要件は、申請および審査手続を技術的に時間のかかる、且つ無駄の多いものにしてている。加えて、ここ数年間は多くの製品に於いて承認が遅れている現状があり、こうした状況は早急に打開すべきである。

提案：

- EUと日本は、双方どちらかの市場向けに認証された製品を、それぞれ本国市場向けに認証された製品と同等のものとして、認証・受け入れをし、製品承認プロセスを効率化すべきである。
- 承認申請から製品承認までのプロセスの定期的なパフォーマンス・レビューの導入を提案する。これにより、新製品の臨床的価値を早く医療現場へ提供でき、医療への貢献がより期待できる。
- 特定の医薬品と一緒に用いられるコンパニオン診断薬の当該医薬品との同時期承認を期待する。

■ 診療報酬償還制度

年次現状報告：進展。EBCは、臨床検査の価値に対する認識向上に伴い検体検査実施料を改善した2008年、2010年及び2012年の改訂を歓迎する。欧日双方のメーカーにとって魅力のある臨床検査市場を創出するためには、臨床検査の償還価格体制の構造的問題にも取り組むべきである。検査の質、スピード、患者治療への貢献度が異なっても同じ償還価格が適用されるため、よりよい検体検査の実施に対する阻害要因となっている。

提案：

- 臨床検査の償還価格（検体検査実施料）は、検査の品質（精度、正確性、検査体制の認証）、スピード（緊急対応、外来患者の緊急検査）、総括的な患者ケアへの貢献（院内感染管理、リスク管理、患者情報に基づく数値以外の付加価値情報）等の切り口により、各々の臨床価値に応じて設定されるべきである。
- すでに市販されている製品の性能を評価する定期的性能評価制度を設けるべきである。これにより、医療貢献度が低い製品での検査実施が軽減し診療報酬（コスト）あたりの医療貢献度の改善が期待される。
- 特定の医薬品と一緒に用いられる付加価値の高いコンパニオン診断薬を用いた臨床検査の償還価格（検体検査実施料）は、その価値に応じたインセンティブが考慮されるべきである。

■ DPC（診断群分類）

年次現状報告：一部進展あり。2003年に特定機能病院においてDPCが導入された。この制度の導入により、導入先病院はコスト削減や業務のアウトソーシング等に取り組むこととなり、臨床検査数（検体検査数）の削減へと進んできている。結果としてコスト削減を最優先させ、医療に必須である臨床検査（検体検査）のインフラの悪化を招くこととなっており、医療の質の低下を危惧せざるを得ない状況となっている。しかしながら、EBCは2010年の改定で実施された、新たな機能評価係数の導入や検査室の施設要件に対する増点、外来迅速検査加算などの包括的な施策を歓迎している。

提案：

- 臨床検査の効果的な利用を促進するために、医学界の協議に基づき、ガイドラインを策定すべきである。これを通し、診療の質を向上させ、誤診リスクを低減し、総医療費の節減を目指すべきである。
- このためにも、中医協内に臨床検査専門委員会等の設立が重要であり、制度的側面からの医療の質の向上を目指す方針を明確にすべきである。

医療機器

はじめに

日本の医療は、世界有数の平均寿命や世界最低の乳児死亡率を享受していることに示唆されるとおり、概して高い水準にある。しかし、他の先進国に比べ病院訪問回数の多さや入院日数の圧倒的な長さといった制度面の非効率や医療従事者の不足など早急に対処する必要がある。医療制度の財源面では、急速な高齢化・医療の高度化にともない2010年の国民医療費では37兆4千億円（前年比で1兆数千億円増）となり、日本国民が期待するより高い質の医療サービスは、今後ますます負担の大きなものとなる。優れた最新の医療機器は、患者にQOLの大幅な向上をもたらすだけでなく、長期的に総医療費の削減ももたらす投資と捉えられるべきである。しかし、現行の規制構造や保険償還制度は、そうした医療機器の日本市場導入の阻害要因となり、中国や韓国を含む他の先進諸国で利用されている医療機器へのアクセスを日本で必要とする患者から奪っている。EUや米国で製造販売されている医療機器のうち、日本で入手できるものはそのうちの50%にすぎないというデバイス・ギャップを引き起こしている。

EBCはかねてから、欧州の革新的な医療機器の日本への導入に必要な時間とコストの削減を求めてきた。薬事法の改正を機に承認手続の短縮を促進し、日本の薬事規則をグローバルスタンダードに沿ったものにするという本来の政府の意図とは裏腹に、医療機器とはまったく性質の異なる医薬品の規制を医療機器に適用した改正薬事法は承認に要する時間の長期化をもたらした。この結果の大きな要因となっているのは、臨床評価のあり方や医療機器品質管理システム（QMS）に関連した国際基準と日本のガイダンスとの相違である。

EU・日本ともに承認・上市には、医療機器の臨床面の安全性と有効性で満足の行く証拠が必要とされる。厚生労働省の情報では、承認のために臨床試験データが必要とされる医療機器の大半（約70%）のケースでは、日本国外で収集されたデータが単独または主要臨床データとして受け入れられるとされている。しかしながら、そうしたデータだけでは充分ではないと判断された場合、日本で新たに臨床試験を実施しなければならず、その必要の有無を予見するガイドラインも明確でなく、さらなる大幅な遅延と費用をこうむることとなる。

また、EUでは、医療機器製造者はQMS要求事項への適合確保を義務付けられ、欧州医療機器指令のQMS要求事項への適合を実証する根拠として、国際規格ISO13485が一般に適用される。同様に日本でも、厚生労働省は、実質的にISO13485に基づき医療機器QMSガイダンスを発表している。しかしながら、日本においては、未だ「一般的名称毎」をベースにしたQMS適合調査が求められ、また適合調査権者も官民の3者あることから調査結果の共有化が難しく、医療機器業者は審査手数料や検査の重複に悩まされている。

この現状下、日本政府は、日本の経済再生の施策として今年6月「医療イノベーション5か年戦略」を発表し、医療機器関連の推進項目では、「臨床研究・治験の環境整備」、「審査の合理化・迅速化・質の向上と安全対策の強化」、「イノベーションの適切な評価」などが挙げられ、この項目の中に上述の問題への対応が明記された。やっと解決への一歩が始まったところで、今後この進捗を注意深くモニターする必要がある。

EU-日本FTA/EPAは、一方の市場で認証された製品がもう一方の市場で自動的に受け入れられることを保証すべきである。そうした措置はコストを軽減させ、現在世界市場のほぼすべての医療機器がEN規格に従って認証されていることから、長期的には日本と他の先進諸国とのデバイス・ギャップをなくすことになる。共通の臨床試験実施に関する基準および医療機器品質管理システム規制を設けることによる医療機器認証の相互受け入れに特に重点を置くべきである。

B.Braun Aesculap Japan	Maquet Japan
Biotronik Japan	Molnlycke Health Care
Coloplast	Nippon Becton Dickinson
Dentsply IH	Nippon BXI
Dornier MedTech Japan	Nobel Biocare Japan
Draeger Medical Japan	Otto Bock Japan
Edaptechnomed	Philips Electronics Japan
Elekta	Radiometer
Gambro	Sata
Japan Lifeline	Senko Medical Trading
Japan MDC	Siemens Japan
JIMRO	Smith & Nephew Wound Management
Laerdal Medical Japan	Sorin Group Japan
Lima Japan	Teijin Pharma

主要な問題および提案

■ 臨床評価のあり方とQMSの相互承認と整合化

年次現状報告：わずかな進展。臨床評価の在り方については、日本のGCPとISO14155とはかなり整合化が進み、いくつかの医療機器では欧米で実施された臨床試験成績の受け入れも可能となった。臨床評価基準そのものの整合化は進んだとはいえ、日本の治験に関してはいまだ多くの問題がある。1、臨床試験を要求される品目が欧米に比して多いことであり、2、適応（対象疾患）が異なる場合、日本では既に承認された製品であっても新たに臨床試験が追加されるケースが数多く存在する。3、改良医療機器でもかなりの頻度で臨床試験を要求される。また、承認取得後、使用成績調査や再審査申請制度等欧米に存在しない制度により、コストと人員を要することから、臨床試験を必要とする医療機器については日本導入を諦める企業も多い。

QMSについては、2011年に「ISO13485とQMS省令の差分の明確化」、「調査権者同士の調査結果の共有化」、及び、「品目毎の調査から一般的名称毎のQMS適合性調査を行う」とした通知が出され、改善に向かい一歩踏み出した。しかしながら、製造所毎の調査、多種類の一般的名称をベースとしたQMS適合性調査が行われるという問題点が依然として残っている。本来、医療機器のQMSは、設計開発、製造、市場での安全管理、製品廃止までの一連を管理する品質システムであるが、日本でのQMS適合性調査は、その製造所の製品ラインのみを調査するいわゆる医薬品GMP的な調査が行われてしまい、結果、医療機器製造者及び調査権者に不要かつ過度なQMS適合性調査の実施を強要している。そのため、両者に大きな負担をかけてしまい、薬事承認コストの増加と上市の大幅な遅れにつながっている。

提案：

- 日本政府は、臨床評価のあり方に関し、欧米の制度を参考に臨床試験を不要とする範囲を大胆に拡大する必要がある。また、欧米で既に市販されている医療機器については、欧米での使用実績や臨床文献を評価に取り入れて臨床試験を省略（もしくは大幅に削減）すべきである。
- QMSについて、EUの第三者認証機関（Notified body）によって実施されたQMS監査結果を、品質管理システム要求事項への適合の証拠として原則的に十分なものと認め活用すべきである。また、EUのISO13485の調査手法を受入れ、製造所の品質システムの調査を進めるべきである。

■ 償還価格

年次現状報告：極わずかな進展。平成24年度の保険償還価格改定においては診療報酬本体部分が5500億円の増額（+1.38%）に対し、薬価が5000億円、医療材料費は500億円の減額と診療報酬の増加分を薬価・材料費を削減し、本体部分増額の原資とする形が継続している。そのような厳しい状況の中でEBCが要望してきたコンピューター断層撮影診断料におけるCT撮影の64列マルチスライス、MRI撮影の3テスラ以上の機器による撮影の価格が新設された。また小児用など、小規模マーケットに対応する医療材料に関しては従来の機能区分を細分化し、新たな区分が設けられるなど、2年間の活動に一定の成果が見られた。ただし、根幹の課題であるデバイス・ラグ、デバイス・ギャップの解消するための企業努力を大きく後押しするような価格改定、あるいは加算のシステムの設立には至っておらず、逆に内外価格差確認のための海外参照価格対象国に平成24年度からオーストラリアが加わることとなり、企業としては価格調査作業の負担が増えるだけでなく、保険医療材料の評価区分のC1（新機能）やC2（新機能・新技術）などの価格交渉においてもより懸案事項が増える結果となっている。

提案：

- 東日本大震災やタイの洪水により、医療材料においても外的要因による供給不安が発生し、行政からも企業に対し市場への安定供給確保のための対応を強く求められている。安定供給確保のための必要コストも今後は保険償還価格に反映されるべきコストとして認識されるべきである。
- 画像診断における加算、新規手技料の新設、あるいは機能別分類価格のさらなる細分化、また細分化すべき機能区分を特定する具体的な評価基準の設定など、2012年である程度実現された点の更なる推進・改善が必要である。

Mr. Philippe Fauchet
Chairman, EFPIA Japan
(President, GlaxoSmithKline.)
c/o GlaxoSmithKline
GSK Bldg. 6-15, Sendagaya 4-chome
Sibuya-ku, Tokyo 151-8566
Phone 03-5786-5540
Fax 03-5786-5239

医薬品

はじめに

2011年度の国民医療費(概算)は前年度比3.1%増の37兆8000億円になった。一人あたりの医療費は29万6千円で、70歳未満が17万9千円であるのに対し70歳以上は80万6千円と約4.5倍にも及ぶ。一方、薬剤費は過去10年間で年間約3%の伸びであり、そして医療費に占める薬剤費の割合は、約21%とこの数年、安定して推移している。これは2年に一度の定期的な薬価引下げが原因であるが、さらに、政府は医療費削減の一環として後発品の使用促進を進めており、2012年度末には後発品数量シェア30%を目指しているためである。薬剤費率の抑制という点においては、高齢化社会及び医療技術の進歩による医療費が高騰する環境下にも関わらず、一定の抑制が効いていると考えられる。

日本製薬団体連合会は、2008年に中央社会保健医療協議会の薬価専門部会で薬価維持特例制度を提案し、それを受けて一定の条件下で新薬の薬価を維持し、新薬開発、未承認薬・適応外薬への再投資を活性化することが可能となる新たな薬価制度(新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度)が2010年4月から試行的に導入された。欧州の研究開発型製薬企業の調査によると、この新制度の導入によって、新薬へのアクセス向上やドラッグラグの解消につながり始めたデータが出てきている。私どもは本制度が試行的実施から恒久的な制度として確立することを要求する。加えて、予測できない形で医薬品に影響し、これらの医薬品がもたらしてきた医療上の恩恵を考慮しない市場拡大再算定制度の廃止の検討がされるべきであると考えます。

2012年5月には中医協にて正式に(医療技術評価 (HTA) の議論が始まった。HTAは欧州においては功罪相半ばする結果になっている一方、日本には、高い質の医療を制限なしに提供する皆保険制度によりイノベーションへのアクセスが可能であるという、世界的に高い評価を得ている財産がある。我々は、日本において、この優れた医療制度の根幹を堅持した独自の制度を創り上げることを期待する。HTAを日本に導入するに当たっては、製薬産業を含めた関係者全員による徹底的な調査・研究を実施する必要があると考える。また、現行の日本の制度が既にHTAの要素を含んでおり適切に機能していることをしっかりと認識する必要がある。私どもは、HTAの議論は、既に日本に存在する制度の検討から始めるべきであり、また現実に即したデータを収集する機会として追加的に市販後のデータ収集を行うことなどを考慮すべきであると考えます。こうしたことが新たなドラッグラグを作ることの防ぎ、日本が魅力的な投資対象であることを維持することにつながる。

医薬品医療機器総合機構 (PMDA) は、審査官を増員するとともに人材育成を行い審査期間の短縮と審査の質の向上に努めている。また、業界団体とのワーキンググループを立ち上げるなど、これまで以上に積極的な取り組みを始めている。さらに、臨床試験に関しては、グローバルスタンダードとは多くの面で異なっていた日本の医薬品の臨床試験実施に関する基準 (GCP) は、ICHの推進により着実に前進している。私どもは、こうした取り組みを支持する。しかし、EU-日本の医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準 (GMP) の相互認証協定 (MRA) の拡大は進捗していない。MRAは未だ経口固形製剤に限定されており、他の製品については製造施設検査の重複につながっている。そのため、潜在的に上市までの時間が長引くとともに、業界にコスト増加がもたらされている。

2011年12月には、政府と業界による「政策対話」が再開したが、そのあり方や頻度には改善の余地がある。2012年には、「社会保障と税の一体改革」として2014年からの消費税増額が決まったが、肝心の医療を含む社会保障への具体的取り組みを明確にする必要がある。日本において、単に医薬品の価格をどうするかといった議論から医療や医薬品の財源をどこに求めるのかという根本的な議論をすることを政府の優先課題とすべきであり、私どももこの議論に参画することを望んでいる。

主要な問題および提案

■ 薬価制度に関する改革

年次現状報告：進展。 2010年4月には、イノベーションの評価の観点から、一定の条件下（薬価収載後15年以内、後発医薬品が参入していない、平均的な値引きによる販売をしていない）で薬価の定期的な引下げを緩和する業界が提案した新薬価制度の試行的な導入がなされた。この制度の継続は、日本における研究開発コストの早期回収を可能とし、革新的な新薬の世界同時開発並びに未承認薬・適応外薬の開発を促進することになる。また、市場拡大再算定制度の廃止の検討もすべきである。さらに、新薬発売後1年間の14日間処方制限が患者の新薬へのアクセスを阻害している。慢性的な疾患で安定している症状の患者でも新薬の導入後1年間は2週間ごとに病院に通院しなければならず、これが患者のみならず医療従事者の負担になっている。

提案：

- イノベーションが報われ医薬品の価値がより適切に評価されるよう、日本政府は2010年に試行的に導入された新薬価制度を恒久的な制度に改めるべきである。
- 市場拡大再算定制度は廃止されるべきである。
- 新薬の14日処方制限は撤廃されるべきである。

■ 日本の現状に即した医療経済評価体制

年次現状報告：限られた進展。 2012年5月に中医協の費用対効果評価専門部会が創出され、医療経済評価(HTA)の議論が正式に始まった。しかしながら、技術的な議論に留まっており、HTAの根本的な意義についての議論はほとんどない。現存する制度の上に新しい制度を重ねていくことの利点を認識しながら、また実務的なデータ蓄積、例えば社会保障番号認証の必要性などを検討していくことが重要である。革新的医薬品への患者アクセスに関する議論を優先させるべきである。

提案：

- 日本政府は、薬剤費率、新薬の承認から償還までの期間が短いこと、市販後調査体制などが充実していること、新薬創出加算の導入により研究開発活動が活発化していることなどを十分に考慮し、これらを阻害しない体制が確保するべきである。また他国では医療経済評価の導入により、患者の医薬品アクセスにつながる大きな矛盾や議論が巻き起こっている。私どもは、日本版HTAを創出するための議論に加わるための準備がある。

■ 承認審査環境 / 相互認証協定の改善

年次現状報告：限られた進展。 PMDAは審査スピードを改善するために、2008年から2012年4月まで約300名の増員を実施し、この1年間に43名が増加した。新規採用者の増加に伴う審査スピードの改善と審査の質について継続して注視する必要がある。また、PMDAと業界実務者レベルでのワーキンググループにより治験相談、承認審査およびGCP調査に関わる課題が検討され、治験相談と承認審査の改善が図られている。行政と企業側の双方の努力により目標値がより確実なものになることを期待する。また、製造販売後の安全対策についての見直しが官民合同のタスクフォースによって開始された。私どもはこれらがもたらす効果についても注視していく。一方、医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準（GMP）についてのEU-日本相互認証協定はまだ限られており、すべての非固形剤の検査・検定の重複によって引き起こされる潜在的な遅れにつながっている。

提案：

- 安全性対策に関する国際標準とのハーモナイゼーション（サーベイランスからビジランスへ）を進め、医薬品のリスク評価に対する海外情報を積極的に活用する。
- GMPに関するEU-日本相互認証協定を、非固形剤も含む方向へ拡大すべきである。

ワクチン

はじめに

日本のワクチン市場が急拡大している。これは他の先進諸国で入手可能な最新のワクチン（Hibワクチン、ヒトパピローマウイルスワクチン、7価肺炎球菌ワクチン、ロタウイルスワクチン等）が相次いで日本で承認されその接種が広まったことによる。それ以外にもMR（麻疹・風疹）ワクチン、不活化ポリオワクチン、DTaP-IPV四種混合ワクチンなどの承認が相次ぎ、上市されたことも寄与している。

承認されたワクチンの抗原種数からみれば日本は欧米と肩を並べるまでになり改善が見られるが、日本の将来を担う乳幼児を感染症から防御するのに必要な多くの小児用混合ワクチンが未承認である。感染研のHPに掲載されている乳幼児の予防接種スケジュールによると、数多くの感染症予防ワクチンを生後18カ月の間に接種する必要がある。接種漏れなくワクチン接種を行うため数種類のワクチンを配合した小児用混合ワクチンが必須で、海外では各種小児用混合ワクチンが数多く承認され10年以上前から使用されている。一方日本では小児用混合ワクチンの導入は大きく遅れており、本年ようやくDTaP-IPV四種混合ワクチンが承認された（欧州に比べ、15年の遅れ）。

欧州をはじめ海外から輸入されるワクチンの品質についても、日本独自の生物学的製剤基準により規定されるが、その際輸入ワクチンの生産国での品質規格と日本国内での規格（生物学的製剤基準）の整合性が問題となる。生物学的製剤基準設定時に場合によっては製造元で行っていない日本独自の試験項目を追加されることもあり、承認や供給の遅れの一因となっている。また、輸入されるワクチンの品質は輸入ロットごとに海外製造元・国内製造販売元・国家検定（感染研による）の3段階でそれぞれ同様な品質試験が重複しておこなわれる。

日本政府は内閣府に設置した行政刷新会議のもとに規制制度改革に関する分科会を設置し協議・検討を行い、以下の4項目を閣議決定した。（1）日欧MRAをワクチン等の生物学的製剤へ拡大すること（2）自家試験の国内重複部分を免除（3）生物学的製剤基準の適宜見直し（4）世界保健機構が推奨するワクチンの定期接種化。

厚生労働省もワクチンを予防医療の柱の一つとして取り上げ、ワクチン産業ビジョンを策定すると共に海外で開発された革新的ワクチンの導入やパンデミック対策に注力し現状を改善する努力をしている。

EBCは日本政府に対し対話を推し進め、日本国民にとっての予防医療の改善に寄与するワクチン（特に小児用混合ワクチン）の開発・製造への投資を国内外のワクチン製造業者に奨励するために必要な改革を実施するよう促す。この目的で規制制度改革に向けた閣議決定の実現を促すと共に、あわせて日本の感染症予防ワクチンの非臨床・臨床ガイドラインの改訂ならびに、アジュバントガイドラインの策定を促す。

主要な問題および提案

■ ワクチンギャップ

年次現状報告：進展。海外において長年使用され有効性・安全性が十分に証明された小児用混合ワクチンを日本に導入する際、「日本人が特殊であるかも知れないという考え方」や「薬事的慣例」が障害となり承認が大きく遅れワクチンギャップにつながっている。

提案：

- 科学的根拠に基づき、国産・輸入に関わらず国民に必要なワクチンを迅速かつ低負担で供給できる体制を早急に構築し実践することによりワクチンギャップを解消すべきである。

■ EUとの臨床ガイドライン及び生物学的製剤基準の整合化

年次現状報告：進展。2010年に発効した感染症予防ワクチンの臨床評価ガイドラインでは、なぜ日本人での用量反応性試験が必要かの説明が明確にされていない。世界的に使用されているワクチンの用法・用量が日本人だけ異なることは説得性に乏しい。

欧州で品質試験を行い品質が担保されているワクチンに、日本では新たな試験項目を追加しさらに輸入後再度全試験を求めると同時に、生物学的製剤基準に基づく国家検定試験が行われ、これに合格しないと出荷できない。

提案：

- ワクチン独自の基準がなく、局方に収載されている欧米と同様に、生物学的製剤基準を日本薬局方へ統合し、品質基準の国際調和を促進する。
- 感染症予防ワクチンの臨床試験ガイドラインを見直し用量反応性試験を削除すると共に、国民に必要なワクチンを迅速かつ低負担で供給するために、品質試験の重複をなくし、時代に即した品質確保の体制を構築しワクチンギャップを解消する。

■ 接種率の向上

年次現状報告：若干の進展。ワクチンは個々人に接種することで個人レベルでの感染防御を行うが、集団で接種することにより社会全体ひいては国民を感染症等の疾病から防御することも大きな目標である。日本国内では承認済みのワクチンの接種率がなかなか上昇しないことも問題で、接種率30%以下のものも数種存在する。

提案：

- 承認済みのワクチンをすべて定期接種化し感染症を最大限予防し、かつ副作用救済制度を拡充する。
- EBCは日本国民の将来の健康と成長を守るための予防接種およびワクチンの重要性について国民への教育が更に積極的に行われることを支持する。

化粧品

はじめに

EU企業は、消費者にとって魅力ある、多種多様な革新的で安全な化粧品および医薬部外品を製造している。これらは身体を清潔かつ健やかに保ち、厳しい外的環境が肌にもたらす影響を防止したり、虫歯を予防したり、容貌を良くしたりという様々な方法で、消費者の日常生活の向上に寄与している。さらに、EU企業は、新規成分の開発や研究への投資、科学的知見のグローバルな発展への貢献、消費者への情報提供、あるいは製造販売後安全管理基準（GVP）と製造販売品質保証基準（GQP）順守によって市場における製品の品質、有効性、安全性を確保し、さらに環境持続可能性の推進に努めている。

日本は世界第2位の化粧品市場であり、2010年の売上高は1兆6090億円であった。日本は同年には1,850億円相当の化粧品を輸入し、その内、EUからの輸入は750億円相当であった。輸入化粧品および医薬部外品の大半がEUから輸入されているのは、日本の消費者がその価値や優秀性を認めている証といえる。しかしながら、日本特有の規制は、透明性や諸外国との整合性が不十分であり、複雑な承認申請制度や製造基準を有するために、EU企業は化粧品および医薬部外品を効率的に日本の消費者に提供することが難しい現状にある。その結果、世界各国で販売されているEU製品の中には、日本市場への導入に長期間を要したり、期待できる効能効果を持つにもかかわらずその効果を謳えないものがある。また、医薬部外品において新規有効成分や新規添加物を含むものは、日本で承認を得るのが非常に難しく時間を要するため、成分の変更を余儀なくさせられる場合もある。

例えば、日本で既に承認されている有効成分および添加物についての情報開示は非常に限られている。またEUと日本は化粧品に配合可能な成分について異なった規制を適用しており、日本では、化粧品に配合する場合には規制当局の承認を必要としない成分であっても、医薬部外品に新規配合する場合は長い承認過程を経なければならない。さらに、一部の医薬部外品の承認は都道府県に委任されているが、承認基準についての解釈は都道府県によってまちまちであることも多い。

グローバル化の拡大により、新たな効能をもったより多様で高品質・低価格の製品を入手することが可能になり、世界中の消費者にはかつてないメリットがもたらされるようになった。一方でEU企業は、世界各国の多種多様な品質、有効性、安全性基準に基づいて製品を開発し、製造、販売する必要性が増し、複雑さとコストの大幅な増大につながっている。規制の透明性を向上させ、承認過程を簡素化し、日本・EU間の規制のハーモナイゼーションを推進することができれば、より高い付加価値を持つ製品を日本の消費者に迅速に提供することが可能になるであろう。

EUと日本は、医薬部外品に関する規制のハーモナイゼーション、化粧品および医薬部外品の効能効果の範囲拡大、ポジティブリストとネガティブリストの整合性を相互間でのEU-日本FTA/EPAによって、「化粧品規制協力国際会議（ICCR）」におけるリーダーシップを発揮すべきである。EBCはICCRにおけるEUと日本によるリーダーシップ拡大を強く支持する。なお、ICCRは、国際的な消費者保護を最高水準に保ちつつ、貿易における障壁を最小限に抑えるべく多国間の規制のハーモナイゼーションを推進する方法について協議する国際組織であり、米国、日本、EU、カナダの化粧品規制当局から構成されている。

主要な問題および提案

■ 医薬部外品の規制・制度

年次現状報告：進展なし。2008年12月に厚生労働省は業界側と協力し、「いわゆる薬用化粧品中の既承認有効成分リストについて」を開示した。しかしながら、規制の透明性が不十分であり、承認審査に時間がかかる。

提案：

- 医薬部外品の審査期間の短縮：医薬部外品の新製品承認と一部変更承認プロセス、特に既に承認済みの製品と同一の有効成分を有する製品についての承認の合理化と迅速化を要望する。これにより審査官は、よりリスクのある製品に時間を割くことが可能となる。
- 医薬部外品に係る規制の透明性の向上：定期的な既承認有効成分リストと添加物リストの見直しと拡大のための明確なプロセスを確立することにより、さらに透明性を高めることを要望する。

■ 化粧品及び医薬部外品の効能範囲拡大について

年次現状報告：若干の進展。化粧品の効能は、1961年の通知「薬事法の施行について」において類別に効能を規定する仕組みが示され、2000年の通知「化粧品の効能の範囲の改正について」において化粧品に該当する55の効能に改められた。

2011年には、日本化粧品学会による化粧品機能評価法ガイドライン確立のもと、日本化粧品工業会による厚生労働省への長年にわたる働きかけにより「乾燥による小ジワを目立たなくする」の効能が追加された。

これは化粧品業界にとって大きな進展であり、諸外国における化粧品の効能とハーモナイズされる第一歩となった。医薬部外品（薬用化粧品）においては、申請により、さらに一歩進んだシワについての新規効能の承認取得ができるよう大いに期待している。

しかしながら、日本における効能表現の範囲は、諸外国に比し未だに狭く、輸入化粧品の日本の市場への参入を阻む要因ともなりかねない。研究と技術が進み、化粧品や医薬部外品（薬用化粧品）に対する消費者のニーズが拡大する中で、さらなる効能表現の範囲拡大が求められる。

提案：

- 諸外国における効能の範囲とハーモナイズを図るべく、化粧品及び医薬部外品（薬用化粧品）の積極的な効能の範囲拡大を行うべきである。特に、日本化粧品工業会から提案されている「紫外線による肌の光老化を防ぐ」を早急に追加するよう要請する。

■ 化粧品及び医薬部外品の輸入非関税障壁の緩和

年次現状報告：進展なし。薬事法のもとで輸入される化粧品と医薬部外品の輸入に対する非関税障壁を低減すべきである。現在、同法は、税関で製品の製造販売承認書を提出後、あるいは届け出後に、同様の輸入申告書類（製造販売用化粧品／医薬部外品輸入届）を提出するよう求めている。厚生労働省はまた、化粧品、医薬部外品の輸入業者が製造販売業許可を更新する都度、輸入変更届の提出を求めている。また、医薬部外品を一部変更した場合、変更申請が承認された後には変更前の旧製品は出荷することができない。一部変更の承認が下りる時期を予測することは困難であるため、船便で貨物を輸入する企業は、安定供給を確保するため日本国内に大量の過剰在庫を抱えることになり、不必要なコストを要する。

提案：

- 輸入品にかかる不必要な書類作業と時間が節約されるようにすべきである。
- 一部変更承認後、一部変更前の製品でも出荷及び販売を行える猶予期間を設けるべきである。

■ 化粧品成分規制の透明性向上

年次現状報告：進展なし。厚生労働省は、化粧品成分の配合禁止・配合制限に関する通知を発行してきた。しかし、ポジティブリストとネガティブリストのハーモナイゼーションにおける日本・EU間の不一致はまだ対処されていない。

提案：

- EUと日本は、成分規制のハーモナイゼーションに取り組むべきである。

■ 並行輸入業者にも同一法的基準の適用

年次現状報告：進展なし。一部の行政区では、業許可なしに化粧品等の輸入販売を行ったり、法定表示のない商品を流通させた業者の摘発が報告されたが、監視指導の目とどかないインターネット上の販売サイト等では依然、法令を順守しない並行輸入業者による違法な製品の流通・広告が慢性化している。法定ラベルの無い商品の販売、日本の規格外の商品の輸入・販売、時には偽物の輸入・販売もあり、これらは消費者保護という観点から、最もかけ離れたものであり、法令を順守しているメーカー・正規輸入業者の公平な競争力をも欠くものである。

提案：

- 消費者および輸入化粧品等を販売する業者に、（違法な商品の購入・販売について）啓蒙活動を行うとともに、法令順守を怠った並行輸入業者への監視指導の徹底を行政に働きかけるべきである。

■ 動物実験代替法

年次現状報告：やや進展。2011年2月、厚生労働省からの事務連絡により公式に代替法利用の促進が示され、2012年4月、皮膚感作性試験代替法としてLLNA(Local Lymph Node Assay)(OECD (Organisation of Economic Co-operation Development) Test Guideline 429)、並びに光毒性試験代替法としてin vitro 3T3 NRU(Neutral Red Uptake) 光毒性試験(OECD Test Guideline 432)について、化粧品・医薬部外品の安全性評価に活用するためのガイダンスが発出された。2006年7月、厚生労働省からの事務連絡により、代替法の利用に関してOECD等により採用された代替法あるいは同等と評価された方法に従った試験成績であれば、医薬部外品の承認申請資料として差し支えない旨が示されてから6年の歳月がかかった。その他の代替法についてもガイダンスの発出が待たれるところである。化粧品規制協力国際会議 (ICCR)において、規制当局は、代替試験法協力国際会議 (ICATM)の活動への協力、調整、支援の継続を合意している。

提案：

- OECD等によりすでに採用され、JaCVAM による評価が終わり行政への提案が行われている他の代替法についても早急にガイダンスを発出し、その利用を促進することは急務である。
- 3R(reuse, reduce, recycle) の原則に基づく動物愛護の環境の確立を図るとともに、ヒトや環境を守るためのさらなる国際協調に取り組むべきである。

消費財

酒類
食品

Mr. James Paton

Chair, Liquor Committee

(President, MHD Moet Hennessy Diageo K.K.)

c/o MHD Moet Hennessy Diageo K.K.

13F Jimbocho Mitsui Bldg.

1-105 Kandajimbocho, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0051

Phone 03-5217-9723

Fax 03-5217-9751

酒類

はじめに

欧州は酒類とワインの世界有数の輸出国である。日本の酒類市場は世界最大級の市場の1つであり、年間売上高は推定6兆円にのぼり、ワイン消費も拡大している。こうした数字にもかかわらず、販売額でみると、2009年の外国産輸入品は、1,700億円（税関調べ）で、ビールおよびビール類似品を含む日本の酒類市場全体の3%たらずだった。日本政府は税率の引き下げを実施したものの十分ではなく、さらに、国際基準に則った製品定義の採用や、市場アクセスに関連する非関税障壁の撤廃面で諸外国に遅れをとっている。

近年、欧州産酒類販売の日本における市場条件は、一連の改革と規制緩和を通じ、かなり改善した。世界貿易機関（WTO）裁定に従い、日本政府は国内産蒸留酒（焼酎）と、輸入酒類の間の酒税の格差を減らした。日本は2002年までにウイスキー、ブランデー、ウォッカ、ラム酒、リキュール、ジンの関税を取り除いた。これに直接関連して、2006年、財務省は、酒税分類の合理化と税率の調整を伴う、酒税制度の長期的改革を目指す方針を明らかにした。

方針によって示された目標自体は建設的だが、具体的な改定案は、現行の製品分類同様、WTO裁定や国際基準に合致していない。財務省は、ワインと日本酒の根本的な相違を無視して両者を同じカテゴリーに含める長期目標を明らかにしている。EBCはこれが、アルコール飲料の酒税分類を定める際の最優先の決定要素は生産・消費面での代替可能性の水準とした1998年のWTO裁定に違反しているとし思料する。日本とは対照的に、EU、米国、オーストラリアはWTO規定を遵守し、蒸留酒、ビール、ワイン、中間製品はそれぞれ独立した分類とし、その国を代表する酒類製品については特殊分類を設けている。

日本は依然、スパークリングワイン（関税率リットル当たり182円）とスティールワイン（関税率リットル当たり125円）の両方に関税をかけており、EUで課せられる水準より、それぞれ約5倍および3倍高くなっている。さらにEBCは、スパークリングワインとスティールワインの関税率の差異が理解できない。日本はスパークリングワインをほとんど生産していないのだから、関税率がスティールワインより高い必要はない。

日本では、食品に対する製造ロットコード（生産履歴管理情報）の使用は、厚生労働省の行政通達で推奨されているものの、食品衛生法では義務づけられていない。対照的に、EUは、製造ロットコードが効果的で効率的な製品回収プロセスに重要や役割を果たすことから、すべての食品・飲料製品に製造ロットコードを表示することを義務づけている。EU製酒類製品の輸入業者の多くは、製品を日本で販売・流通する際に製造ロットコードの適切な表示に留意しているが、消費者の安全よりも事業利益を優先する機を見るに敏な業者の中には、製造ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた製品を輸入する慣行が見られる。EBCは政府に対し、以下を通じて、日本の消費者の健康と安全を守るべく、先見性のある対策を講じるよう要望する。

1. 製造ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた酒類の販売の禁止、および、
2. 製造ロットコードが消去、改ざん、また隠ぺいされた酒類ボトルの卸売・小売に対する罰則規定の導入。

罰則規定を設けることは効果を持つと思われる。EU加盟国や米国の例が示す通り、罰金は、追加の行政負担なしに法律の効果的な施行を担保するものである。

日本の酒税法で地理的表示の正確な定義がなされていないことは、EUにとって大きな懸念材料となってきた。長期的視点から見て、これは欧州企業が日本市場で競争する能力を妨げるおそれがある。EUと日本は、EU-日本FTA/EPAの枠組み内で共通の定義を採用すべきである。

主要な問題および提案

■ 生産履歴管理

年次現状報告：進展なし。製造ロットコード（生産履歴管理情報）は、効果的で効率的な製品リコール回収プロセスに際して重要な役割を果たす。深刻な健康被害に関わる場合には、回収プロセスにおける遅延は消費者を不必要に危険にさらすことになる。消費者を守り、食品のサプライチェーンに対する消費者の信頼を維持するには、迅速で的確の絞られた効率的な対応が不可欠である。

EU製酒類製品の輸入業者の多くは、製品を日本で販売・流通する際に製造ロットコードの適切な表示に留意しているが、消費者の安全よりも事業利益を優先する機を見るに敏な業者の中には、製造ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた製品を輸入する慣行が見られる。

提案：

- 政府は、ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた酒類ボトルの卸売・小売を禁止する行政指導基準を發布すべきである。

■ ワインの関税

年次現状報告：進展なし。日本のワイン関税は、（1998年WTOパネルで達した合意に従って）2002年にゼロまで引き下げられたビール、ブランデー、ウイスキーに適用される関税に比べ、恣意的といえるほど高い。

提案：

- EBCは日本に対し、ワインに対する関税を撤廃するよう要望する。

■ 白色蒸留酒の関税

年次現状報告：進展なし。日本は、WTO加盟国については、蒸留酒に対する関税を2002年4月1日からゼロにすることを約束した。しかし、ウイスキーとブランデーのゼロ関税は恒久的である一方、その他の蒸留酒、すなわちラム、ジン、ウォッカ、リキュールについての引き下げは暫定的にしか適用されていない。

提案：

- EBCは日本に対し、白色蒸留酒に適用される関税率を恒久的にゼロに改めるよう要望する。

■ 添加物

年次現状報告：進展なし。酒類に使用することを日本の当局が認めている添加物のリストは時代遅れであり、他の先進工業諸国のリストとは大きく異なっている。さらに、添加物の安全認証を受ける手続はきわめて高コストで時間もかかる。

提案：

- 日本は、先進工業諸国で一般的に認証されている添加物を速やかに認可すべきである。

■ ワインの定義

年次現状報告：進展なし。日本のワインの定義は広義すぎる。緩すぎるワイン定義は、通常はワインと認められない様々な製品を「ワイン」と称して販売することを許して日本の消費者の誤解を招くとともに、国際的定義に合致した欧州のワインにとって不公正な市場競争条件を生じさせている。

提案：

- 日本におけるワインの定義を、EUおよび米国で定義され、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認された国際仕様に適合させるべきである。

■ 地理的表示

年次現状報告：進展なし。日本における地理的表示の用語は、EUで用いられているコンセプトや規則と相容れない。

提案：

- EBCは政府に対し、酒税法における地理的表示規則をEUの定義に沿う形で強化することを要望する。

Mr. Benoît Chauvel

Chair, Food Committee

(Managing Director, Nichifutsu Boeki K.K.)

c/o Nichifutsu Boeki K.K.

Kasumigaseki Place, 3-6-7 Kasumigaseki

Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013

Phone 03-5510-2680

Fax 03-5510-0134

食品

はじめに

一般的に言って、日本の規制環境は、国内食品加工産業で使用される原材料の輸入に有利にはたらし、加工・非加工を問わず、包装食品の輸入には妨げとなる。他の先進国と比べた日本のスーパーマーケットにおける輸入加工食品の相対的乏しさは、これを物語っている。それは実際、普通のスーパーで見受けられ、品揃えは、ほとんど例外なく、潜在的に可能な品揃えのごく一部に限られている。価格がそれほど問題とならない高級店やグルメ専門店では、状況はまだましである。しかしそもそも、輸入欧州製食品がこれほど高価もしくは高級であるべき理由はない。

現状の背景には二つの大きな要因がある。第一の、かつ最大の要因は関税である。食品は毎日買われるものであるため、価格は、買うものを選ぶ際に、消費者にとって重要な決定要因となる。欧州製包装食品は、価格の大半を占めうる関税が課せられるため、明らかに不利である。関税は場合によっては実質100%を超えることさえある。普通のバターは、この異常事態の一例である。

第二の要因は、多数の非関税障壁が、欧州から輸入される食品に数量面でも種類面でも重大な影響を及ぼしてきたことである。例えば、食糧農業機関（FAO）や世界保健機関（WHO）が安全と宣言した食品添加物の過半数が日本ではまだ認可されておらず、一方、日本で認可された多くの食品添加物はFAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）から受け入れられていないため、日本は依然、諸外国と「同調」していない。したがって日本は、JECFAやコーデックス規格といった国際機関による科学的評価を限定的に受け入れているにすぎず、その結果、日本の認可手続は時間と過度のコストのかかるものとなっている。

通商上の非関税障壁のもう一つの例として、日本は、リステリア菌の増殖を助ける食品と、助けない食品を区別するというEUの規制的アプローチを認めていない。EBCは、リステリア菌の増殖を助けない食品やリステリア菌の無害な程度しか含まない食品の輸入を認可すべきであると考えます。

最後に、やはり重要な問題として、日本は先ごろ、新しいEU加盟国によって発行される有機証明書を承認し、一方EUは日本によって発行される有機証明書を承認しているが、にもかかわらず、有機JASマークは未だ多くのEU認証有機食品には使用できない。さらに、日本は、いくつかの農産物カテゴリー（はちみつなど）については包括的な法律を欠いている。有機JASマーク取得の複雑さと、食品範囲の制限のため、日本の有機食品は、マーケットシェアの面で他の先進市場の有機食品にはるかに後れを取っている。

したがってEBCは、はるかに多種多様な、安全で高品質の食品を日本の消費者に提供するという目標をサポートする効果的、建設的な変革をもたらす手助けをするため、日本政府および欧州委員会のすべての関係者と緊密に協力することを切望している。高い関税や非関税障壁に妨げられない下位セクターの欧州食品は日本できわめて人気があるが、これは欧州の食品に対する需要を物語っている。EBCは、日欧が近しく共有する原則が、EU-日本FTA/EPAの成功の可能性を強力にサポートするものと確信している。この協定のもとでは、関税は撤廃され、基準は整合化され、日欧両地域の市販承認は、食品安全を損なうことなく相互に承認されるはずである。EBC食品委員会は、この協定がスーパーマーケットにおける選択肢拡大につながり、日欧両地域の食品・農産物セクターの健全な競争を促進するとともに、欧州の食品が、日本の消費者が高く評価すること請け合いの、より手頃な存在になることにつながると確信している。

EBCは、下記の諸問題が優先的に対処されることを希望する。

主要な問題および提案

■ 関税および輸入割当

年次現状報告：進展なし。多くの食品および食品原材料の輸入税率は依然として高すぎる。原材料価格と輸送料の深刻なインフレは、高い輸入税率と相まって、一部の輸入食品を法外に高価にしている。例えばバター（輸入税率35% + 1,159円/kg）、チーズ（26.40%）、業務用チョコレート（29.8%）、菓子類（25%）、シロップ（24% + 輸入割当に関係した砂糖税）、フルーツジュースおよび乳児用フルーツピューレ（21.3%）、ハーブティー（15%）などである。例えば乳製品や砂糖などには輸入割当も存在し、そうした成分を含む食品を輸入する際には、支払うべきさらなる税が付加される。

提案：

- 政府とEUは、EU-日本FTA/EPAの一環として、食品への関税を廃止すべきである。
- 輸入割当制度、とりわけ乳製品および砂糖とその派生製品に関する制度を廃止すべきである。

■ 食品添加物 — ヒマワリ由来のレシチン

年次現状報告：遅々とした進展。レシチンは世界中で使用されている食品添加物であり、健康問題や安全問題は何ら関連していない。JECFAは、1973年に食品用途向けのレシチンの安全性を評価し、「制限なし」という、1日当たりの許容摂取量評価を確証した。食品におけるレシチンの安全性は諸外国の規制当局によって広く認められているが、日本では依然禁止されている。ヒマワリ・レシチンの安全性は、大豆レシチンとの実質的同等性に基づいて確証しうる。米国では、これは食品医薬品局（FDA）によって認可されている。EUでは、レシチンの原料にかかわらず、食品添加物（委員会指令2008/84/EC）として認可されている。

提案：

- EBCは、厚生労働省が食品安全委員会と協力してヒマワリ由来のレシチンを速やかに認可することを引き続き要望する。

■ 食品添加物 — 45品目の添加物リスト（2002年12月以降）

年次現状報告：遅々とした進展。厚生労働省は2002年12月、EUと米国の意見に基づき、日本では承認されていないが「国際的に安全性評価が確立して広く使用されている」46品目（現在45品目）の添加物のリストを定め、それらの承認過程を速やかに進捗させることに同意した。現時点では、これらのうちの15品目がまだ食品安全委員会による承認待ちとなっている。EBCの理解するところでは、厚生労働省はこれら15品目の添加物の承認を早めるためのロードマップを発表することになっている。

提案：

- 食品安全委員会は、残り15品目の添加物についての承認過程を一刻も早く開始すべきである。

■ 食品添加物 — 使用基準

年次現状報告：進展なし。EBCは、二酸化硫黄（SO₂）やソルビン酸（ソルビン酸カリウム）といった、いくつかの広く使用されている添加物（特に保存料）の「許容使用基準」が、日本では食品カテゴリーによって大きく異なることを一貫して指摘している。SO₂の場合、許容使用水準は、酒類では0.35 g/kgという高さ、「その他の食品」では0.03 g/kgという低さである。ソルビン酸（ソルビン酸カリウム）に至っては、「その他の食品」カテゴリーすら存在しない。

提案：

- EBCは、食品添加物使用基準の見直しを強く提案する。二酸化硫黄（SO₂）やソルビン酸（ソルビン酸カリウム）といった、一般的な保存料の使用基準は、欧州の基準や国際的なベストプラクティスに沿った使用水準を認めるよう改められるべきである。

■ 牛肉および牛由来製品（ケーシング、ゼラチン）

年次現状報告：進展。 2012年、食品安全委員会は、フランスとオランダからの食肉輸入禁止を解除することを求める答申を発表した。両国については、月齢30カ月以下の牛（生鮮肉および冷凍肉）の輸入は2013年に再開する。しかしながら、牛肉および牛ゼラチンを含む加工食品の輸入は引き続き禁止されることが示唆されている。なお、日本は2013年に国際獣疫事務局から「無視できるBSEリスク」ステータス認定を受けることになっており、これで日本産牛肉の輸出が伸びるのは間違いない。

提案：

- EBCは、農水省と厚労省にすでにデータを提出したEU加盟国についてのプロセスを食品安全委員会が迅速化するように提言する。
- EBCは、牛肉、牛ゼラチン、または牛ケーシングを用いて製造される製品を含む加工食品も、高い安全基準をすでに確立している欧州食品業界で広く使用されていることから、同様に輸入を認められるよう提言する。

■ リステリア菌

年次現状報告：進展なし。 リステリア菌は広く存在する病原菌である。増殖するに任せると、これは食品を汚染し、リステリア胃腸炎という軽度の病気や、場合によっては、侵襲性リステリア症という重症化すれば死に至る病気を引き起こす。消費者安全を十分に配慮したEUの基準は、リステリア菌の増殖を助長する食品については許容度ゼロを定める一方、特定の特徴（pH、水分活性、一定の加工・処理方法等）ゆえにリステリア菌の増殖を助長しない食品では微量レベルのリステリア菌（100 cfu/g以下）を許容している。しかし、日本はそうした区別を行わず、リステリア菌を含む食品すべてを禁止している。

提案：

- 日本は、リステリア菌に対する立場を見直し、EUやカナダ等の国々によって採択され、コーデックス規格の原則や米国農務省食品医薬品局からも支持されている「ダブル・アプローチ」と国内規制の整合化を検討すべきである。

■ 特定の欧州製食品についての放射性セシウム汚染検査

年次現状報告：新たな問題。 2012年4月、日本では放射性セシウム濃度に関する新法が制定され、ヒトについての年間最大線量を5ミリシーベルトから1ミリシーベルトへ、一般食品の基準値を500ベクレル/kgから100ベクレル/kgへと引き下げた。税関は今では、いくつかの特定品目、とりわけウクライナ、ポーランド、スウェーデン産のベリーを含む加工食品についての検査実施を義務づけられている。目下、各出荷についての検査は日本で実施する必要がある。

提案：

- 食品が放射能に関する日本の新しい規制に適合していることを保証するには、原産国で発行される証明書で事足りるはずである。

■ 税関での年次分析（添加物、細菌学的）

年次現状報告：新たな問題。 目下、日本に輸入される食品は、定期的な（少なくとも年1回の）分析を必要とする。欧州連合における食品安全基準は日本と同様に高いため、税関がEUからの輸入食品について付加的な分析を実施する必要はないはずである。そうした分析は時間と費用がかかり、また、とりわけ無作為に実施されるため、消費者安全を向上させる助けにはならない。

提案：

- 税関でのEU製食品の年次分析（添加物、細菌学的）を不要にする。

■ オーガニック食品 — EUと日本の間の完全な同等性

年次現状報告：遅々とした進展。EUと日本は今や、互いのオーガニック表示を相互的かつ全面的に承認している（有機JASマークは2011年よりEUによって承認されている）にもかかわらず、日本のオーガニック食品市場の発展は、外国産も国内産も、おしなべて依然きわめて遅々としている。EBCは、日本の不完全な認証制度にその理由があるとみている。

有機JAS認証制度に関連した食品は、目下、はちみつに加え以下の2つの主要グループがある。

- I. 有機農産物、及び有機農産物加工食品 — これらの製品は有機JASマーク適合品でなければならず、食品が「オーガニック」であることを示すためには、有機JASマークを貼付する義務がある。
- II. 有機畜産物、及び有機畜産物加工食品 — これらの製品にも有機JAS認証制度は存在する。にもかかわらずこの制度は義務ではないため、生産者や輸入業者が有機JASマークを用いずに製品を個々の判断で「オーガニック」と謳うことができる。
- III. はちみつは農産物でも畜産物でもないため、有機JASマークとは無関係に製品を「オーガニック」と謳うことができる。

直接的な結果として、ミルク入りチョコレートやはちみつ入りジャムといった、混合成分を有する製品は、ミルクやはちみつを5%以上含んでいると有機JASマークを取得できない。有機JAS認証制度（有機JAS法それ自体）の複雑で不完全な規制的枠組みは、消費者の信頼を勝ち得ることができておらず、消費者はオーガニックの唯一の目印（有機JASマーク）に頼ることができない。したがって、オーガニック食品の生産者や輸入業者は製品価値を消費者に十分伝えることができず、この市場セグメントの拡大が阻害されている。

提案：

- 日本において有機JASマークを必要とするオーガニック食品については、EU各大使館からの補足的な有機証明書を不要とする。
- EUのオーガニック登録認定機関から認定されたEUのオーガニック食品生産者が日本の有機JAS認定輸入事業者に輸出を行う場合には、無条件に有機JASマークを日本向けラベルに貼付できるようにする。
- EUでオーガニック食品での使用が認められた添加物は、日本でもオーガニック食品での使用を認められるべきである。
- 農水省は、有機JASとオーガニックEUの間の完全な同等性を宣言すべきである。これはEUの生産者のみならず、日本の生産者にも益するだろう。

産業

自動車
自動車部品
航空
宇宙
防衛・安全保障
建設
産業用材料
環境技術
エネルギー

自動車

はじめに

日本の国内乗用車市場は2011年の混乱から力強く立ち直り、2008年の金融危機直前の水準へと回復している。輸入欧州車も同様に回復している。2012年の当初9カ月間に販売台数は21%伸びて167,000台になった。しかしこの伸びは、国内市場に占める欧州のシェア低迷を脱するに十分なものとはなっていない。

全体的な回復は歓迎すべきこととはいえ、市場は依然、政府のエコカー減税と補助金制度の運用によってゆがめられている。前回のEBC年次報告書で述べた通り、こうした制度は名目上、全ての自動車に対して開かれているとはいえ、そうした補助金や減税は、それらの適用資格を判定するために使用される燃費および排出ガス試験の走行モードには日本とEU間で相違があるため、輸入欧州車の輸入業者にとっては、適用資格を得るコストが高くなる。2011年末のエコカー補助金制度の発表からその施行までの準備期間が短かったため、小規模の数量しか扱っていない輸入業者は、適用資格を得るために必要な技術変更を行う時間的余裕がほとんどなく、また、それを行っても採算が合わなかった。国産モデルの約80%がエコカー補助金の適用資格を得ているのに対し、輸入車の場合は60%にすぎない。エコカー補助金制度が終了した今、市場が再び冷え込み始めた兆しがすでに見えている。

日本の乗用車市場は、軽自動車セグメントの容赦ない成長によってさらにゆがめられている。軽自動車は日本独自の車両分類であり、最大全長3.4m、全幅1.48m、全高2m、エンジン排気量660cc以下に制限された車である。軽自動車には自動車関連税、自賠責保険、高速道路通行料が普通車よりも安いというメリットがあり、自動車保管場所証明要件も普通車ほど厳しくない。外国生産車では、日本の規制制度で造成された軽自動車指定を受ける資格がない。2012年の当初9カ月間に軽自動車は国内乗用車市場の34%を占めていた。日本自動車販売協会連合会（自販連）は、このシェアが2020年までに40%まで伸びると予想している。軽自動車が享受している規制面・金銭面の特権は、類似の性能と本体価格を持つ欧州製小型車および準小型車が利用可能な市場を大幅に制限する。

より長期的には、日本の国内乗用車市場は、人口構造の変化のため、長期にわたって衰退する見通しに直面している。日本自動車工業会の委託を受けた三菱総合研究所は、2020年までに乗用車市場の規模が2010年に比べて66万台縮小すると予想している。現行の販売水準を維持するためだけでも、欧州車の輸入業者はマーケットシェアを大幅に伸ばすことが必要になる。

日本がEUに二者間自由貿易協定に関する交渉開始を迫るならば、日本政府はEU・日本間の乗用車貿易分野で公平な競争条件を生み出すために必要な措置を取ることが一層重要である。7月18日に欧州委員会が発表した自由貿易協定に対する影響評価では、欧州自動車業界が日本で直面している非関税障壁が12.5%の関税に相当すると推定した。EBC自動車委員会は、国連欧州経済委員会（UNECE）の枠組み内で国際的な車両型式相互承認制度（IWVTA）を策定するという日本の提案を歓迎している。EBC自動車委員会は、日本とEUがさらに、IWVTAプロセスへの他の参加者にとっての手本として、UNECE規制に基づく自動車基準および認証手続の二者間ベースの相互承認に基づいてその実現を推し進め、EUで試験・認証されたいかなる車両も、さらなる試験や変更の必要なしに日本で販売できるようになることを期待している。

主要な問題および提案

■ 技術基準と認証手続のハーモナイゼーション

年次現状報告：若干の進展。 EBC自動車委員会は、UNECEでの、2016年をめどにした国際的な車両型式相互承認制度（IWVTA）採択を求める日本の提案および二者間ベースでのより早期の実現の呼びかけを歓迎する。この制度によって、日本とEUの間の車両認証の相互承認を可能にすることになる。

提案：

政府は以下のことに取り組むべきである。

- 日本が独自の国内要件を維持している分野において、現行UNECE規制の採用を加速化する。
- EU加盟国および欧州委員会と緊密に協力して、国際的な車両型式相互承認制度を二者間ベースで実現する。

■ 税制改革

年次現状報告：ほとんど進展なし。 他の諸国と比べ、日本は依然として自動車の購入と所有に過度に重い税金を課している。

提案：

政府は以下のことに取り組むべきである。

- 自動車取得税および重量税を廃止する。
- 消費税の改正を利用し、国際的な成功例に沿って、自動車への課税構造を簡素化し、自動車所有者への全体的税負担を軽減する。
- 環境政策の観点から、燃料に対する課税の包括的な見直しを実施する。
- 環境にやさしい車を評価するため、燃費と排ガスの測定は国際的にハーモナイズされた基準を採用し、可及的速やかに実施する。

■ 軽自動車

年次現状報告：進展なし。 軽自動車に関する規制面・財政面の特権の存続は競争を歪める。

提案：

- 日本政府は、軽自動車を他の自動車と対等の規制面・金銭面の条件下に置くべきである。

■ 高圧ガス保安法

年次現状報告：新たな問題。 高圧ガス保安法は、燃料電池車、LPG車、CNG車、水素エアバッグ、地球温暖化を引き起こす可能性が低いカーエアコン用の冷媒といった、EUやその他の地域ですでに使用されている新しい環境・安全技術の日本市場への導入にとっての障害となる。

提案：

- 政府は、こうした技術の使用が最小限の事務手続きの負担で可能とすべく必要な措置をとるべきである。

Mr. Richard Kracklauer

Chair, Automotive Components Committee

(President, ZF Japan Co., Ltd.)

c/o ZF Japan Co., Ltd.

Palazzo Astec 7, 8F, 2-8-1 Higashi-Shimbashi

Minato-ku, Tokyo 105-0021

Phone 03-4590-7700

Fax 03-4590-7770

自動車部品

はじめに

自動車部品産業分野を取り上げる際には、東日本大震災に触れないわけにはいかない。この業界もやはり人的被害に見舞われたが、その一方で、業界のサプライチェーンがきわめて脆弱であることも明らかになった。日本の複数の企業は、被災地に本社のある単一の部品メーカーに依存していたため、上流の生産が深刻な打撃を受けた。これは、円高と相俟って、自動車部品業界の商環境に変化をもたらした。日本の自動車メーカーは今では、金銭的な見地からも、また第二の部品メーカーを通じてリスクを分散させるためにも、外国企業とビジネスを行うことに対し、よりオープンになっている。

それと同時に、グローバル化のプロセスや、厳しい競争圧力が相俟って、欧州自動車業界において自動車部品開発・供給のアウトソーシングが明確な傾向として定着してきた。こうした欧州のシステムは今や、低いリスク、適正な価格、フレキシビリティを提供している。従来、欧州の日本メーカー現地工場への供給に成功してきた欧州の部品メーカーが、こうした基盤を足掛かりに日本の親会社の供給業者になれたことはこれまでほとんどない。しかし、日本の自動車製造業界の最近の変化の結果として、新たな機会が浮上りつつあり、ますます多くの欧州自動車部品企業が、日本の得意先との直接的な接触と緊密な関係を促進することを目指して、日本における事業の獲得や、当地のインフラへの投資、技術競争力の向上に資源を傾注するようになっている。こうした背景から、EBCは、情報共有と理解促進のための必要不可欠なメカニズムとして、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーの間の継続的・定期的な対話を高く評価している。これがやがて、互恵的なビジネス開発の機会拡大を促進するよう期待している。

しかし現状では、専有情報を部外者に明かすことに今なお不安を感じている日本企業は、製品の設計と生産に関しては、相変わらず従来の部品メーカーを覇権にしている。満たすべきオープンスタンダードの枠組みを設けるのではなく、仕様通りの製品を要求するのが日本の自動車メーカーにとっての標準商慣行となっており、これは透明性の欠如と新しいインプットを検討することへの消極性を反映している。これは、シングルプラットフォーム開発と量産へと向かう世界的傾向に逆らうものである。EBCは、日本が国際技術を利用しないことは、産業を過度に内向きにすると感じている。この状況は残念ながら英語を使用しないことでさらに強められている。日本が真にグローバルな市場となるまでにまだいくぶん長い道のりがある。

日本は、国連欧州経済委員会（UNECE）内の輸送問題に関するワーキング・パーティ29のメンバーであり、タイヤに関連した規制である規制第30号（乗用車）、54号（軽トラックおよびバス）、75号（オートバイ）を承認している。日本の規制とUNECEの規制の間には若干の相違がいくつかあるが、国土交通省は、日本が1998年にUNECE 58協定を批准済みであることから、UNECE（Eマーク・タイヤ）要求事項を満たすタイヤが日本国内において完全に合法であることを繰り返し確認してきた。しかしながら、Jisha 502（1982年の運輸省告示）では、日本市場向けに承認されるあらゆるタイヤはJATMA（日本自動車タイヤ協会）YEAR BOOKに掲載される必要があるとされている。JATMA YEAR BOOKに掲載されるためには、タイヤは日本の規制を事細かに順守しなければならない。したがって、UNECE規制には適合しているが、厳密な日本の規制には適合していないタイヤは、掲載されない。これは、そうしたタイヤを市場において不利な立場に置き、一部の小売業者はそうしたタイヤを店に置かなくなる。

EBCは、タイヤ市場におけるほとんど寡占的な状況にも気付いている。ブランド排他的な流通網は、部外者が市場に進出することをきわめて困難にして競争低下を招いているが、そのせいで消費者は、より高い価格を支払わなければならない一方、限られた種類のタイヤしか手に入らないという不利益をこうむっている。

主要な問題および提案

■ 自動車産業のグローバル化

年次現状報告：進展。 EBCは、国際化が革新的な欧州企業にもたらす、新製品開発面や技術的な専門知識共有面で日本の自動車メーカーとの関係を強化する機会を歓迎する。日本の自動車メーカーは、事業を発展させ、国内外の競争圧力に対応するために海外で提携を結ぶことが多くなっている。とはいえ、欧州の自動車部品/システムメーカーは、欧州の技術的な専門知識を日本の自動車メーカーに売り込むにあたり、なおも多くの難問に直面している。この面では、系列企業との協力という伝統的な日本の慣行が障害をもたらすとともに競争のゆがみにつながっている。自由で開かれた競争は、より革新的で高品質の製品につながるだろう。それは日本のメーカーに恩恵をもたらすはずである。日本車特有の要求事項というものも一般化しており、同一の会社内であっても、国内向けの生産と海外向けの生産で仕様が違うことも希ではない。したがって、自動車部品分野のグローバル化によりよく対応するため、日本が規制の枠組みを整合化することが肝要である。

提案：

- EBCは、部品やシステムを調達するにあたって、自動車生産の技術、取引およびロジスティック面を重視するよう、日本の自動車業界に対し強く望んでいる。グローバルな調達の増大とシングルプラットフォーム開発の一層の重視は、日本の業界の費用効率性にプラスに働くことであろう。
- EBCは、自由で開かれた競争の適用と、系列企業への過度の依存の回避を提案する。
- 日本は、日本市場向けの再試験の必要性をなくすため、外国の試験結果を承認すべきである。

■ 情報交換の促進

年次現状報告：限られた進展。 1995年、日欧企業間の情報交換の促進を目的として、欧州自動車部品供給業者協会と日本の自動車メーカーとの直接の会議が設けられた。これらの会議は、製品、プラットフォーム、世界戦略など、自動車部品業界に影響を及ぼす重大な事柄に関連した、両者が共に関心を抱いている問題について討議するための、極めて効果的な場であることが実証されている。次の会議の日程は、欧州自動車部品供給業者協会と日本自動車工業会のあいだで交渉中である。EBCは日本の業界上層部の参加を奨励する。EBCはまた、2013年5月22日から24日まで横浜で開催される予定の自動車技術会 (JSAE) の人とくるまのテクノロジー展と春季大会には相当の潜在的価値があるものと理解している。

提案：

- EBCは、日本自動車業界の主要代表者が集う欧州での会議が継続されることを強く支持している。こうした会議は、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーとの相互理解を深めることにつながっており、将来は会議の範囲が拡大されて、日本でも開催されるようになることが望まれる。

■ タイヤ

年次現状報告：新たな問題。 Jisha 502では、承認されるあらゆるタイヤはJATMA YEAR BOOKに掲載される必要があるとされている。適用されるUNECE規制を満たしているタイヤは日本において完全に合法であり、むしろ安全であるにもかかわらず、JATMAは、日本の規制に完全に適合していないタイヤの掲載を拒否している。これは、欧州のタイヤを不利な立場に置く。

提案：

- JATMAは即刻、UNECE適合タイヤを掲載すべきである。

Vacant

c/o Bjorn Kongstad
Policy Director, EBC Secretariat
Sanbancho Poulas Bldg 2F
6-7 Sanbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075
Phone 03-3263-6222
Fax 03-3263-6223

航空

はじめに

日本の現政権による改革の公約をよそに、大いに必要とされる航空分野における政策見直しは、明確な兆しがまだ見られない。航空政策はかねてから、政治家の力が及ばないビジネスの現実を無視しつつ、日本の航空産業の方向性に影響を及ぼしてきた。日本の航空産業は、欧州の航空関連企業との一層緊密な協力を活用する自由を与えられるべきである。したがってEBCは、そうした協力の促進に取り組みの的を絞るよう政府に要望する。

日本の民間航空機・ヘリコプター市場は世界最大の市場の一つであるが、歴史的にみてこの市場は米国メーカーが支配してきた。EBCは、日本の航空会社やその他の航空事業者が競争拡大のメリット、単一の供給源へ頼ることの内在的危険性、供給元を多様化することの利点を検討するよう提言する。欧州企業は、最先端の技術、最高品質の製品、ならびに世界のどの地域の企業にも引けをとらない顧客サポートを提供している。例えば、民間航空機エアバスA380は、日本の航空会社に、革新的なサービスを顧客に提供しながら、日本の主要国際空港での混雑を軽減する、これまでにない機会をもたらす。

BK117ヘリコプターにおける川崎重工業(株)とユーロコプター社との協力や、トレント1000エンジンとXWBエンジンにおける川崎重工業(株)／三菱重工業(株)とロールス・ロイス社との協力は、日欧航空産業間協力の心強い成功例である。従来から取引のあった海外の顧客への供給が不調に終わっていることに失望した日本の機器メーカーは、欧州への関心の高まりを示しつつある。2009年11月に開かれた日EU宇宙航空ワークショップは、心強い成果を収めた。しかしながら、日本における民間航空機開発面の協力は、依然、北米に著しく偏っている。そのため、日本の航空産業は今でも往々にして、欧州企業との協力が消極的である。そうした忠誠心は、一見したところ、理解できなくはないと思えるが、米国と欧州の航空機器メーカーが、ほぼすべての主要航空機プログラムにおいてごく普通に協力し、相手側の元請業者に大規模に（通常30%）供給を行っているという事実を考慮するならば、日本の忠誠心はいくぶん見当違いに映る。

しかし、すべてが暗澹たる状況というわけではない。新しい日本および外国の航空会社が国内で就航するなか、欧州の航空産業にとっての機会が開かれている。過去2年間、欧州製航空機のリースと購入は共に増えている。2012年には、Peach Aviationとジェットスター・ジャパン、ならびにエアアジア・ジャパンがいずれもエアバス機を運航していた。EBCは、エアバスA320によって日本の「格安航空会社（LCC）時代」が幕を開けたことを喜ばしく思うとともに、こうした当初の成功がさらなる発展に道を開くことを期待している。

「チーム日本」姿勢は日本政府にとって短期的には管理しやすいにせよ、競争のこの新時代にはふさわしくなく、他の諸国で学ばれたすべての教訓に反しているとEBCは確信する。成功を収めている欧州企業との積極的な協力関係は、日本企業が民間航空機部門での地歩を固めるのに役立つはずである。参画対象とするプロジェクトの枠を広げていくことにより、国際ビジネスのチャンス拡大と技術基盤のさらなる発展を実現することができるであろう。EBCは、とりわけ輸送機の分野における日欧業界間の大規模共同開発プログラムには開拓の余地が相当あると感じており、日本政府と日本の航空宇宙産業界に、このような事業を開発する機会をとらえるよう強く求めたい。

主要な問題および提案

■ 競争の促進

年次現状報告：限られた進展。民間航空機、エンジン、部品、航法機器分野での欧州の製造企業は、最先端の技術を世界的にみても競争力のある価格で提供しているが、民間航空機および関連機器の日本市場における欧州企業の占有率は、世界平均を大幅に下回っている。日本の航空分野は、航空交通管理システムの近代化の試みに例示されるとおり、機器調達における透明性の欠如という問題を抱えている。欧州企業は最先端の基準を確立する存在として世界的に認められているとはいえ、日本においては機器調達の新規参入には大きな困難が伴う。EBCは、最新の安全基準から日本が置き去りにされかねない状況を深く憂慮する。

提案：

- 調達の意思決定は、政治的な影響を受けることなく、競争に基づいてなされるべきである。EBCは、日本の企業が供給元を分散させて、顧客、株主および公衆一般の利益のために、航空機分野における欧州製品の長所も検討するように促したい。EBCは日本の当局に対し、航空輸送安全向上の必要性に応える助けとなりうる外国企業の機器の使用拡大を促進することも強く求めたい。

■ 業界間の協力促進

年次現状報告：限られた進展。民間航空機の開発分野における協力は、依然として北米に大きく偏っている。これまでのところ、経済産業省は欧州との航空機開発を1件としてサポートしていない。その一方でまた、経済産業省のボーイング787プログラムへの支援は、欧州企業との将来の提携の可能性を制限するものであってはならない。EBCは、日欧の企業の相互の利益となる協力を行える機会が存在するものとなおも確信している。トレント1000エンジンや、超音速技術協定、構造ヘルスマニタリング (SHM) 技術の開発に対する経済産業省の支援は、航空分野における協力拡大の道筋を示すものである。これは象徴的な意義をもつものであると言えるが、欧州企業とのそうした活動への日本の財政支援の規模は、依然、米国企業との活動への支援を大きく下回っている。

EBCは、先ごろ調印されたEUと日本の科学技術協力に関する協定を、相互利益となるプログラムへの欧日の関係各方面の参加を可能にする建設的な一歩としてとらえている。EBCは、エアバス社と宇宙航空研究開発機構 (JAXA) のあいだで2009年6月に調印された複合材料技術に関する協力協定など、企業レベルの取り組みも歓迎する。

提案：

- EBCは、特に欧州の民間航空機、エンジン、部品、航法システムの開発分野での、日本と欧州の間の協力関係強化の相互的メリットを強く確信している。民間航空輸送における将来のニーズに沿うよう設計された革新的なソリューションを追求するにあたっては、新たな課題が横たわっている。EBCは、これらの課題を日欧間の協力範囲を大幅に広げるチャンスであると考えている。日本が北米企業との提携に前向きに資金拠出するのなら、それと同様に欧州の企業との提携も前向きに支持し、資金拠出するよう、経済産業省(METI)や政府関連の関係諸機関に対して求めたい。
- 欧州は、騒音や排出ガス等の環境問題に取り組む意欲的な研究プログラムを支援している。EBCは、欧州と日本の学界、技術集団、産業界全般のあいだのさらなる連携が、有意義な協力とビジネスの機会を生み出しうる分野の1つとして環境を捉えており、そうした機会は欧日双方によってさらに検討されるべきである。
- EBCは、欧州企業に対して国内のプログラムや技術開発への参加を求める日本の航空産業からの招請も歓迎したい。

Vacant

c/o Bjorn Kongstad
Policy Director, EBC Secretariat
Sanbancho Poula Bldg 2F
6-7 Sanbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075
Phone 03-3263-6222
Fax 03-3263-6223

宇宙

はじめに

2009年に政権に就いた民主党政府は、10年前に始まった日本の宇宙活動管轄権の漸進的かつ重要な改革を引き続き実施してきた。その背景にあるのは、宇宙産業分野が国家安全保障にとってきわめて重要であるという認識の拡大であり、これは深刻な予算面の制約と相俟って、各省間の宇宙政策の効果的な統一を一層焦眉の急としている。健全な国内宇宙産業を維持する戦略的必要性から、政府は輸出市場での成長をより積極的に追求するようになってきている。ただし、今なお国内政府契約がほとんどである。

近年の全体的変化は重要である。日本は今や戦略的な予算選択を行うことを迫られており、宇宙を科学技術分野としてだけでなく、国家安全保障分野やビジネス分野としてもとらえている。さらに、国内メンバー限定の特別の産業コンソーシアムを通じ、国内産業が海外市場での成長を目指すのを積極的に支援している。経産省は、政府開発援助（ODA）に関連した資金を通じ、新興国に日本製の衛星システムを供給するべく日本の宇宙業界を支援している。パッケージは、衛星、打上げサービス、運用、データ解析、保守、人材育成、技術移転およびその他のサービスを含んでいる。EUの政策とは違い、日本のODA契約は日本国内の業界に発注しなければならず、結果的に市場をゆがめ競争を低下させている。

日本の行政改革は、宇宙活動の管轄権の透明性を高め、外国企業の市場アクセスをある程度拡大させるものであるため、EBCはこれを慎重に支持する。EBCは、日本の宇宙政策をおおむね尊重する一方で、国内メンバー限定のコンソーシアムを減らし、この分野での欧州との協力を拡大することが、予算節減、国家安全保障強化、研究開発、世界市場での商業的成功といった面で日本に大きな利点をもたらすと確信する。日本は数十年前から一貫して、宇宙分野における欧州のほとんどの申し入れと能力を無視してきたため、FTA/EPAについての交渉が、市場開放という日本の主張がついに実現することにつながることを期待する。EBCは、日本が目下のネガティブな状況を覆すことを確信している。

民間衛星市場は、表向き、すべての衛星メーカーに開かれている。かつては年間に少なくとも1回の通信衛星または放送衛星の打ち上げがあったが、全般的な経済状況の影響から、市場は持続的な景気の谷にはまり込んでいる。かつての政府独占体制下の商業衛星や実用衛星は、1990年以降、国際入札によって調達されてきた。国際入札が関係しているのは目下、運輸多目的衛星（MTSAT）シリーズと放送衛星（BSAT）シリーズしかない。市場の見かけ上の開放性にもかかわらず、主として契約言語、無限責任およびその他の非現実的な条項、ならびに通貨問題のため、政府入札への参加は欧州企業にとってきわめて困難である。

入札対象外の政府衛星プログラムとしては、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の科学技術衛星、経済産業省管轄下の少数のプログラム、および防衛目的のリモートセンシング情報収集衛星（IGS）がある。新しい防衛専用の通信衛星プログラムが進行中である。しかし、衛星等の開発プログラムにおける日本の協力意欲は米国に偏っており、米国の政治的影響力は、日本における日・EU双方の宇宙産業の発展に悪影響を及ぼしてきた。

アリアン・ロケットは日本で成功を収めており、協力面でより幅広い役割を果たしうる。アリアンスペース社と三菱重工業株式会社はすでに、ロケットの技術的問題に起因する打上げの遅れが生じたとき、商業顧客の衛星をアリアン5からH-IIAへ、またはH-IIAからアリアン5へとシフトさせることで衛星の打上げ遅延を避けるバックアップ協力を推進している。しかし日欧宇宙機関の間で行われている政府ミッションの相互バックアップへ向けた話し合いは棚上げされている。さらに、将来の宇宙活動法は、日本の商業衛星事業者に対し外国の打上げサービスを調達する前に政府の承認を求めることを義務付ける可能性がある。政府の承認を申請し、承認が下りるのを待つ必要性は、この時間的制約のあるビジネスの成長にとって阻害要因となるだろう。

地上設備への投資は、安全保障・防衛用途推進によって拍車が掛けられてきた。日本の宇宙活動はますます、農業、漁業、地球物理学用途向けの、画像処理・判読のための地上設備にからむものとなっている。さらに安全保障に関わる応用技術は国防能力を高める。この分野では保護的調達方法が用いられており、外国のサプライヤーには不利となっている。

主要な問題および提案

■ 一般環境

年次現状報告：新たな問題。 従来の体制よりも大きな権限を付与された内閣府宇宙戦略室が内閣府内に新設された。独立した各省が一貫した宇宙政策に従えるようにするという政治的意志が試されることになる。EBCは、互恵的な通商とバランスのとれた協力を可能にする政策を提唱する。欧州は、買い手から技術を隠す「ブラックボックス」政策とは無縁の、協力的な形でより良質で低コストの技術を提供するため、EU産業に対しての開放性を高めることは、日本政府の産業宇宙計画にとって有益だろう。日本は民間資金等活用事業（PFI）案も試みており、そこでは衛星が公共目的と商業目的の両方に役立てられることになるが、衛星の製造と打上げに関する限り、政府事業と見なされることになるだろう。したがって、外国の衛星メーカーや打上げ機は、日本の商業衛星市場から段階的に排除されることになるだろう。

提案：

- EBCは、欧州の宇宙機関の日本との協力拡大を要望する。計画の初期段階で両宇宙機関がそれぞれの計画を比較することで、協力の機会を最大限に活用することができる。
- 政府は、日欧宇宙産業間の協力拡大も促進すべきである。
- EBCは、日欧の輸出規制手続の相互承認を提案する。
- EBCは、全世界の宇宙関連ODAにおける日欧の協調・協力を提案する。
- PFIプロジェクトは、欧州の参加を除外すべきではない。

■ 衛星

年次現状報告：進展なし。 日本の政策は、欧州の衛星技術や協力を殆ど重要視していない。日欧双方の宇宙機関は科学面や研究面で協力しているが、産業的に有意義な協力の面ではあまり多くを達成していない。

提案：

- EBCは、産業的・商業的に有意義な協力プロジェクトの積極的な推進を伴う、衛星技術開発・利用面の一層緊密な宇宙機関協力を提唱する。
- 日本政府は、国家安全保障に関係した分野における高品質の衛星システムまたは機器の調達を通じて欧州との協力を拡大すべきである。これは、高品質のセンサーの共同開発、またはライセンス契約の下での日本の業界によるその生産を含む。
- 政府調達の方法や条件は、欧州メーカーを不利な立場に置いてはならない。

■ 打上げ機

年次現状報告：進展なし。 目下、日本とEUは、相互の政府関連の打上げをバックアップしていない。これを行えば、打上げの遅延が減るとともに、そうしたバックアップを提供する可能性がないことに起因する第三国向けビジネスの逸失が回避される。こうした措置は2002年に日本の宇宙当局に向けて提案されたが、合意の見通しはまだ立っていない。技術面およびコスト面の理由から、バックアップ協定が成功を収めるためには、包括的で体系的なものでなければならない。しかしながら目下、この問題に関しては政治指導力が欠落している。

提案：

- 新政権の衛星計画はこれまで以上に多くの衛星をスケジュール通りに打上げなくてはならなくなる。EBCは日本に対し日欧の衛星打上げ機の間で効果的で正式なバックアップ協力を実現するよう要望する。
- EBCは、日本の衛星通信および衛星放送事業者が外国の打上げサービスを利用する場合に、許認可にかかわる管理負担や困難、遅れを排除することの重要性を強調する。

■ 地上設備

年次現状報告：進展なし。 この分野における日本の国際調達活動は、一般に、システム全体を除外し、サブシステムと部品に依然限定されているため、外国のサプライヤーは不利な立場に置かれている。

提案：

- 地上設備分野の日本の国際調達はシステム全体を含むべきである。地上処理装置など標準品の調達手続は欧州のサプライヤーを不利な立場に置いてはならない。

防衛・安全保障

はじめに

日本は、近年の経済的苦境や政治的迷走にもかかわらず、依然、世界第3位の経済大国であり、米国およびNATO（北大西洋条約機構）にとっての重要な同盟国として、アジア太平洋地域および世界規模で共通の価値観と関心を共有している。

日本を取り巻く安全保障環境は依然複雑である。北朝鮮は、ここ数年間に数発のミサイルを発射しており、直近は2012年4月だった。中国は相変わらず、非軍事行為を用いて尖閣諸島の領有権を強力かつ活発に主張している。さらなるエスカレートを回避するため、米国は、尖閣諸島の安全保障が日米安保条約の対象であることを公然と表明している。ロシアは北方領土の領有権を主張し続けている。韓国と日本は竹島をめぐる争っている。

日米の同盟関係は、長期にわたる自民党政権から現民主党政権へと移行した後も、依然、日本の国家安全保障政策の基礎となっている。2010年の防衛計画の大綱は、日米協力の強化と、南西諸島における防衛力増強を伴う「動的防衛力」の概念を通じての日本の領海保護に的を絞っている。さらに、近年、いくつかの大規模調達決定が、米国のメーカーや、米国のライセンスに基づいて活動する日本のメーカーを支持する形でなされており、F-X（次期主力戦闘機導入）計画についてはユーロファイター・コンソーシアムではなくロッキードを、航空自衛隊UH-X（次期救難ヘリ）計画についてはユーロコプターではなく三菱重工/シコルスキーを選択した。

その一方で日本は、国際舞台で一層の役割を果たすためには、米国以外にも手を広げなければならないことを認識しており、オーストラリアやインドといった他の海国との協力拡大に着手している。2012年4月の訪日時にキャメロン首相と野田首相の間で合意された日英防衛関係についての共同声明は、日英間の結び付きの緊密化を図る試みである。フランスをはじめとするその他の欧州およびNATO諸国も、同じ目的で日本当局と協議を行っている。

日本の防衛産業は、自衛隊への主要サプライヤーである。しかし、低い生産率、独立した研究開発、および国の自立性確保が重要との認識ゆえに、生産コストは高い。産業面では、数年前からの防衛予算削減や、この間に日本の数社の防衛関連企業が市場から撤退したこともあり、日本の防衛関係の請負業者は依然苦境に見舞われている。2012年6月、防衛生産・技術基盤研究会は、日本の防衛産業の現状に関する憂慮すべき報告を防衛大臣に提出した。戦闘機、構成品、システムの生産は、長年、航空機産業の柱となってきたが、現在縮小しつつある。さらに、F-2戦闘機生産は昨年終了したが、それに代わるF-X（次期戦闘機導入）計画から派生する業務はほとんどない。

2011年3月11日、日本は国内史上最大規模の震災に見舞われた。自衛隊は、地震と津波からの復旧作業面の目覚ましい奮闘により、国民から大きな敬意を集めた。多くの日本人は、先行き不安の中での自衛隊の献身と効率に大いに感銘を受け、その結果、国家安全保障・自衛隊の必要性についての認識を改めた。

2011年12月27日、政府は、新しい「防衛装備品等の海外移転に関する基準」を発表した。この改定された基準は、武器輸出三原則の下で包括的な例外化措置を認めることにより、特定の条件下で防衛装備品の海外移転を許可する。EBCはこの改定、および、防衛省、外務省、経済産業省の代表者と新しい基準について話し合う機会を歓迎した。EU-日本間の産業協力にとっての含みを探るための、日本経団連の防衛生産委員会との会合も開かれた。

主要な問題および提案

■ 調達

年次現状報告：若干の進展。 防衛省は、調達先決定のための点数制を表明するとともに、決定がどう行われたかに関する結果報告を提供することにより、調達先決定プロセスの透明性を向上させることを試みている。しかしながら、点数制はあまり明確ではなく、また結果報告が実質的価値を持つにはもっと詳細にわたる必要がある。EBCは、上訴手続を設けることも防衛省に促す。防衛省はまた、サプライヤーの契約履行が選定に基づいていない場合には、重大な結果および／または契約解除を招くという明確なメッセージをサプライヤーに発信すべきである。

ライフサイクルコスト（LCC）に一層の重点が置かれていることも歓迎する。EU企業は、LCCのモデリングおよび予測面で相当の経験を有しており、予測を保証する能力や確定金額契約を締結する能力に十分な自信がある。これは、急激な価格上昇およびエスカレーションを防止する。EUで用いられているLCCモデルは、人員、装備品の所要水準、訓練方針といった分野において同様の特徴に基づいているため、日本との共有が可能である。

提案：

- 日本は、調達手続の要求仕様書（SOR）をより広く公開し、LCCを一層重視することによって、外国供給メーカーに対して透明性を向上させるべきである。
- 防衛省は、競争を強化し開発リスクを低減するため、各防衛プロジェクトの当初の研究開発段階向けにNATO基準の採用を検討すべきである。
- 政府は、公開入札の条件に含まれる無制限の違約金を撤廃すべきである。これは、日本の入札者に比して外国の入札者を相当不利な立場に置くからである。
- 防衛省は、外国メーカーから価格面および現地の調達効率で最良の条件を引き出すため、武器購入のための複数年契約方式も実施すべきである。

■ 産業協力

年次現状報告：若干の進展。 EU産業は、パフォーマンス・ベスト・ロジスティクス（PBL、目標達成機能準拠兵站）、民間資金等活用事業（PFI）、民生品オフザシェルフ（COTS、既製品）の活用、リース方式、コストを最小限に抑える調達手法の提供により、防衛省のコスト削減目標達成を支援できる。LCCモデルによって、初期段階におけるPBL支援を通して、あるいは完全に統合された運営支援プログラムを通して達成される進歩の例は、すでに産業界と協力し、ライフサイクル費用便益に精通しているいくつかの欧州政府によって実証されている。数十年にわたって国際統合製品チーム（IIPT）を活用してきた欧州の経験は、日本にとっての大きな財産となりうる。EU産業は、日本など、同盟諸国のパートナー企業への技術・知識移転経験が豊富であるとともに、そうした移転に対してオープンな姿勢をとっている。適切な政府協定によって管理されるなら、これは、日本の防衛産業の能力向上を可能にし、EU防衛産業を一層魅力的なパートナーにすることに貢献しうる。

提案：

- 日本は、政府間レベルと産業レベルの両方において技術交流および情報交換を行いやすくするため、EU諸国と協定を結ぶべきである。
- EU諸国と日本の協力を成功裏に収めるためには、知的財産権が常に尊重されなければならない。
- 日本政府が、調達およびLCCを削減するとともに、IIPT手法を促進するため、産業界との協力等の革新的な調達手法の導入を検討することを要望する。
- 欧州へのより多くの防衛視察団派遣を計画するといった簡単な措置によって、欧州の成果に対する日本の政治・行政指導者の知識と理解のレベルは向上するだろう。
- 政府は、日本とEUの間の防衛関係の現在の特異性を考慮して、欧州産業との協力を促進する刺激策を提供すべきである。

■ 防衛関連輸出

年次現状報告：進展なし。 欧州の防衛産業は、外国の政府および産業との直接的な販売ならびに協力を通じ、世界防衛市場の大きなシェアを占めている。欧州の防衛関連企業は、日本の防衛産業と協力して、より幅広い市場用途を有するとともに協力を通じて輸出可能なプログラムを開発することを熱望している。しかし、より明確な防衛関連輸出政策を設ける必要がある。防衛省、経産省、外務省との間の現在の特別協定は、産業界が製品の潜在的市場を見極めることをあまりにも困難にする。

提案：

- 政府は、より明確な防衛関連輸出政策を策定すべきである。

建設

はじめに

建設は、業界が労働人口の構成変化と全般的な不況に苦しむ一方で2011年3月の東日本大震災に伴う東北地方での大規模な復興活動を引き受ける負担にさらされるなか、依然、日本における難しい市場となっている。

長引く不況と、経済の先行き不安は、財政赤字削減のために公共事業を減らす政府の取り組みと相俟って、建設への投資全般を1990年以降、低下させた。しかし、この傾向は2011年度には逆転し、投資は46兆5,000億円に達した。さらに、日本への建材の総輸入は2010年度には6.5%増加して1,107億円となった。したがって、日本は依然、世界最大級の業界であるが、ほかのアジア市場に比べ、明白な長期的成長ポテンシャルがあるとは見なされていない。政府は、東北復興に主眼的を絞った追加予算の提供を通じ、景気刺激のため、莫大な努力を払ってきたが、建設市場への好影響は、熟練労働者の確保可能性を（したがってまた請負業者の収益性を）圧迫する人口構成の変化によって制限されてきた。理屈の上では、東北地方の復興は、建設会社に無限の機会を提供するように思えるが、現実には、こうしたプロジェクトはセンシティブな要素を伴うため、収益性は不透明である。EBCはこうした復興プロジェクトの緊急性は理解しているが、効率的・経済的に且つ環境面に責任を持つ形で東北のニーズに解決策を提供する最良の方法は、オープンで透明性ある調達プロセスを維持確保し、世界的なベストプラクティスを実現できるようにすることであると確信する。EBCは、より幅広い入管政策の一環として、建設会社が国際的適格性を持つ業界労働力（大工、配管工、電気技師、左官等）を雇用する機会の拡大を検討すべきであるとも確信する。これは、業界が直面する求人難を緩和しうる。

最近、一部のアナリストは不動産市場の落ち込みが底を打っているとしているが、そうした楽観論は、経済全般と有利な不動産投資政策による刺激が頼りである。新しい技術とプロジェクト実現方法が、新たな成長ポテンシャルを引き出す大きな鍵となるだろう。日本ではエネルギーの30%以上が業務用建物と住宅によって消費され、この数字が依然伸び続けていることからすると、とりわけ日本が長期的な電力供給問題に対処するなか、建設および不動産管理業界の活動はつぶさに監視されることになるだろう。特に、東日本大震災とそれに伴うエネルギー不足の影響が尾を引くなか、供給業者、当局、個人消費者は、持続可能性とエネルギー効率に新たな関心を寄せている。

地方自治体レベルでの多くの規制面の取り組みは、行政指導プロセスを通じて行われている。国際的なスタンダードとは無関係に、順守についての公正かつ技術的に十分な情報に基づく決定を行うことを求められるため、自治体は困難な立場に置かれる。また、国内企業にとってすら、すべての関連行政指導基準を絶えず把握しておくことは困難である。さらに、文書の多くは日本語でしか提供されていない。これは透明性を低下させ、欧州企業による情報へのアクセスを妨げて、たとえ関連の技術能力を持ち合わせている場合でも、欧州企業が機会を認識したり、最新の規制に従って商品やサービスを提供したりすることを困難にする。EBCは政府に対し、持続可能な慣行を目指す政策の強化を最優先課題として扱うことを促すとともに、地方向けや独自のインセンティブ、半強制的な行政指導という、現在の、役に立たない組み合わせに代わるものとして、規制の標準化と、グローバルな同等資格や国際的に認められた評価手法の適用を提唱する。

EU-日本FTA/EPAは、EN（欧州規格）とCEマーキング（*Conformité Européenne*）をJIS/JAS（日本工業規格/日本農林規格）と相互交換可能な形で用いることができるよう、建設材料の規格と認証の相互受け入れを含むべきである。また、政府調達の透明性向上および共通規則の厳密な実施、持続可能な社会を推進する面での建設の役割の共同承認を確保すべきである。

主要な問題および提案

■ 建設材料規格と請負業者資格の整合化

年次現状報告：進展なし。 欧州企業は、革新的な設計、建材、工法の面で日本の建設市場の発展に大きな貢献をなしているが、欧州企業を誘致するには、過剰な規制や、変革に抵抗する地方行政当局の姿勢の変化、必須の認可を取得するための不必要に複雑な手続の合理化を必要とする。業界や国境を超えた規格や試験方法の整合化は、日本にとって見込まれる便益を達成する上で必要不可欠である。目下、日本に輸出される建設材料は、欧州と日本双方の規格に従って試験される。ほとんどの試験はきわめて似通っているにもかかわらず、である。日本向けの建設材料を試験することを認定された欧州の試験機関はほとんどない。これは必然的に日本への輸入のコストを高め、国産品よりも競争力を低下させる。

提案：

- 日本とEUの当局は、建設材料に関するJAS/JIS規格とEN規格の相互承認を目指すべきである。建設材料のCEマーキングは、日本で販売する際の高品質と安全性の保証手段として十分なはずである。整合化の欠如は残念ながら依然広く存在し、その例はフローリング分野や屋根板関係で見られる。
- 建設業許可証を交付する際には、海外での同様の経験が、国内の経験と同等のものと認められるべきである。

■ 安全で環境にやさしい建設の推進

年次現状報告：若干の進展。 建物の断熱の改善は、エネルギー使用を削減する最も簡単かつ最も効果的な方法の一つであり、そうすることで、有益な金銭的見返りも生み出す（出所：マッキンゼーの温室効果ガス排出削減費用曲線）。日本は現在、新規の建物により高い性能を課すための規制を設けているものの、リフォーム市場を刺激することを目指したインセンティブを通じ、既存の建物のエネルギー効率向上に重点を置かねばならない。二重ガラス窓や、高効率エアコン、壁や天井への断熱材の取り付けといった簡単な部材交換から、現場エネルギー回収や、水処理、その他の資源保全戦略のための新技術の利用まで、ビジネスチャンスは多岐にわたるだろう。

提案：

- 政府は、総合的システム・アプローチと、環境性能面の成果を測定する透明性ある方法の下、利用可能な最良の技術を応用することを視野に、二酸化炭素排出量を削減するという国際公約を履行する方法として、住宅および業務用建物のエネルギー効率を促進することを目指した規制の強化を継続すべきである。
- 現行の要件は欧州先進諸国の要件からは大きく遅れをとっているため、日本政府は、建物についての大幅に厳しい断熱基準の導入を命じるべきである。CASBEE（建築物総合環境性能評価システム）のような評価ツールや、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準、大型業務用建物についてのPAL/CEC（年間熱負荷係数/エネルギー消費係数）計算といった諸制度は適切な方向を目指しているが、それらに基づいてつくられる建物は、国際基準にはまだ達していない。

■ 情報と規制の透明性とアクセス可能性

年次現状報告：新たな問題。 目下、建設関係の法律やガイドラインの多くは、地方自治体の裁量に委ねられている。これは、場合によって疑問のある決定がなされることで、不確実さに満ちた状況を生み出してきた。地方自治体が法律を適切に解釈するために必要な知識を欠いている場合も見受けられる。

提案：

- 所管政府当局は、現在存在する地方の規制の寄せ集めを合理化するための適切な措置をとるべきである。
- 政府は、建設プロジェクト実施レベルでの知識拡大と法的枠組みの明確化を目指した、地方自治体向けの教育プログラムを促進すべきである。

産業用材料

はじめに

日本は、産業用材料加工面の深い知識と専門技術を持っており、とりわけ、ハイブリッド車用の充電式バッテリーの製造用に用いられる技術や、半導体製造向けのナノテクノロジー、環境技術に関連した各種製品といった多数の機密技術の最先端に位置している。こうした先進技術は、主要原材料の入手可能性と、安定した質の高い供給を確保する日本の能力にかかっている。したがって日本が、競争価格での供給の確保を基本に据えた戦略を採用することが何よりも重要であり、これは、海外供給者に国内市場への無制限のアクセスを認めることによつてのみ達成できる。日本企業の間では、リスクや不安定な供給源への依存を最小限に抑えるための戦略シフトがすでに起きており、現行の関税にも拘らず、彼らをして購買の多角化へと向かわせる。しかし、結局のところ、関税のつけは顧客へと回さざるをえないため、日本企業の競争力が損なわれる。

世界の主要な産業用材料消費国の1つである日本は、欧州企業が提供しうる信頼できる供給元から、市場ベース価格で高品質製品をより容易に入手できるなら、大きな恩恵に浴することだろう。しかし日本は、国際貿易機関（WTO）主導下での関税引き下げに関する正式交渉が終了しないうちは、工業原料の関税を一方的に引き下げることには難色を示してきた。ドーハ・ラウンドの決裂に伴い、日本は政策の再検討に着手した。あらゆるステンレス鋼製造における主要原料である高炭素含有フェロクロム（関税コード720241000）に対する関税の一方的撤廃は、大きな重要性をもつ歓迎すべき一歩である。

関税は、日本の国内産業の競争力を損ない将来を脅かす。ステンレス鋼生産等の業界各社が海外企業、とりわけ韓国企業と中国企業からの手強い挑戦に直面するなか、加工ニッケルへの関税は国内調達コストを大幅に高めている。耐火物・研磨工業や電気部品で広く使用されている溶融アルミナ（人工コランダム）と炭化ケイ素も同様の状況に置かれている。とりわけ、炭化ケイ素は、日本で急速に拡大しているエレクトロニクスおよび太陽光発電用のワイヤーソーイングで使用される。国内生産は年間需要のせいぜい10%しか満たすことができないにもかかわらず、輸入溶融アルミナと炭化ケイ素には共に3.3%の関税が課せられる。

この問題を回避するため、ケイ素の場合、日本は従来、関税を免除された単一の国から国内需要の90%を輸入してきた。しかし、この免除が取り除かれると、日本の産業界は関税の影響をもちに味わうことになる。四三酸化マンガン（ Mn_3O_4 ）はもう一つの例である。ベルギーは、中間原料として価格が乱高下し易い中国製マンガン金属を使用していない世界で唯一の生産国である。ベルギー製の Mn_3O_4 は、グループ内で入手できる鉱石から作られ、厳しい環境規制に適合しており、日本の産業への安全且つ安定した長期供給を保証しうる。しかし、ベルギー製の Mn_3O_4 に課せられる輸入税率のため、日本企業は代わりに中国の供給者に頼るようになっているが、これは、より長期的な国内産業の将来を脅かすものである。

圧延アルミ製品などのアルミ半製品には、7.5%の関税が課せられる。これが日本のアルミ業界に提供する保護は、業界の持続的な企業集中と相俟って、自動車、建設、エレクトロニクス、包装、食品業界といった下流の産業分野に不利益をもたらす。包装、フィルム、袋、成形用途向けに広く使用されている、低密度ポリエチレン（LDPE）等の輸入プラスチックおよび工業用ポリマーのコストも同様に膨らむ。エンドユーザーがいる分野は、食品や農業といった日本の戦略的産業であり、コーティングや包装としてますます使用されるようになっているLDPEの場合には、医療製品分野である。現在、エチレン系、プロピレン系、およびその他のオレフィン系のポリマーの一次製品には6.5%の関税がかけられる。政府は、国内産業が原材料をすべての供給元から無関税で調達できるようにすべきである。

関税は、欧州と日本間のビジネスポテンシャル拡大にとっての唯一の障壁ではない。事務上の負担の形での非関税障壁、登録手続における地域差、一貫性に欠ける分類の適用は、外国企業にとって、日本でビジネスを行うことを不必要に高コストかつ困難にしている。関税撤廃や整合化・簡素化の恩恵は、欧州の供給者のみならず、日本の産業界によってより一層実感されることとなり、日本の産業界の競争力を高めるだろう。EBCは、EU-日本FTA/EPAが、原材料と加工製品の両方を含む、すべての材料関連製品についての関税撤廃を含めることにより、こうした問題に対処することを願っている。

主要な問題および提案

■ 関税問題

年次現状報告：進展なし。ステンレススチール生産量全体の約60%はニッケルを含み、これは生産コスト全体の約40%に相当する。したがって、日本のメーカーがニッケル所要量を競争力のある価格で調達できること、およびニッケル製品への容易で安定したアクセスを保証されることが肝要である。しかし日本は、加工ニッケル製品に関税を課している世界で唯一の先進国である。関税率が精製ニッケルに及ぼす影響は、とりわけステンレス鋼産業の国内ユーザーにとってのコストの大幅増として現れてくる。輸入税の撤廃は、日本が競争力を維持する上で肝要である。

再生可能エネルギーや電池技術の利用拡大に伴い、国内の電池産業やハイブリッド産業が必要とする陰極材料に対する関税を日本が維持する意味はほとんどなくなる。EBCは、投入材料を無関税で輸入できれば、さらなる投資が可能になると確信する。炭化ケイ素と四三酸化マンガンに関しては、輸入のほとんどを唯一の供給国に頼っている。最大限の生産能力で稼働しても、需要のわずか10%にすぎないと推定される限られた国内生産能力を考慮するなら、これはとりわけ懸念すべきことである。

日本は、多くの産業で投入材料として使用される特定のアルミ製品など、一般的な製品の関税も維持している。同じことは、食品や飲料など、敏感で傷みやすい製品向けに高品質の製品が使用されるポリマーにも当てはまる。

提案：

- 政府は、以下を始めとするすべての産業用原材料の輸入税を廃止すべきである。
 - ◇ ニッケル製品、およびアルミ半製品や圧延アルミ等のアルミ
 - ◇ 溶融アルミナ、炭化ケイ素、四三酸化マンガン
 - ◇ 非有機化学製品およびポリマー

■ 関税分類

年次現状報告：進展なし。日本では欧州からの産業用材料供給に対し、時として恣意的な関税分類と改定が適用される。地方税関は一貫性をもって分類規則を適用せず、また、上訴メカニズムは、時間と費用の両方がかかり、国際慣行に沿った結果が出るという保証もない。日本市場に初めて参入する製品にとってだけでなく、突然の分類見直しに晒される既に定着した製品にとっても、これは問題である。

提案：

- 日本政府は、関税分類体制を合理化し、分類決定面での地方税関の間の一貫性向上と紛争解決メカニズムの強化と簡素化のための包括的戦略を策定すべきである。

■ 化学物質審査規制法

年次現状報告：新たな問題。現在、EUと日本は共に化学物質登録制度を導入済みであるため、輸出業者と輸入業者は、再試験、二重提出、およびEUと日本それぞれの規制を順守するための事務上の負担増に直面している。これに加え、EBCは、日本では場合によって、製品の試験と承認を受けるために競合他社に極秘データを引き渡す必要があることを懸念している。これは競争相手に不当な優位性をもたらし、公平な競争条件を乱し、アンバランスな競争を生み出す。

提案：

- EBCは、日本とEUがそれぞれの登録制度を整合化するか、または試験結果と関係書類を相互に承認して、再試験と無用の事務上の負担を回避できるようにすることを提案する。

Mr. Sonny Söderberg

Chair, Environmental Technology Committee

(President, TOMRA Japan Ltd.)

c/o TOMRA Japan Ltd.

Naval Bldg. 1F., 1-23-7 Omori-kita

Ota-ku, Tokyo 143-0016

Phone 03-6404-2401

Fax 03-6404-2403

環境技術

はじめに

政府は、2000年代に入って以降、環境保護、エネルギー効率、リサイクル、再生可能エネルギー、気候変動対策に関するさまざまな制度や野心的目標を発表してきた。2003年の「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（RPS法）、安倍元首相の「美しい星50（クールアース50）」提案、地球温暖化対策基本法、先般発表された「新成長戦略」はすべて、野心的な目標を掲げている。再生可能エネルギー特別措置法の導入と関連の固定価格買取制度の発表以降、産業および社会全体にとって、関連の技術・財政・法律問題に関して目下入手可能な詳細に基づいて環境技術を推進するための手段が手近にある。

温室効果ガス削減目標を達成するためには、日本はクリーンかつ再生可能なエネルギー源への莫大な投資を必要とし、日本のエネルギー市場に技術、専門知識、資金を投資することに意欲的な国際企業に市場を開放するよう努めるべきである。

RPS法は国内での再生可能エネルギー推進を意図したものであり、また、電力市場の規制緩和は新規参入促進を意図したものであったが、自由な市場アクセスと再生可能エネルギー利用を妨げる多くの重大な規制的障害がまだある。例えば、RPS法では、各エネルギー生産者の電源構成における再生可能エネルギーの義務量はわずか1.35%に設定されており、この目標非達成の罰金はきわめて少額（300万円）である。したがって、電力会社が再生可能エネルギー源を推進するインセンティブはほとんどない。さらに、系統アクセス規制や、わずかな地域送電容量は、独立系発電事業者（IPP）にとっての市場アクセスを妨げる。

エネルギー市場の競争増大は、価格低下とサービス向上を通じ、日本のエネルギー・ユーザーに恩恵をもたらす。再生可能エネルギーの利用増大は、輸入燃料への日本の依存度低下を助けることでさらなる恩恵をもたらす、エネルギー安全保障を向上させ、石油、石炭、ガス価格の上昇に対する緩衝材の役目を果たすことになる。

上記にかんがみ、新しい技術やソリューションの利用を促進し、併せてさらなるイノベーションを刺激し可能にするような形で、規制の構造、文言、実施方法を定めることが重要である。

多くの自主的かつ往々規制対象外のエコ表示制度が存在し、それらは一社または数社の企業によって独自に設けられていることが多い。そうした制度は、特定の製品やプロセスが「環境にやさしい」こと、あるいは「エコ製品」であることを示すにせよ、根拠となる、明確に規定され広く認められた基準は存在していない。これは、消費者にも生産財購買者にも同様に、製品やサービスが「環境にやさしい」という宣伝文句の妥当性を確認することや、環境影響の面から種々の業者の製品やソリューションを比較することを、不可能ではないにせよ、困難にする。

EBCは、環境規制・基準のさらなる整合化と協力がEU・日本間のFTA/EPAに盛り込まれるべきであると確信する。これは、環境に有益なだけでなく、日欧双方の企業に新技術や新研究への相互アクセスをもたらすことにもなるだろう。

主要な問題および提案

■ 環境基準

年次現状報告：進展なし。EBCは日本の当局に対し、とりわけエネルギー効率、再生可能エネルギー、温室効果ガス排出量といった重要な分野に関連した製品とサービスに関して、明確でしっかりとした環境基準の導入確保に一層の注意と努力を集中させるよう強く促す。環境基準を適用国際基準とできる限り整合化することは、日本の利益になる。

提案：

- 日本政府は、環境汚染除去に関する教育を向上させ、環境リスクを防止、低減、管理する新技術の開発を促進しなければならない。

■ 代替エネルギー

年次現状報告：若干の進展。EBCは、2012年7月に導入された代替エネルギー源についての固定価格買取制度を歓迎する。EBCは依然、日本のエネルギー市場を新規参入者にさらに開放することが日本の利益になると確信しており、政府に対し、イノベーション、競争、効率の促進のため、規制環境を合理化するよう促す。日本におけるウインドファームの建設・運用に関する現行の基準や規制は、欧州のベストプラクティスに比べきわめて複雑であり、風力エネルギー・プロジェクトを構築するコストを増大させる。EBCは、風力エネルギーの規制体制を大幅に簡素化し、既存の国際電気標準会議（IEC）規格と整合化すべきである。実際、「日本電機工業会」（JEMA）の傘下に設けられた新しい技術委員会（TC88/MT22 J）の目標の一つは、国際的に整合化された手続を実現することである。EBCは、欧州の風力企業を日本に再誘致するため、また、こうした国際的な規制や基準がすでに適用されている欧州市場における日本のエンジニアリング企業やウインドファーム開発業者の見通しを向上させるためには、これが必要であると確信している。

提案：

- 政府は、IPPを奨励するための日本の電力市場改革を加速化すべきである。これには以下が含まれる。すなわち、電力事業者について、再生可能エネルギー利用の優先順位を定めること、電力会社をエネルギー生産、送電、小売事業に分離すること、IPPにとっての系統アクセスを拡大すること。
- 政府は、風力エネルギーの技術規格をIEC規格に沿ったものに改定して、競争と自由貿易を拡大すべきである。

■ 容器包装廃棄物管理

年次現状報告：進展なし。廃棄物管理に関する法律と規制は、目標とパラメータを定め、関係の地方自治体と業界関係者が順守しなければならない責任を割り当てるべきである。こうした責任および関連の財政負担は、地方自治体、生産者、流通業者、小売業者といった各利害関係者の環境影響を公正に反映すべきである。さらに、実効性を持つためには、こうした事業者ならびに消費者に、資源節約活動に参加するインセンティブを提供しなければならない。さらにまた、どんな具体的な技術やプロセスを使用すべきかをあまりに事細かに規制が規定してしまうと、新しい技術やソリューションの潜在的メリットが制限されたり、利用が妨げられさえするおそれがある。容器包装リサイクル法は、後者のタイプの規制の一例である。

提案：

- EBCは、日本の当局が欧州の環境規制当局を手本にし、明確な原則に基づき、かつすべての事業者が廃棄物の取り扱いに参加するための強力なインセンティブを伴って、法律と規制を適用するよう提案する。これにより、新しい改良された技術の開発および天然資源の効果的な利用が促されるだろう。

Mr. Frenk Withoos

Chair, Energy Committee
(Vice President, ABB K.K.)
c/o ABB K.K.

Cerulean Tower, 26-1, Sakuragaoka-cho
Tokyo 150-8512
Phone 03-5784-6053
Fax 03-5784-6277

エネルギー

はじめに

日本の電力事業は、それぞれの地域における発電・送電・配電を事実上独占する10社の民間の電力会社によって運営されている。2000年3月、大口需要家に対する電力小売供給の部分的自由化が導入された。経済産業省の諮問機関である総合資源エネルギー調査会の電力事業分科会は、安定した電力供給を確保するために発電・送電・配電の垂直統合を維持する限定的な自由化モデルを決定した。料金設定の分野では、部分的自由化以前からすでに用いられていた「総括原価方式」の見直しが様々の機会になされてきたが、依然従来のままとなっている。

日本はガス、石油、石炭を輸入に大きく依存している。1970年代の石油危機以降、日本は原子力の利用増大を通じてこの依存度を低下させることに乗り出した。2010年のエネルギーミックスは、原子力26%、再生可能エネルギー11%、化石燃料57%、熱電併給6%となっていた。しかし、2011年3月の東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故以後、日本の原子力発電所すべては停止され、ほとんどがまだ稼働していない。そのため、日本の輸入化石エネルギー資源への依存度は再び高まっている。

日本のエネルギー政策は、エネルギー政策基本法として定められており、これは以下の目標を掲げている。

1. 安定したエネルギー供給の確保。
2. 環境への適合。
3. 上記2つの基本目標を十分考慮したうえでの市場原理の活用。

東日本大震災後、日本の電力事業モデルは見直しがなされた。経済産業省の電力システム改革専門委員会は、現在、発電事業を送配電事業から分離するための2つの案を検討中である。どちらの案も、主要幹線を運用するための全国にまたがる広域系統運用者の設置を前提としている。現状、日本の送電網は発電設備を中心に構成され、主要送電は500kVである。3つの周波数変換所で、50Hz系統と60Hz系統を接続している。（欧米の送電網は網の目状の系統である。これはより効率的な送電網であるが、運用・管理はより困難である。）

全体的モデルに加え、エネルギーミックスも引き続き見直しがなされている。震災前の計画は原子力の割合の増加を提案していたが、最新の選択肢ではすべて、現在と同水準、あるいは減少を提示している。検討された3つのシナリオは、原子力が0%、15%、または20~25%で、再生可能エネルギーはすべての選択肢において25%~35%に増加し、省エネルギーが20%を占める。これらのシナリオについての協議の結果、内閣は2030年代までに原発稼働ゼロを目指すことを決定した。

2012年7月、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が施行され、太陽光、風力、地熱、小水力、バイオマスに由来する電力の買取を電力会社に義務づけるとともに、そのコストを消費者に転嫁することを電力会社に認めた。その狙いは、政府のエネルギー・環境会議が定めた「グリーン成長戦略」の一環として、再生可能エネルギー分野への投資を促進することである。

既に設置済家庭用ソーラーパネル3ギガワット相当に加え、太陽エネルギーは新しい電力事業や産業用太陽光発電所によって今後急速に増加すると予想される。現在、560メガワット以上のプロジェクトが2012年~2013年の完成を目指し進行中である。業界アナリストは、国内太陽光発電市場が2012年には1.7~2.5ギガワット時の年間水準に達し、2016年までには経済産業省の目標に即した17,900ギガワット時の累積発電容量の水準に成長し、日本全体の電力消費量の2%弱を占めることになると予想している。

EBCは、日本とEUが相互から学べるところがきわめて多いこの分野における日・EU間の連携をさらに強化するため、FTA/EPA交渉においてエネルギーについての話し合いが行われることを期待している。

主要な問題および提案

■ 安定供給とコストのかねあい

日本経済にとって、エネルギーの安定供給は常に最優先課題でなければならない。しかし、「総括原価方式」は、コスト削減と効率向上を図る上で、電力会社に十分なインセンティブを提供していないおそれがある。化石燃料は今後とも、エネルギーミックスの柱であり続ける公算がきわめて大きい、そのコストでは持続不可能な状況にあり、日本の電力会社にとって短期的にも持続不可能な水準である。グローバル市場における日本の産業全般の競争力に影響を及ぼしている。

提案：

- 電力会社は、設備投資（CAPEX）と運用コスト（OPEX）の両方を劇的に低下させることのできる国際標準の製品とソリューションを受け入れるべきである。
- 世界貿易機関（WTO）のガイドラインに沿って、調達における透明性を向上させるべきである。
- 温室効果ガスを削減するため、化石燃料のうち、天然ガスの利用を増やすべきであり、発電への将来の投資に際してはガス火力発電所を優先すべきである。
- 原子力は産業や市民に電力を低価格で提供する上で重要な役割を果たすことから、日本のエネルギーミックスの中核的構成要素であり続けよう。原子力の長期的な持続可能性は、核燃料サイクルをクローズドシステム化する方針（廃棄物量削減）の決定に依存する。しかしながら、既存原発の老朽化に対処し、施設利用率を向上させ、核燃料サイクルの適切な管理が必要になるだろう。
- 再生可能エネルギーの開発は、エネルギー供給の安全性と信頼性を向上させることを目指し、野心的でありながらも現実的な目標を立てて実行しなければならない。グリッドパリティの達成は必要不可欠であるが、産業の競争力を損ねる形で追求してはならない。

■ 発電・送電・配電の分離

現状では、求められる透明性と費用効率が提供されていない。安定供給も保証されず、電力会社間および50Hzと60Hzの系統間の連系は限られている。

提案：

- 透明性を引き上げて高い費用効率を実現しつつ、送電系統への必要とされる投資を可能にするため、発電と送電を分離する。
- 50Hz系統と60Hz系統の接続のために、最新の国際的な直流送電（HVDC）を用いる。
- 送電系統の強化と、再生可能エネルギーのより効率的な統合を目指した容量拡大のため、最新の国際的なHVDCとフレキシブル交流送電システム（FACTS）を用いる。

■ 原子力安全

福島第一原発事故を受けて、日本は原子力安全規制機関を改革し、今では独立性が強化された機関となっている。目下、日本は原子力安全基準の見直しを行っており、これは原発事業者による安全性向上をもたらすことになる。EBCは、新たに設置されたNRA（原子力規制委員会）によって今後数ヶ月の間に発表されることになる新しい安全規則が日本の電力会社によって適切に実施されることが最も重要であると確信する。

提案：

- 先ごろ設置された原子力専門家で構成されるNRAなどの独立規制委員会の監視下、原子力の安全水準を継続的に向上させる。
- 国際査察団のサポートを得て個々の原発の安全対策を見直し、再稼働前に勧告を実施する。
- 少なくとも国際標準および手順を用いる。
- 国際協力を通じてベストプラクティスを共有し共通の安全要件を確立する。

■ 風力エネルギー

風力エネルギーは、日本が輸入化石燃料への依存度を低下させるとともに国内のエネルギー源の1つを活用するための確立された方法である。さらに風力は、他の多くの燃料源が持つ汚染や安全面のリスクを伴うことなく、日本が排出量目標を達成する助けとなる。したがって、日本がまだ、陸上風力発電所と洋上風力発電所のどちらの利用も適切に推進していないのは残念なことである。最新式の風力タービンは、今では、大規模送電システムや孤立した地域送電網といったあらゆる種類の既設電力システムとうまく連系する高度な技術を採用している。EBCは、日本政府が、国際電気標準会議（IEC）が遂行している風力エネルギーの技術規格に関する作業にも注目するよう提案する。

提案：

- 風力発電所開発のコスト、ひいては国民の負担を高める不必要な規制の数を減らす。
- 風力発電所開発に適用される環境影響評価要件をより適切な水準へと改め、妥当な時間枠内での開発を可能にする。
- 国内の風力タービンおよびその構成部品に関して、既存の国内認証基準よりむしろ、国際的に受け入れられた認証基準を採用する。これにより、投資拡大の促進、日本の技術輸出潜在力の向上にもつながる。

■ 太陽エネルギー

発電用および産業用太陽エネルギーの持続可能な成長の主な阻害要因は、土地利用区分を非農業用途向けに変更するための特別許可取得や、資金調達ができる可能性のあるエンジニアリングおよび建設会社の確保、メガソーラー（大規模太陽光発電）案件用プロジェクト融資確保等のための、煩雑な手続である。日本の電力会社が間もなく直面するであろう付加的な難題は、再生可能エネルギー発電の散在する発電所で変動する発電量を既存の電力網に統合するための費用効果の高いソリューションの運営である。

提案：

- 再生可能エネルギー発電向けに特別に許可された土地の利用区分変更手続を合理化する。
- ソーラーモジュールおよびシステム部品に関し、既存の「日本独自」の認証基準を強制するのではなく、国際的に受け入れられた認証基準を採用する。
- 日本のメガバンクおよび地方銀行の貸出基準の標準化を推進する政府支援の拡大。
- 太陽光発電プロジェクト建設を日本の新興のエンジニアリングおよび建設土建会社に発注した場合、電力会社にインセンティブがあるプログラムを設ける。

補遺

**Blue Star Sponsors
Special Sponsors
Sponsors
Supporters
EBC Premier & Affiliate Members
Executive Operating Board
Board of Governors**



BLUE STAR SPONSORS

CHANEL



FRESHFIELDS BRUCKHAUS DERINGER

BLUE STAR SPONSORS



Johnson & Johnson



BLUE STAR SPONSORS

PHILIPS



SPECIAL SPONSORS

Lufthansa German Airlines

LVMH Moët Hennessy Louis Vuitton Japan K.K.

Mercedes-Benz Japan Co., Ltd.

MHD Moët Hennessy Diageo K.K.

Novo Nordisk Pharma Ltd.



SPONSORS

ABB K.K.

Air Liquide Asia-Pacific

ArcelorMittal Japan

BNP Paribas

Boehringer Ingelheim Vetmedica Japan Co., Ltd.

Clarins K.K.

Danone Japan Co., Ltd.

DHL Global Forwarding Japan K.K.

Gambro K.K.

Goldschmidt-Thermit Japan Co., Ltd.

H&R Consultants K.K.



SPONSORS

Hoganas Japan K.K.

ING Bank N.V.

Lend Lease Japan, Inc.

Merial Japan Ltd.

MIE PROJECT Co., Ltd.

Swedish Chamber of Commerce & Industry in Japan

Swiss Chamber of Commerce & Industry in Japan

TÜV Rheinland Japan Ltd.

UPM-Kymmene Japan KK

Vaisala K.K.

The Westin Tokyo



SUPPORTERS

Air France

Bayer Yakuhin, Ltd./Animal Health Division

Boehringer Ingelheim Japan Inc.

Bulgari Japan Ltd.

Embassy of Finland

Embassy of Spain

Eramet International - Tokyo Branch

Forbo Flooring B.V. Japan Branch

Hornmark K.K.

Intesa Sanpaolo s.p.A.

Nihon Michelin Tire Co., Ltd.

Puratos Japan Co., Ltd.

Radiometer K.K.

Royal Netherlands Embassy

sanofi-aventis K.K.

SAS Scandinavian Airlines

Sonderhoff & Einsel Law and Patent Office

Treibacher Schleifmittel Japan KK

ZF Japan Co., Ltd.



EBC PREMIER & AFFILIATE MEMBERS

EBC Premier Member

Chanel K.K.

EBC Affiliate Members

Air Liquide Asia-Pacific

Asian Tigers Premier Worldwide Movers Co., Ltd.

Custom Media

GE Japan Corporation

Hapag-Lloyd (Japan) K.K.

Konigstedt Ltd.

Oakwood

Paradigm

UPM-Kymmene Japan KK

Vaisala K.K.

VOX Global Japan K.K.



EXECUTIVE OPERATING BOARD

EBC Chairman

Duco B. Delgorge

President, MIE PROJECT Co., Ltd.
1-5-1-405 Shoto, Shibuya-ku, Tokyo 150-0046
Tel: 03-5465-2121; Fax: 03-5465-2123

EBC Senior Vice-Chairman

Michel Theoval (France)

Country Director, GHT - Group Hi Tech, a division
of PMC Co., Ltd.
PMC Bldg. 6F., 1-23-5 Higashi-Azabu
Minato-ku, Tokyo 106-0044
Tel: 03- 03-3585-2262; Fax: 03- 3585-1134

EBC Treasurer

Erik Ullner (Finland)

Chief Representative, Konigstedt Ltd.
1355-1 Torinosu, Hochi
Karuizawa-machi
Kita Saku-gun, Nagano-ken 389-0113
Tel: 0267-44-6775; Fax: 0267-44-6772

EOB Members

Michael A. Loefflad (Austria)

Representative Director & President
Wuerth Japan K.K.
MT Bldg., 33 Sanmaichou, Kanagawa-ku
Yokohama-shi, Kanagawa 221-0862
Tel: 045-488-4186; Fax: 045-488-4187

Paolo Mattioli (Italy)

President
Marposs K.K.
Marposs Bldg., 5-34-1 Minami Magome
Ohta-ku, Tokyo 143-0025
Tel: 03-3772-7011; Fax: 03-3772-7093

Bernard de le Court (Belgium/Luxembourg)

Representative Director
PinguinLutosa Japan K.K.
208 Palais Royal Rokubancho
6-1 Rokubancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0085
Tel: 03-5275-6517; Fax: 03-5275-6518

Taco de Vries (Netherlands)

Vice President
Randstad K.K.
New Otani Garden Court 21F.
4-1 Kioi-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-8578
Tel: 03-5275-1871; Fax: 03-5275-1878

Richard Thornley (Britain)

Regional Director, Japan, Rolls-Royce Japan Co., Ltd.
Room 3124A, Kasumigaseki Bldg.
3-2-5, Kasumigaseki
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6031
Tel: 03-3592-0966; Fax: 03-3592-0969

Rune Nordgaard (Norway)

Sales & Marketing Director, Precision Tubing Japan
Hydro Aluminium Japan K.K.
Shin-Otemachi Bldg. 2F.
2-2-1 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004
Tel: 03-5225-5110; Fax: 03-5222-5102

Claus Eilersen (Denmark)

President & Representative Director
Novo Nordisk Pharma Ltd.
Meiji Yasuda Seimei Bldg.
2-1-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005
Tel: 03-6266-1000; Fax: 03-6266-1807

Takeshi Fujiwara (Sweden)

President
Gambro K.K.
St. Luke's Tower 14F.
8-1 Akashicho, Chuo-ku, Tokyo 104-0044
Tel: 03-5843-0220; Fax: 03-5843-0281

Nicholas Speeks (Germany)

President & CEO
Mercedes-Benz Japan Co., Ltd.
Roppongi First Bldg.
1-9-9 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-8506
Tel: 03-6369-7172; Fax: 03-6369-7126

Christoph Saxer (Switzerland)

Manager, Development Finance Group
Development Division, Novartis Pharma K.K.
4-17-30 Nishi-Azabu
Minato-ku, Tokyo 106-8618
Tel: 03-3797-1321; Fax: 03-3797-8220

Declan Collins (Ireland)

Director, PR & Communications
Ireland Japan Chamber of Commerce (IJCC)
Ireland House 4F., 2-10-7 Kojimachi
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083
Tel: 03-3263-8520; Fax: 03-3265-2275



BOARD of GOVERNORS

EBC Chairman

Duco B. Delgorge

President, MIE PROJECT Co., Ltd.
1-5-1-405 Shoto, Shibuya-ku, Tokyo 150-0046
Tel: 03-5465-2121
Fax: 03-5465-2123

EBC Senior Vice-Chairman

Michel Theoval

Country Director, GHT - Group Hi Tech,
a division of PMC Co., Ltd.
PMC Bldg. 6F., 1-23-5 Higashi-Azabu,
Minato-ku, Tokyo 106-0044
Tel: 03-3585-2262
Fax: 03-3585-1134

EBC Vice-Chairman

Danny Risberg

President and CEO
Philips Electronics Japan, Ltd.
Philips Bldg., 2-13-37 Konan
Minato-ku, Tokyo 108-8507
Tel: 03-3740-5001
Fax: 03-3740-5012

EBC Treasurer

Erik Ullner

Chief Representative, Konigstedt Ltd.
1355-1 Torinosu, Hochi
Karuzawa-machi, Kita Saku-gun
Nagano-ken 389-0113
Tel: 0267-44-6775
Fax: 0267-44-6772

Austria (ABC)

President

Peter Aldrian
Managing Director
PLANSEE Japan Ltd.
Akasaka Twin Tower 8F, 2-17-22 Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 03-3568-2451; Fax: 03- 3568-2450

Representative

Martin Glatz
Commercial Counsellor
Austrian Embassy
3-13-3 Motoazabu
Minato-ku, Tokyo 106-8691
Tel: 03-3403-1777; Fax: 03-3403-3407

Belgium/ Luxembourg (BLCCJ)

President

Fabrice D. Tilot
President, Triple-A Management, Ltd.
Isobe Bldg. 7F., Samoncho 13
Shinjuku-ku, Tokyo 160-0017
Tel: 03-3225-8402; Fax: 03-3341-4550

Senior Representative

Sophie Bocklandt
Dai 10 Daitetsu Bldg. 5F
23 Arakicho
Shinjuku-ku, Tokyo 160-0007
Tel: 03-6457-8662; Fax: 03-6457-8663

Britain (BCCJ)

President

Nick Walters
c/o British Chamber of Commerce in Japan
(BCCJ)
12F Ark Mori Bldg., 1-12-32 Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-6012
Tel: 03-4360-8361; Fax: 03-4360-8454

Executive Director

Lori Henderson
12F Ark Mori Building
1-12-32 Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-6012
Tel: 03-4360-8361; Fax: 03-4360-8454

Denmark (DCCJ)

President

Henrik Irmov
Managing Director, Scan Logistics K.K.
Shimojin Bldg. 4F, 4-18-7 Taito
Taito-ku, Tokyo 110-0016
Tel: 03-5817-3561; Fax: 03-5817-3562

Executive Directors

Nanami Mie Brandt & Daiki Koshiba
c/o Royal Danish Embassy
29-6 Sarugaku-cho
Shibuya-ku, Tokyo 150-0033
Tel: 03-3780-8729; Fax: 03-3476-4234



BOARD of GOVERNORS

Finland (FCCJ)

President

Marko Saarelainen
President, Honka Japan, Inc.
Kozuki Capital East 4F., 1-2-7 Kita-Aoyama
Minato-ku, Tokyo 107-0061
Tel: 03-3709-4169; Fax: 03-3709-4168

Executive Director

Clas G. Bystedt
Forest View Meguro 101
5-11-17, Shimomeguro
Meguro-ku, Tokyo 153-0064
Tel: 03-5725-9596; Fax: 03-5725-9597

France (CCIFJ)

President

Bernard Delmas
President & CEO
Nihon Michelin Tire Co., Ltd.
Fujimi Bldg., 1-6-1, Fujimi
Chiyoda-ku, Tokyo 102-8176
Tel: 03-5210-2670; Fax: 03-5210-2696

Director General

Nicolas Bonnardel
Ida Bldg.
5-5 Rokubancho,
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0085
Tel: 03-3288-9622; Fax: 03-3288-9558

Germany (DIHKJ)

President

Otto F. Benz
General Manager Japan
Lufthansa German Airlines
3-1-13 Shibakoen
Minato-ku, Tokyo 105-0011
Tel: 03-5402-5201; Fax: 03-5402-5209

Executive Director / Delegate of German Industry & Commerce in Japan

Manfred Hoffmann
Sanbancho KS Bldg. 5F
2-4 Sanbancho,
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075
Tel: 03-5276-9811; Fax: 03-5276-8733

Greece (Hellenic Foreign Trade Board)

Representative

Georgios Tossounis
Head of Economic & Commercial Affairs
Embassy of Greece
3-16-30 Nishi-Azabu
Minato-ku, Tokyo 106-0031
Tel: 03-3404-5853; 03-3404-5845

Iceland (ISCCJ)

President

Arni Pall Einarsson
President, Atlantis Co., Ltd.
Casa Versole 501, 2-16-3 Higashi-Shimbashi
Minato-ku, Tokyo 105-0021
Tel: 03-5408-6211; Fax: 03-5408-0033

Secretariat

Akiko Hasegawa
c/o Embassy of the Republic of Iceland
4-18-26 Takanawa
Minato-ku, Tokyo 108-0074
Tel: 03-3447-1944; Fax: 03-3447-1945

Ireland (IJCC)

Director

Matthew G. Connolly
Managing Director, EIRE Systems K.K.
Suruga Bldg., 3-24-1 Shiba
Minato-ku, Tokyo 105-0014
Tel: 03-5484-7935; Fax: 03-5484-7934

Executive Secretary

Ikuko Collins
Ireland House 4F.
2-10-7 Kojimachi
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083
Tel: 03-3263-8520; Fax: 03-3265-2275

Italy (ICCJ)

President

Francesco Formiconi
Chief Operating Officer
Giorgio Armani Japan Co., Ltd.
Armani/Ginza Tower
5-5-4 Ginza, Chuo-ku, Tokyo 104-0061
Tel: 03-6274-7085; Fax: 03-6274-7089

Secretary General

Davide Fantoni
Enokizaka Bldg. 3F
1-12-12 Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 03-3560-1100; Fax: 03-3560-1105



BOARD of GOVERNORS

Netherlands (NCCJ)

President

Hans van der Tang
President, Japan Advisory Inc.
3-8-1-221 Nishiwaseda
Shinjuku-ku, Tokyo 169-0051
Tel: 03-5272-8286; Fax: 03-4496-6163

Norway (NWCCJ)

President

Christian Moen
Founder & President, Atilika Inc.
Meisan Fuji Bldg. 2F., 3-7-4 Kasumigaseki
Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013
Tel: 03-4577-3315; Fax: 03-4577-3316

Poland (PCCIJ)

President

Piotr R. Suszycki
Chairman, Member of the Board
NCM Entertainment Corporation
c/o C&M, JR Tokyu Meguro Bldg. 9F., 3-1-1
Kami-osaki, Shinagawa-ku, Tokyo 141-0021
Tel: 03-5436-3271; Fax: 03-5436-3272

Spain (Spanish Institute of Foreign Trade)

Representative

Rafael Coloma
Head of the Economic & Commercial Office
Embassy of Spain
3F., 1-3-29 Roppongi
Minato-ku, Tokyo 106-0032
Tel: 03-5575-0431; Fax: 03-5575-6431

Sweden (SCCJ)

President

Stefan Gustafsson
Managing Director, IFS Japan K.K.
Sumitomo Fudosan Shiba Bldg. 4-gokan 9F.
2-13-4 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014
Tel: 03-5419-7900; Fax: 03-5419-7909

Switzerland (SCCIJ)

President

Martin Stricker
President & Representative Director
Gaipro, Inc.
Nihon Towel Building 6F.
3-4-5 Nihonbashi Ningyo-cho
Chuo-ku, Tokyo 103-0013
Tel: 03-5913-9588; Fax: 03-5913-9589

Office Manager

Etsuko Yamanaka
3449-97 Nogawa
Miyamae-ku, Kawasaki-shi
Kanagawa 216-0001
Tel & Fax: 044-740-1558

Executive Director

Michal Berg
c/o Royal Norwegian Embassy
5-12-2 Minami Azabu
Minato-ku, Tokyo 106-0047
Tel: 03-3440-9935; Fax: 03-3440-2719

Operation Manager

Kuniko Iizuka
JR Tokyu Meguro Bldg. 9F.
3-1-1 Kami-osaki
Shinagawa-ku, Tokyo 141-0021
Tel: 03-5436-3271; Fax: 03-5436-3272

General Manager

Taiko Nakazato
c/o Embassy of Sweden
1-10-3-603 Roppongi
Minato-ku Tokyo 106-0032
Tel: 03-5562-5140; Fax: 03-5562-5160

Executive Secretary

Mariko Tateno
Toranomom No.2 WAIKO Bldg. 3F
5-2-6 Toranomom
Minato-ku, Tokyo 105-0001
Tel: 03-5408-7569; Fax: 03-3433-6066



BOARD of GOVERNORS

**Committee
Chairmen
Representative**

Danny Risberg
President and CEO
Philips Electronics Japan, Ltd.
Philips Bldg., 2-13-37 Konan
Minato-ku, Tokyo 108-8507
Tel: 03-3740-5001
Fax: 03-3740-5012

**Committee
Chairmen
Representative**

Otto F. Benz
General Manager Japan
Lufthansa German Airlines
3-1-13 Shiba-Koen
Minato-ku, Tokyo 105-0011
Tel: 03-5402-5201; Fax: 03-5402-5209

**Committee
Chairmen
Representative**

Steve Burson
President
H&R Consultants K.K.
2F EXOS Ebisu
1-24-14 Ebisu
Shibuya-ku, Tokyo 150-0013
Tel: 03-5449-6061; Fax: 03-5449-3267

欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F
電話：03(3263)6222 Fax：03(3263)6223
Eメール：ebc@gol.com ホームページ：<http://www.ebc-jp.com>